

審判所情報 (審判部関係)	平成30年6月19日	国税不服審判所
	第2号	

「証拠の閲覧・写しの交付マニュアル」について

標題のことについては、別添のとおり作成したので、執務の参考にされたい。

なお、本マニュアルは、平成30年3月28日付国管管2-4『審査事務提要の制定について』の全部改正についての一部改正について(事務運営指針)及び各支部からの意見等を踏まえ、平成29年6月27日付審判所情報(審判部関係)第3号『証拠の閲覧・写しの交付マニュアル』についてを改訂したものである。

証拠の閲覧・写しの交付マニュアル

平成30年6月
国税不服審判所

序章 凡例、關係法令等

凡 例

このマニュアルにおいて使用する略称・略語の意義は、平成28年2月8日付国管管2-3「『審査事務提要の制定について』の全部改正について」（事務運営指針）（以下「審査事務提要」という。）の凡例に定めるほか、次に定めるところによる。

略称・略語	意 義
管理課長等 写し等	管理課長及び管理課長が適宜の方法で指名した者 法第97条の3第1項《審理関係人による物件の閲覧等》に規定する書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面
閲覧等	法第97条の3第1項に規定する書類その他の物件の閲覧又は当該書類の写し等の交付
閲覧等請求人	閲覧等を求める者
閲覧等請求対象書類等	令第35条の2第1項第1号《交付の求め等》に規定する対象書類及び対象電磁的記録
送料	令第35条の2第8項に規定する送付に要する費用
手数料	令第35条の2第3項に規定する手数料
手数料等	手数料及び送料
マスキング	閲覧等請求対象書類等について、法第97条の3第1項後段に規定する「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」及び「その他正当な理由があるとき」に該当する部分を黒塗りする方法で覆い隠す処理

目 的 等

今般の制度改正により、審理関係人に対する手続保障の観点から、法第97条の3《審理関係人による物件の閲覧等》第1項において、閲覧等につき、①法第97条第1項第2号《審理のための質問、検査等》の規定により提出された帳簿書類等が閲覧の対象とされ、②提出された書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の請求が認められ、③原処分庁に対しても閲覧等の請求を認める制度が新設された。

そこで、閲覧等の請求に係る事務について、その適切な処理はもとより、効率化等にも資することを目的として、審査事務提要を基に、新たな事務手続上の留意点や様式の記載例を掲載し、また、典型的な証拠のマスキングすべき箇所について、その考え方及びマスキング例を示したマニュアルを作成したので、執務の参考にされたい。

関係法令等

【法第96条（証拠書類等の提出）】

- 1 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 2 原処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
- 3 前2項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【法第97条（審理のための質問、検査等）第1項】

担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審理関係人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 審査請求人若しくは原処分庁（第4項において「審査請求人等」という。）又は関係人その他の参考人に質問すること。
- 二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。
- 三 第1号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 四 鑑定人に鑑定させること。

【法第97条の2（審理手続の計画的遂行）第1項】

担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜^{そう}しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第95条の2から前条第1項まで（口頭意見陳述等）に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

【法第97条の3（審理関係人による物件の閲覧等）】

- 1 審理関係人は、次条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第96条第1項若しくは第2項（証拠書類等の提出）又は第97条第1項第2号（審理のための質問、検査等）の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 担当審判官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、担当審判官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 担当審判官は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 担当審判官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

【令第35条の2《交付の求め等》】

- 1 法第97条の3第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 交付に係る法第97条の3第1項に規定する書類（以下この条において「対象書類」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下この条において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
 - 二 対象書類又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次項各号に掲げる交付の方法をいう。）
 - 三 対象書類又は対象電磁的記録について第8項に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨
- 2 法第97条の3第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。
 - 一 対象書類の写しの交付にあつては、当該対象書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
 - 二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- 3 法第97条の3第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 4 手数料は、財務省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として国税庁長官がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合
 - 二 国税不服審判所の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税庁長官が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合
- 5 担当審判官は、法第97条の3第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第97条の3第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を担当審判官に提出しなければならない。

- 7 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号（種類）に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 8 法第 97 条の 3 第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、財務省令で定める方法により納付しなければならない。

【規則第 12 条の 2 《電磁的記録に記録された事項の表示等》】

- 1 法第 97 条の 3 第 1 項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による閲覧に係る電磁的記録（法第 34 条の 6 第 3 項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項の表示は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。
- 2 令第 35 条の 2 第 4 項（交付の求め等）に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。
 - 一 令第 35 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する対象書類を複写し、又は同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を出力した用紙について法第 97 条の 3 第 1 項の規定による交付を求める枚数
 - 二 令第 35 条の 2 第 3 項に規定する手数料の額
- 3 令第 35 条の 2 第 8 項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

【基通 97 の 2 - 1 《審理手続の計画的遂行が必要であると認められる場合》】

法第 97 条の 2 第 1 項の「審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合」とは、例えば、次のような事件で、審理手続に要する期間が長期間に及ぶことが見込まれる場合をいう。

- (1) 争点が多数ある事件
- (2) 事実関係が錯綜^{そう}している事件
- (3) 審理関係人から提出された証拠書類等が膨大にある事件
- (4) 証拠又は資料の収集やその検討に時間を要する事件

【基通 97 の 3 - 1 《審理手続が終結するまでの間》】

法第 97 条の 3 第 1 項の「審理手続が終結するまでの間」とは、法第 94 条第 1 項《担当審判官等の指定》の規定により担当審判官が指定された時から法第 97 条の 4 第 1 項又は第 2 項《審理手続の終結》の規定により審理手続を終結した時までをいう。

【基通 97 の 3 - 2 《第三者の利益を害するおそれ等》】

法第 97 条の 3 第 1 項の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、例えば、同項の規定による閲覧又は交付を求める者以外の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときをいい、また、同項の「その他正当な理由があるとき」とは、例えば、国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧又は交付の対象とすることにより、当該事務又は事業の性質上、それらの適正な遂行に支障を来すおそれがあるときをいう。

【基通97の3-3《提出人の意見を聴く必要がないと認めるとき》】

法第97条の3第2項ただし書の「必要がないと認めるとき」とは、提出人の意見を聴くまでもなく、担当審判官が閲覧又は交付の求めに対する判断が可能であるときをいい、例えば、次のときをいう。

- (1) 公になっている情報と判断できるとき。
- (2) 明らかに97の3-2に該当すると判断できるとき。

第1章 事務手続上の留意点

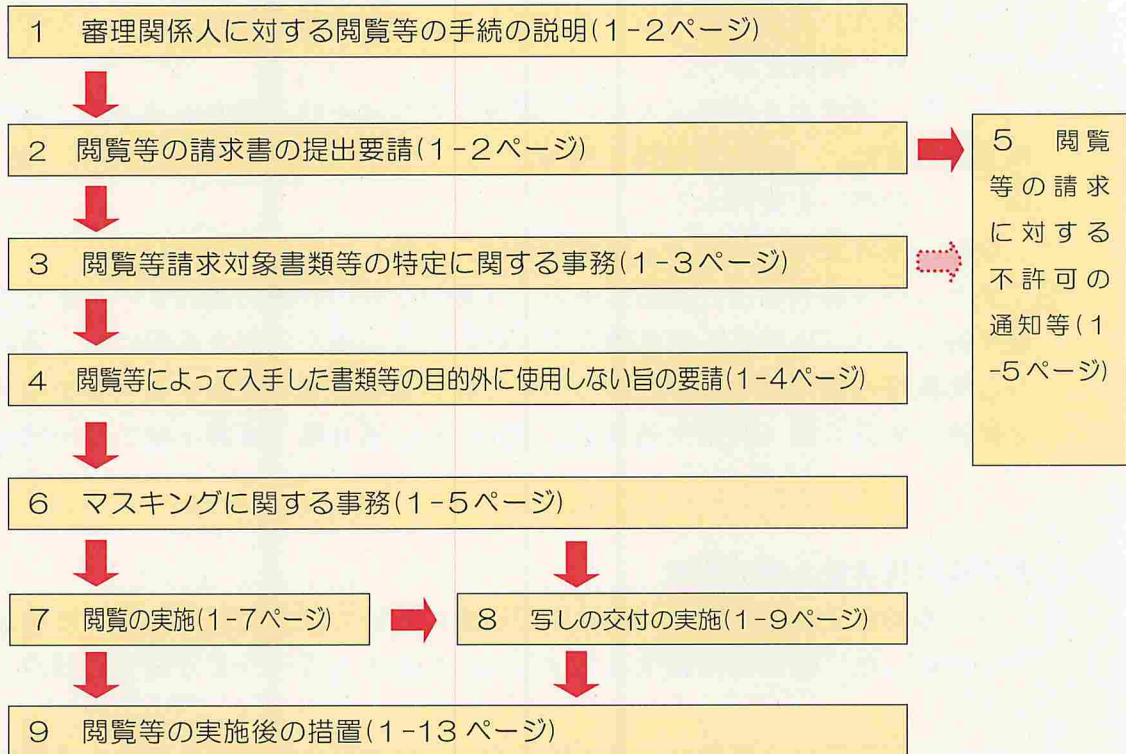
目 次

	ページ
基本的な事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
【参考1】 閲覧等の請求が認められない場合及びその場合の対応・・・	1-1
1 審理関係人に対する閲覧等の手続の説明・・・・・・・・	1-2
2 閲覧等の請求書の提出要請・・・・・・・・	1-2
3 閲覧等請求対象書類等の特定に関する事務・・・・・・・・	1-3
【参考2】 「証拠説明書」提出の要請・・・・・・・・	1-4
【参考3】 各目録の作成に当たっての留意点・・・・・・・・	1-4
4 閲覧等によって入手した書類等を目的外に使用しない旨の要請・・・	1-4
5 閲覧等の請求に対する不許可の通知等・・・・・・・・	1-5
6 マスキングに関する事務・・・・・・・・	1-5
(1) 第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき等・・・・・・・・	1-5
(2) 提出人に対する意見の求め等・・・・・・・・	1-6
(3) 提出人の意見の調整、証拠のマスキングすべき箇所の検討・・・	1-6
【参考4】 閲覧等の決定までの期間・・・・・・・・	1-7
7 閲覧の実施・・・・・・・・	1-7
(1) 閲覧の実施の通知等・・・・・・・・	1-7
(2) 閲覧の指定日時の変更の申出等があった場合の措置・・・・・・・・	1-8
(3) 閲覧の実施に当たっての留意事項・・・・・・・・	1-8
8 写しの交付の実施・・・・・・・・	1-9
(1) 写しの交付の実施の通知・・・・・・・・	1-9
(2) 写しの交付等・・・・・・・・	1-10
(3) 写しの交付に当たっての留意事項・・・・・・・・	1-12
(4) 手数料の過誤納等に関する手続・・・・・・・・	1-12
(5) 送付用郵便切手の取扱い・・・・・・・・	1-12
(6) 写しの交付手数料の減免申請・・・・・・・・	1-12
9 閲覧等の実施後の措置・・・・・・・・	1-13
「証拠書類等の閲覧・写しの交付請求をされる方へ」・・・・・・・・	1-14

閲覧等に係る事務については、審査事務提要の第2編第5章第11節（審理関係人による物件の閲覧・写しの交付）において定められている。

本章は、審査事務提要に定められている内容を含め、閲覧等に係る事務全般についての留意点や作成する書類の様式の記載等について、詳細を示すものである。

基本的な事務の流れ



【参考1】 閲覧等の請求が認められない場合及びその場合の対応

1 法第92条《審理手続を経ないでする却下裁決》の規定により不適法なものとして審査請求を却下する事案に係る閲覧等の請求

形式審査担当審判官は、法第92条の規定により審査請求を却下相当と判断したため、閲覧等の請求に対する処理を行わなかった旨を記録した「調査事績書（149号）」を作成する。

2 「審理関係人」、「代理人」及び「共同審査請求で総代が選任されている場合の総代」以外からの閲覧等の請求

形式審査担当審判官又は担当審判官は、閲覧等の請求をできる者は審理関係人に限られるから、閲覧等の請求は認められない旨閲覧等請求人へ説明するとともに、その経過等について記録した「調査事績書（149号）」を作成する。

3 審理手続終了後の閲覧等の請求

担当審判官は、閲覧等の請求ができる期間は審理手続が終了するまでの間に限られているから、閲覧等の請求は認められない旨閲覧等請求人へ説明するとともに、その経過等について記録した「調査事績書（149号）」を作成する。

1 審理関係人に対する閲覧等の手続の説明

担当審判官は、審理手続が終結するまでの間、審理関係人が担当審判官に対して法第97条の3（審理関係人による物件の閲覧等）に規定する閲覧等を求めることができることに鑑み、審理関係人が閲覧等による攻撃防御の機会を失することのないよう、次の事項に留意する。

- (1) 担当審判官は、請求人及び参加人に対して、初回面談等の際、「審査請求よくある質問Q&A」等を提示するなどした上で、審理手続が終結するまでの間、閲覧等ができる旨の説明を行う。

その際、請求人及び参加人から、閲覧等の請求を行う意向が示された場合には、担当審判官は、「証拠書類等の閲覧・写しの交付請求をされる方へ」（第1章1-14ページ参照）を交付する。

なお、原処分庁に対する上記各説明は、省略して差し支えない。

- (2) また、担当審判官は、法第97条の2（審理手続の計画的遂行）の規定に基づく審理手続の申立てに関する意見聴取又は同席主張説明を実施する際には、審理関係人から閲覧等の請求をするか否かについての意見を併せて聴取する（審査事務提要第2編第5章第5節（同席主張説明）4(4)へ及び第6節（審理手続の計画的遂行）4(5)二）。

2 閲覧等の請求書の提出要請

- (1) 担当審判官又は分担者は、閲覧等の請求については、閲覧等を求める書類等の範囲を記載した「閲覧等の請求書（16号）」を提出して行うよう閲覧等請求人に要請する。

- (2) 担当審判官又は分担者は、審査請求書、反論書等に閲覧等を請求する旨記載されていた場合には請求人又は参加人に対しその真意を確かめ、閲覧等を請求する意向であることを確認したときは、審理手続の経過を記録上明確にしておく必要があることから、審査請求書又は反論書等とは別に、「閲覧等の請求書（16号）」を提出するよう要請する。

- (3) 前記(1)又は(2)の要請にもかかわらず、請求人又は参加人が「閲覧等の請求書（16号）」を提出しない場合には、再度、その真意を確認し、その結果、請求人又は参加人が閲覧の請求を行う意向であれば、「閲覧等の請求書（16号）」の提出を求めることなく、閲覧を実施（日時、場所等の通知）する。

その際、担当審判官は、「調査事績書（149号）」（第2章2-1ページ参照）に上記の経過等を記録する。

なお、写しの交付の請求については、令第35条の2第1項に規定する要件を充足する書面を提出しない限り、認められないことに留意する。

- (注)1 代理人が提出する場合、請求人又は参加人の押印は必要ない。

- 2 写しの交付手数料等については、対象文書の枚数等により確定することになるため、後日、連絡する旨説明する。なお、その際、「写しの交付申出書（172号）」に貼付することとなる収入印紙には消印をしないよう申し添える。

3 閲覧等請求対象書類等の特定に関する事務

第1章 事務手続上の留意点

- (1) 担当審判官は、「閲覧等の請求書(16号)」(第2章2-2ページ参照)などの請求書面等において閲覧等請求対象書類等が特定されていない場合、迅速な審理手続の遂行を図るため、必要に応じてマスキングした「証拠説明書(10号又は121号)」(第2章2-3ページ参照)、「証拠書類等目録(150号)」(第2章2-4ページ参照)及び「帳簿書類等留置目録(156号)」(第2章2-5ページ参照)を閲覧等請求人に提示し、当該目録等の写しの「番号」欄に記載されている番号に丸印を付すなどの方法により、閲覧等を請求する証拠を特定するよう要請する。ただし、当該要請に対して、閲覧等請求人が閲覧等の可能な証拠の全てについて閲覧等を請求した場合には、これに応じなければならないことに留意する。

証拠を特定する方法は、次による。

- イ 原則として、閲覧等請求人に来所を求め、支部又は支所の庁舎内で実施する。
その際、「閲覧等の請求書(16号)」などの請求書面が提出されている場合には、特定した閲覧等請求対象書類等に応じて、当該請求書面の記載内容を加除訂正させる。

- ロ 閲覧等請求人が来所に応じない場合には、「送付書(145号)」(第2章2-6ページ参照)及び上記の各種目録等の写し(必要に応じてマスキングする。)を郵送し、閲覧等を請求する証拠について、当該目録等の写しの「番号」欄に記載されている番号に丸印を付すなどの方法により特定した上で、返送するよう要請する。この場合において、当該目録等の写しについての手数料等は徴しない。

- (注)1 原処分庁から提出された審査請求の適法性を検討するための処分の通知書の写しなどの書類は、法第96条第2項(証拠書類等の提出)に規定する証拠書類等として提出されたものであるから、閲覧等の対象になる。

- 2 質問調書などの書類は、法第97条第1項第2号(審理のための質問、検査等)の規定により提出されたものではないから、閲覧等の対象にはならない。

そのため、質問調書などの書類については、閲覧等の対象となる証拠と区分して「質問・検査調書等目録」(第2章2-7ページ参照)を作成する。

また、「質問・検査調書等目録」は、閲覧等の対象となる証拠の特定を要請する際、閲覧等請求人に提示又は送付してはならないことに留意する。

- (2) 十分な証拠の提出がない時期に閲覧等の請求がされた場合、例えば、請求人が審査請求書の提出に併せて「閲覧等の請求書(16号)」を提出している場合には、形式審査担当審判官又は担当審判官は、請求人に対して、原処分庁から証拠書類等の提出が一次的に尽くされたと判断した時点で、閲覧等請求対象書類等の特定を求めするために連絡をすることとなる旨説明する。

上記連絡については、請求人若しくは原処分庁又は関係人その他の参考人からの証拠の提出時期及び数量は事件によって区々となることに鑑み、提出状況に応じて適宜の時期に行う。この場合において、調査及び審理が著しく遅延することのないよう配慮する。

- (注)1 担当審判官又は分担者は、閲覧等請求人から証拠の提出状況について照会があった場合には、回答して差し支えない。

- 2 担当審判官は、閲覧等請求人が証拠を閲覧等した後であっても、閲覧等請求人以外の者から新たに証拠が提出されたことにより審理の必要性があると判断

第1章 事務手続上の留意点

した場合には、当該閲覧等請求人に連絡して閲覧等の請求の意思を確認し、その意思があることが確認されたときは、「閲覧等の請求書（16号）」の提出を要請する。この場合における審理の必要性は、当該証拠について、閲覧等請求人に対し反論、反証を求める必要があるか否かにより判断する。

【参考2】「証拠説明書」提出の要請

担当審判官は、審理関係人が法第96条第1項及び第2項の規定により証拠書類等を提出する場合、原則として、その立証趣旨を記載した「証拠説明書（10号又は121号）」の提出を要請する。

ただし、請求人及び参加人においてその作成が困難と見込まれる場合には、その提出を強制することのないよう留意する。

「証拠説明書（10号又は121号）」の提出がされない場合は、分担者が「証拠書類等目録（150号）」を作成する。

【参考3】各目録の作成に当たっての留意点（審査事務提要第4編「審査請求事件一件書類編てつ順序表（101号（その2）」参照）

- 1 「証拠書類等目録（150号）」については、分担者において証拠書類等が提出される都度、その提出年月日、文書等の名称等を記載し、一件書類つづりに編てつする。また、証拠書類等については、当該目録の写しとともに上記一件書類つづりとは区分して編てつ（返還を要するものは別途保管）する。
- 2 「帳簿書類等留置目録（156号）」については、担当審判官が、審理に必要と判断し法第97条第1項第2号の規定に基づき帳簿書類等の提出を受けた場合に作成することとし、分担者において帳簿書類等の提出を受ける都度、その提出年月日、文書等の名称等を記載した当該目録を作成し、一件書類つづりに編てつする。また、提出を受けた帳簿書類等については、当該目録の写しとともに随時廃棄書類つづりに編てつ（返還を要するものは別途保管）する。
- 3 「質問・検査調書等目録」については、担当審判官又は分担者が、法第97条第1項に基づき質問調書、検査調書などの書類を作成した場合に作成するものとし、分担者は、その都度、その作成年月日、調書等の名称等を記載した当該目録を作成し、当該調書等とともに一件書類つづりに編てつする。
- 4 分担者は、提出された証拠（返還を要するものはその写し）について通しページを付すとともに、「証拠説明書（10号又は121号）」の余白、「証拠書類等目録（150号）」及び「帳簿書類等留置目録（156号）」の「ページ」欄にも上記証拠についての通しページを記載する。

4 閲覧等によって入手した書類等を目的外に使用しない旨の要請

担当審判官は、閲覧等の際、閲覧等請求人に対し、閲覧等により入手した書類等は、法第97条の3（審理関係人による物件の閲覧等）の目的及び趣旨に反して使用しないよう要請する。

5 閲覧等の請求に対する不許可の通知等

(1) 閲覧等請求人が具体的な証拠名を特定して閲覧等を請求してきた場合で、当該証拠が存しない場合には、次による。

イ 担当審判官は、閲覧等請求人に対して閲覧等の請求の対象とされた証拠の提出は受けていない旨を説明し、また、他の証拠の閲覧等を請求するか否かを確認して、閲覧等を請求する意思があることを確認したときは、前記3(1)に準じて処理する。

ロ 担当審判官が、閲覧等請求人に対し他の証拠の閲覧等を請求しないことを確認したときは、分担者は、「書類等の閲覧等請求の不許可について(169号)」(第2章2-8ページ参照)を作成し、所長の決裁を経た上で、閲覧等請求人に送付又は交付する。

(2) 閲覧等請求人が、閲覧等請求対象書類等の写しの交付について、令第35条の2第1項に規定する要件を充足する書面を提出しない場合には、分担者は、「書類等の閲覧等請求の不許可について(169号)」を作成し、所長の決裁を経た上で、これを閲覧等請求人に送付又は交付する。

(注) 既に閲覧等を行った証拠を対象とする再度の閲覧等の請求で、迅速な審理の実現を阻害するような請求であると認められる場合は、法第97条の3第1項が規定する「その他正当な理由があるとき」に該当するので、当該請求は拒否して差し支えない。その場合、担当審判官は、閲覧等の請求は認められない旨閲覧等請求人へ説明するとともに、当該経過等について記録した「調査事績書(149号)」を作成する。

ただし、閲覧等により入手した証拠の写しの紛失・汚損など、真にやむを得ない理由による再度の閲覧等の請求と認められる場合には、担当審判官は、当該請求に応じて差し支えない。

6 マスキングに関する事務

担当審判官は、閲覧等の請求があった場合には、「第三者の利益を害するおそれ」及び「その他正当な理由」の有無を検討し、原則として提出人に対して意見を求めた上、速やかにその許否を決定しなければならない。

なお、「第三者の利益を害するおそれ」及び「その他正当な理由」の有無の判断は、事件や証拠によって区々であり、一律にその基準を示すことは困難である(第3章3-1ページ参照)。

(1) 第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき等

法第97条の3第1項(審理関係人による物件の閲覧等)の「第三者の利益を害するおそれ」及び「その他正当な理由」の有無の検討は、基通97の3-2(第三者の利益を害するおそれ等)の定めによるほか、次に定めるところによる。

イ 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、担当審判官が主観的抽象的に第三者の利益を害するおそれがあると認めるだけでは足りず、客観的にみてそのようなおそれが認められる場合でなければならない。第三者のプライバシー等個人的秘密に属する事項や第三者である取引先や同業者の営業内容、営業上の秘密等営業上の利益に属する事項が記載されている場合はこれに当たる。

なお、いわゆる個人番号(マイナンバー)に係る記載については、一律マス

キングを施すことに留意する。

- ロ 原処分に係る決議書、調査書等は、その記載内容によっては、「第三者の利益を害するおそれがある」ときに該当するほか、税務執行上の秘密に触れるため閲覧等をさせないことについて「その他正当な理由があるとき」に当たる場合もある。

(2) 提出人に対する意見の求め等

- イ 担当審判官は、法第97条の3第2項前段（審理関係人による物件の閲覧等）の規定により閲覧等請求対象書類等の提出人に対して意見を求める場合には、原則として、2週間の回答期間を設けて、マスクキングの有無及び箇所について意見を求める。

この場合において、分担者は、「閲覧等請求に係る意見について（照会）（165号）」（第2章2-9ページ参照）を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、これに、提出人が記載することとなる「閲覧等請求に対する意見書（166号）」（第2章2-11ページ参照）の用紙及び閲覧等請求対象書類等の写し等を（請求人又は参加人に対してはそれらの返信用封筒も併せて）添付して、提出人に送付又は交付する。

なお、提出人が、「閲覧等請求に対する意見書（166号）」の提出に代え、単に閲覧等請求対象書類等の写し等に「第三者の利益を害するおそれ」又は「その他正当な理由」に当たると考える部分をマーカー等で表示してきた場合には、その旨を確認の上、当該マーカー等で表示された閲覧等請求対象書類等の写し等を「閲覧等請求に対する意見書（166号）」として取り扱って差し支えない。

- ロ 担当審判官は、必要があると認める場合には、適宜の方法により、提出人以外の者（例えば、証拠の提出人と作成者が異なる場合における当該作成者）への意見聴取をすることができる。

なお、提出人以外の者への意見を求めるときは、閲覧等請求対象書類等の写しは提示するにとどめる。

(3) 提出人の意見の調整、証拠のマスクキングすべき箇所の検討

- イ 担当審判官は、提出人から「閲覧等請求に対する意見書（166号）」の提出があった場合には、当該意見書を参考に、慎重に検討の上、個々の事件に即して、適切にマスクキングすべき箇所についての判断を行う。

(注) 担当審判官は、提出人から閲覧等請求に対する意見書の提出がない場合、提出人に対して、適宜の方法により、当該意見書の提出の意思の有無を確認する。

担当審判官は、提出人が当該意見書を提出する意思を有していないことを確認した場合には、そのことを前提にマスクキングすべき箇所についての判断を行う。

- ロ 担当審判官は、前記イの検討の結果、提出人からの意見と担当審判官の判断とが一次的に相違した場合には、提出人に当該意見の理由等を確認するなどして、その内容を「調査事績書（149号）」に記載する。

ハ マスクキングすべき箇所の検討は、次による。

(イ) 担当審判官は、前記イ及びロの検討に基づき、マスクキングをすることとした部分の内容が確認できるような、例えば透過性のあるマーカーでマークを付し

第1章 事務手続上の留意点

た証拠の写し（案）を作成し、法規・審査担当者等（支部の実情に応じ、法規・審査担当者以外の者を充てても差し支えない。以下同じ。）に回付する。

(注) マスキングに際しては、第3章及び第4章を参照。

(ロ) 法規・審査担当者等は、当該マークされた箇所を含め、閲覧等請求対象書類等全般を点検・確認し、担当審判官に返戻する。

(ハ) 担当審判官は、法規・審査担当者等が点検・確認した内容に基づきマスキングをする。この場合において、マスキングすべき箇所について疑義が生じたときは、法規・審査担当者は、速やかに審査事務提要第2編第1章第15節（本部照会事件及び相互審査事件）1（本部照会事件）に定める本部照会事件として照会する。

ニ 前記イからハまでの検討の結果、作成された閲覧等に供する文書におけるマスキングの内容と、提出人の意見とが、最終的に相違することになった場合には、担当審判官は、閲覧等実施日の1週間前までに、上記相違することとなった箇所を適宜の方法により提出人に連絡する。

【参考4】 閲覧等の決定までの期間

右表は、閲覧等の請求から閲覧等の決定に至るまでの期間を1か月とした場合における事務担当者ごとのマスキングに要する検討期間の目安を示したものである。なお、当該期間は、目安であるから、マスキングに要する事務量等に応じて弾力的に運用して差し支えない。

各事務担当者	期 間
提出人の検討	2週間
担当審判官等の検討	1週間
法規・審査担当者等の検討	1週間
合 計	4週間

7 閲覧の実施

(1) 閲覧の実施の通知等

イ 担当審判官は、閲覧の請求を相当と認めた場合には、事前に閲覧等請求人と閲覧日時を調整する。なお、その際、①誰が来所するのか、②閲覧等請求対象書類等のうち、内容の全部がマスキング相当と判断されるような証拠がある場合には、その旨説明した上で、当該証拠に対する閲覧の請求を行うか否かの意向について、確認する。

また、閲覧の場所は、支部又は支所の庁舎内に限られる。したがって、同時に多人数で閲覧したい旨の申立てがあったときは、担当審判官は、閲覧の場所の面積、閲覧に供する証拠の数量を勘案して、人数を制限することができる。

ただし、閲覧の必要が認められる者であるにもかかわらず、上記事情から閲覧を制限された者については、別に日時等を指定の上、閲覧を実施する。

ロ 分担者は、閲覧に供するためのマスキングを施した証拠の写しを作成する。

また、分担者は、「書類等の閲覧について（167号）」（第2章2-12ページ参照）を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、閲覧を実施する日のおおむね1週間前までに閲覧等請求人に送付又は交付する（原処分庁に対しては、「審査請求事件に係る閲覧等届出書（168号）」を同封する）。

なお、法第97条の3第1項（審理関係人による物件の閲覧等）に規定する「審理関係人」に含まれる原処分庁とは、具体的には、税務署長、国税局長、税関長等を指し、原処分に係る調査の担当者や再調査の請求に係る担当者等を指すものではないから、上記の「書類等の閲覧について（167号）」の宛先は、原処分庁となることに留意する。

(2) 閲覧の指定日時の変更の申出等があった場合の措置

担当審判官は、閲覧等請求人から閲覧の指定日時の変更の申出があった場合又は指定日時に来所しなかった場合において、相当な理由があると認めるときは、改めて閲覧等の請求の手続を求めることなく適宜の日に関覧を実施する。

(3) 閲覧の実施に当たっての留意事項

イ 閲覧をする者

(イ) 原処分庁の職員

担当審判官は、閲覧の実施に当たって、原処分庁の職員の特定及び確認をする目的で、当該職員の所属及び氏名を記載した「審査請求事件に係る閲覧届出書（168号）」（第2章2-13ページ参照）の提出を求めるとともに、当該職員が届け出られている職員であることを身分証明書等により確認する。

(ロ) 総代以外の共同審査請求人

総代が選任された場合、総代以外の共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができる。したがって、総代以外の共同審査請求人は閲覧できない。

ロ 閲覧の際の審判所職員の同席

担当審判官は、閲覧の実施場所に同席するものとするが、担当審判官に代わり、参加審判官又は分担者が同席することとしても差し支えない。

ハ 原本の閲覧を求められた場合

担当審判官は、閲覧者から原本そのものを閲覧したい旨の申出があった場合には、閲覧の対象となった証拠の写しは、マスキングした部分を除き、法第96条第1項若しくは第2項（証拠書類等の提出）又は法第97条第1項第2号（審理のための質問、検査等）の規定に基づき提出された証拠書類等又は帳簿書類等と相違ない旨説明すれば足りる。

ニ マスキングした部分の開示を求められた場合

担当審判官は、閲覧者からマスキングした部分の開示を求められた場合には、法第97条の3第1項に規定する「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき（例えば、基通97の3-2（第三者の利益を害するおそれ等）に定める「閲覧又は交付を求める者以外の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとき」）」又は「その他正当な理由があるとき（例えば、基通97の3-2に定める「国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧等の対象とすることにより、当該事務又は事業の性質上、それらの適正な遂行に支障を来すおそれがあるとき」）」に当たるから、開示できない旨の説明を行う。

ホ 証拠の記載内容の説明を求められた場合

担当審判官は、閲覧者から閲覧した証拠の記載内容について説明を求められた

場合には、説明を行う立場にない旨を告げ、説明はしない。

ヘ 閲覧時のカメラ等による撮影の求め

法第97条の3第1項の「閲覧」には、閲覧者が閲覧対象の証拠をカメラ等により撮影することも含まれるので、閲覧者からカメラ等による撮影の申出があった場合には、庁舎管理上の問題など特段の支障がある場合を除き、これを認めても差し支えない。なお、担当審判官は、閲覧者が閲覧対象の証拠をカメラ等により撮影した場合には、「証拠説明書（10号又は121号）」の「立証趣旨」欄の右部に、あるいは、「証拠書類等目録（150号）」又は「帳簿書類等留置目録（156号）」の「備考」欄に、「カメラ」と記載するとともに、撮影したデータは、法第97条の3の趣旨・目的に反して使用しないよう、また、当該データを流出・拡散させないよう要請する。

ト 閲覧時に閲覧する証拠の追加請求があった場合

担当審判官は、閲覧者が閲覧時に「書類等の閲覧について（167号）」に記載のない証拠を閲覧したい旨申し出た場合には、当該証拠については提出人の意見を聴取していないこと、また、マスキングの要否の検討を行っていないことから、当該申立てには応じられない旨説明し、改めて「閲覧等の請求書（16号）」を提出するよう求める。

チ 閲覧の時間が不足した場合

担当審判官は、閲覧の時間が不足した場合には、改めて「閲覧等の請求書（16号）」の提出を求めることなく、日程を調整した上で実施する。

リ 電磁的記録の場合

証拠が電磁的記録の場合にあっては、記録された事項を紙面に表示する方法により閲覧に供する。なお、その場合においても、前記6のマスキング等の作業を要することに留意する。

ヌ 閲覧終了時の手続等

担当審判官は、閲覧終了後、「閲覧実施記録書（170号）」（第2章2-14ページ参照）を作成し、閲覧の日時、場所、閲覧者、カメラ撮影の有無等の事績を明らかにしておくとともに、閲覧者の署名押印を求める。なお、閲覧者が署名押印を拒否した場合は、その旨を「閲覧実施記録書（170号）」の署名欄に記載する。

8 写しの交付の実施

(1) 写しの交付の実施の通知

イ 閲覧等請求人が請求人又は参加人の場合

(イ) 写しの交付枚数の算定

担当審判官は、「閲覧等の請求書（16号）」などの令第35条の2第1項（交付の求め等）に規定する交付に係る書類を特定するに足りる事項を記載した書面により、写しを交付する書類の枚数を算定する。

(ロ) 写しの交付の実施の通知

分担者は、前記(イ)により算定した写しの交付枚数を基に、手数料及び郵送により実施する場合の送料を算定の上、「写しの交付について（171号）」（第2章2-15ページ参照）を作成し、請求人又は参加人が記載する「写しの交付

第1章 事務手続上の留意点

申出書（172号）」（第2章2-17及び2-19ページ参照）を添付して、担当審判官の決裁を経た上で、請求人又は参加人に送付又は交付する。

(注)1 担当審判官は、「写しの交付について（171号）」の交付のとき又は送付後、閲覧等請求人に対し、適宜の方法により、写しの交付を受ける際は「写しの受領書（173号）」に受領者の記名・押印が必要となる旨連絡する。

その際、写しの交付を行う書類等のうち、内容の全部がマスキング相当と判断されるような書類がある場合には、その旨を閲覧等請求人に説明し、当該書類の交付を求めるか否かを判断した上で、「写しの交付申出書」を提出するよう依頼する。2 後記(2)ニの閲覧後に写しの交付請求があり、当日、写しの交付を行うことが可能な場合には、「写しの交付について（171号）」の交付を省略して差し支えない。

ハ) 写しの交付手数料の確認等

A 文書收受事務の担当者は、請求人又は参加人から「写しの交付申出書（172号）」の提出があった場合には、收受日付印を押印する前に担当審判官（担当審判官不在の場合は、参加審判官又は分担者。以下ハ)において同じ。）に回付する。

B 回付を受けた担当審判官は、写しの交付枚数に対する手数料の記載とそれに相当する収入印紙が貼付されていることを確認する。

C 担当審判官は、前記Bの確認後、「写しの交付申出書（172号）」に、総務係又は支所が保管している收受日付印を押印するとともに、「消印」というゴム印により、「写しの交付申出書（172号）」の紙面と収入印紙の彩紋とにかけて、消印する。

D 担当審判官又は分担者は、管理課長等に、上記「写しの交付申出書（172号）」に貼付された収入印紙の額が正しいこと及び消印が行われていることの確認（管理課長等は所定欄に確認印を押印）を受けた後、当該「写しの交付申出書（172号）」を一件書類つづりに編てつする。

なお、支所における上記管理課との事務については、原則として、郵送による。

ロ 閲覧等請求人が原処分庁の場合

閲覧等請求人が原処分庁の場合は、手数料及び送料は不要であるので、「写しの交付について（171号）」及び「写しの交付申出書（172号）」の交付又は送付は要しない。

なお、原処分庁が「閲覧等の請求書（16号）」などの請求書面において直接交付を希望している場合には、分担者は、適宜の方法で原処分庁の担当職員と交付の日時等について調整の上、「写しの交付について（171号）」の記載を適宜加工（第2章2-21ページ参照）した書面を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、当該書面を原処分庁に送付する。

(2) 写しの交付等

イ 写しの作成

分担者は、「写しの交付申出書（172号）」（原処分庁の場合は「閲覧等の請

求書（16号）」などの請求書面）に基づき、閲覧等請求人に交付する書類の写しを作成する。

担当審判官は、分担者が作成した上記書類の写しと「写しの交付申出書（172号）」（原処分庁の場合は「閲覧等の請求書（16号）」などの請求書面）とを照合し、誤りがないかどうかを確認する。

ロ 写しの交付

担当審判官は、前記イの確認後、支部又は支所の庁舎内において、閲覧等請求人に対し、「写しの受領書（173号）」（第2章2-23ページ参照）と引換えに、書類の写しを交付する。

その際、担当審判官は、「写しの受領書（173号）」に署名・押印を求め、閲覧等請求人が上記署名・押印を拒否した場合には「写しの受領書（173号）」にその旨記載する。

なお、書類の写しの受領に来所した者が閲覧等請求人以外の者（例えば代理人の事務員など）であった場合、担当審判官は、閲覧等請求人（代理人を含む。）へ電話連絡などの方法によりその者の身分を確認の上、交付して差し支えない。

ハ 郵便等による写しの送付

分担者は、前記イの担当審判官による確認後、「写しの送付について（174号）」（第2章2-25ページ）を作成し、これに書類の写し、「写しの受領書（173号）」及び「『写しの受領書』返信用の封筒」を同封して、担当審判官の決裁を経た上で、閲覧等請求人に送付する。

なお、担当審判官は、「写しの受領書（173号）」の返送がない場合には、閲覧等請求人に対し、書類の写しが送付されていることを電話などで確認した上で、「写しの受領書（173号）」の返送を求める。その際、「写しの受領書（173号）」の返送を拒否された場合には、書類の写しが送付されていることを確認し、その旨「調査事績書（149号）」に記載する。

ニ 閲覧後に写しの交付請求があった場合

閲覧等請求人が、閲覧のみを希望し、その閲覧を実施した後に、当該閲覧に係る書類の写しの交付を希望した場合には、次による。

(イ) 請求人又は参加人の場合

担当審判官は、その場において写しの交付が可能と認められるときは、既に提出されている「閲覧等の請求書（16号）」の「2 閲覧等の実施方法」欄の補正をさせる（新たに「閲覧等の請求書（16号）」を提出させても差し支えない。）とともに、収入印紙が貼付された「写しの交付申出書（172号）」（前記(1)イ(ロ)注2の「写しの交付について（171号）」の交付を省略した場合には、不要な部分を削除する。）を提出させ、書類の写しを交付して差し支えない。この場合において、担当審判官若しくは分担者及び管理課長等は、前記(1)イ(ハ)に準じて処理する。

なお、上記の場合、前記(1)イ(ハ)Dなお書き部分の事務については、次による。

A 担当審判官又は分担者は、「写しの交付申出書（172号）」をドキュワークス文書化して電子メールで管理課長等に送信する。

B ドキュワークス文書を受信した管理課長等は、貼付されている収入印紙

第1章 事務手続上の留意点

の額が正しいこと及び消印が行われていることを確認し、その旨を電子メールにより担当審判官又は分担者に連絡するとともに、当該文書を出力し、「確認印」欄に押印した上で、担当審判官に郵送する。

C 前記Bの連絡を受けた後、担当審判官又は分担者は、請求人又は参加人に書類の写しを交付する。

また、担当審判官又は分担者は、前記Bの連絡を受けた電子メールの文書を出力し、「写しの交付申出書（172号）」及び前記Bにより郵送された文書とともに一件書類つづりに編てつする。

(ロ) 原処分庁の場合

担当審判官は、改めて「閲覧等の請求書（16号）」などの請求書面を提出させた上で、写しの交付に応ずる。

(3) 写しの交付に当たっての留意事項

イ 総代以外の共同審査請求人

総代が選任された場合、総代以外の共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができることから、総代以外の共同審査請求人は写しの交付の相手先にはならない。

ロ マスキングした部分の開示を求められた場合

閲覧等請求人からマスキングした部分の開示を求められた場合には、担当審判官は、前記7(3)ニと同様の説明を行う。

ハ 証拠の記載内容の説明を求められた場合

閲覧等請求人から写しの交付に際して証拠の記載内容について説明を求められた場合には、担当審判官は、前記7(3)ホと同様の対応による。

(4) 手数料の過誤納等に関する手続

イ 手数料が未納又は不足している場合

「写しの交付申出書（172号）」に収入印紙が貼付されていない場合又は貼付されている収入印紙では手数料相当額に不足する場合には、担当審判官又は分担者は、請求人又は参加人にその旨連絡の上、不足する手数料相当額の収入印紙の貼付を求める。

ロ 手数料が過納である場合

「写しの交付申出書（172号）」に貼付されている収入印紙が手数料相当額より多い場合には、担当審判官又は分担者は、收受日付印が押印されていないことを確認の上、速やかにその旨請求人又は参加人に連絡し、上記「写しの交付申出書（172号）」を確実に返戻するとともに、正当額に相当する収入印紙を貼付した「写しの交付申出書（172号）」を改めて提出するよう求める。

また、上記の場合において、請求人又は参加人から「過納分を放棄する」旨申出があった場合には、その旨記載した「調査事績書（149号）」を作成の上、手数料の還付は行わない。なお、前記(1)イ(イ)Dの管理課長等の確認を受ける際には、当該「調査事績書（149号）」を管理課長等に提示の上、確認印を受ける。

(5) 送付用郵便切手の取扱い

請求人又は参加人が写しの送付を求めている場合、担当審判官又は分担者は、当該書類を送付する際の送料を算定し、「写しの交付について（171号）」の所定欄

に当該算定額を記載し、当該算定額相当の切手を提出するよう求める。

なお、送付を受けた切手では送料に不足する場合には、担当審判官又は分担者は、請求人又は参加人に対して不足相当額の切手の追加提出を求める。

(6) 写しの交付手数料の減免申請

イ 写しの交付手数料の減額又は免除を受けようとする請求人又は参加人に対しては、「閲覧等の請求書（16号）」を提出してから「写しの交付について（171号）」を交付又は送付するまでの間に、「写しの交付手数料の減額(免除)申請書（175号）」（第2章2-27ページ参照）の提出を求める。

ロ 前記イの申請書には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号（種類）に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面の添付を求める。

ハ 写しの交付手数料の減額又は免除は、交付の求め1件につき2,000円を限度として行う。

ニ 前記イの申請書に係る写しの交付手数料を減額又は免除する場合は、担当審判官は、所長の決裁を経た上で、写しの交付手数料の減額又は免除を受けようとする者に対して、「写しの交付手数料の減額(免除)決定通知書（176号）」（第2章2-28ページ参照）により通知する。

ホ 前記イの申請書に係る写しの交付手数料を減額又は免除しない場合は、担当審判官は、所長の決裁を経た上で、写しの交付手数料の減額又は免除を受けようとする者に対して、「写しの交付手数料の減額(免除)について（177号）」（第2章2-29ページ参照）により通知する。

9 閲覧等の実施後の措置

- (1) マスキングを施した証拠について、当該マスキング部分の開示を目的とした閲覧等の請求があった場合には、当該閲覧等を不許可とする。
- (2) 閲覧等を実施した証拠について、改めて閲覧等の請求があった場合、担当審判官は、当該請求の理由が相当であると認めるときは、これに応ずるものとする。
- (3) 分担者は、「閲覧に供した証拠及び写しの交付の基となった書類（いずれもマスキングを施したもの）」、「閲覧等の請求書（16号）」、「写しの交付申出書（172号）」等の一連の書類を一件書類つづりに区分して編てつする。

証拠書類等の閲覧・写しの交付請求をされる方へ

1 注意事項

国税通則法による証拠書類等の閲覧・写しの交付（閲覧等）請求制度は、相手の主張がいかなる証拠に裏付けられているものであるかを知り、これに対する確かな反論等をすることを目的として設けられた制度ですので、当該制度により入手した証拠については当該目的及び趣旨に反した使用はしないでください。

2 閲覧・写しの交付を請求できる証拠の範囲

原処分行から任意に提出された証拠のほか、担当審判官が職権で提出を受けた証拠が閲覧等の対象となります。ただし、閲覧等の対象とすることにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときには、該当部分をマスキング（黒塗り）します。

なお、担当審判官が作成した書類（質問調書等）は、閲覧等の対象とされていません。

3 閲覧手続・写しの交付手続の流れ

閲覧等の手続の流れは以下のとおりです。

手続のフロー図の中に「☆」と表示した手続は、主に閲覧等の請求人に対応いただく事項であることを表しています。また、『 』は閲覧等の請求人に記載及び提出いただく書類であることを表しています。

【閲覧手続・写しの交付共通】の手続	
① ☆ 『閲覧等の請求書』 の提出	【①閲覧等の請求書の提出】 閲覧等を希望される場合は、担当審判官に『閲覧等の請求書*』を提出していただく必要があります。その閲覧等の請求書には、閲覧等の請求をする証拠名等を具体的に特定した上で記載していただく必要がありますので、その特定の際は、担当審判官が保有している証拠の目録を参考にしてください。 ※ 閲覧等の請求書の用紙は国税不服審判所の各支部・支所に用意しているほか、審判所ホームページにおいても様式を掲載しています(国税不服審判所ホームページ http://www.kfs.go.jp/)。
② 証拠の内容確認	【②証拠の内容確認】 閲覧等の請求書を受領した担当審判官は、閲覧等の請求の対象となった証拠の提出者に原則として意見を求めるなど、マスキングすべき記載等の有無等の検討を行います。

【閲覧請求については裏面③へ、写しの交付請求は裏面⑤へ続きます】

国 税 不 服 審 判 所

【閲覧請求】手続	
<p>③</p> <p>閲覧の実施の通知</p>	<p>【③閲覧の実施の通知】</p> <p>担当審判官は、証拠についてマスキングすべき記載等の有無等の検討を終えた後、閲覧可能となった場合には、その旨を閲覧等の請求人に連絡し、閲覧日時の調整を行います。その際に、どなたが閲覧のために来所されるかを確認します*（やむを得ない理由により、指定日時の変更を希望される場合には担当審判官にその旨を御連絡ください。）。</p> <p>※ 閲覧場所の状況等により人数を制限することがあります。</p>
<p>④</p> <p>閲覧の実施</p>	<p>【④閲覧の実施】</p> <p>指定日時に指定の閲覧場所において、担当審判官等立会いの下、証拠を閲覧いただきます。その際、カメラ等により証拠を撮影することもできます。</p> <p>また、閲覧終了後、担当審判官が閲覧を実施した事績について記載した「閲覧実施記録書」に、署名・押印をお願いしますので、閲覧の際には、印章を持参してください。</p>
<p>【写しの交付】手続</p> <p>※ 写しの交付のみを請求するか、閲覧実施後に写しの交付を請求するか任意で選択できます。</p>	
<p>⑤</p> <p>写しの交付の実施の通知</p>	<p>【⑤写しの交付の実施の通知】</p> <p>担当審判官は、証拠についてマスキングすべき記載等の有無等の検討を終え、写しの交付をすることが可能となった場合には、「写しの交付について」という通知書により、その旨お知らせします。この通知書には、交付する証拠の名称・枚数、手数料、郵送による交付を希望された場合の送料などが記載されています。また、通知書には、『写しの交付申出書』が同封されています。</p>
<p>⑥ ☆</p> <p>『写しの交付申出書』の提出</p>	<p>【⑥写しの交付申出書の提出】</p> <p>⑤の『写しの交付申出書』に、必要事項を記載の上、担当審判官宛に提出してください。その際は、次の点に留意してください。</p> <p>(1) 交付を希望する証拠の写し片面1枚当たり10円の手数料を納付していただく必要がありますので、手数料に相当する額の収入印紙を写しの交付申出書の所定箇所に貼付してください（収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。）。</p> <p>(2) 郵送での交付を希望される場合には、併せて送料に相当する郵便切手を同封してください。送料の金額については、⑤の「写しの交付について」に記載されていますので御参照ください。書留、速達等での送付を希望する場合には、別途差額相当の郵便切手を同封してください。</p>
<p>⑦ ☆</p> <p>写しの交付</p>	<p>【⑦写しの交付】</p> <p>担当審判官は、提出された『写しの交付申出書』に間違いがないか確認を行った後、証拠の写しを閲覧等の請求人に交付します。その際、証拠を受領したことを確認するため『写しの受領書』に署名・押印をお願いしますので、印章を持参してください。（郵送での交付を希望された場合には、証拠の写しを送付する際、「写しの送付について」とともに『写しの受領書』を同封しますので、署名・押印の上、担当審判官宛に返送してください。）</p>

第2章 様式記載例

目 次

	ページ
1 調査事績書	2-1
2 閲覧等の請求書	2-2
3 証拠説明書	2-3
4 証拠書類等目録	2-4
5 帳簿書類等留置目録	2-5
6 送付書	2-6
7 質問・検査調書等目録	2-7
8 書類等の閲覧等請求の不許可について	2-8
9 閲覧等請求に係る意見について（照会）	2-9
10 閲覧等請求に対する意見書	2-11
11 書類等の閲覧について	2-12
12 審査請求事件に係る閲覧届出書	2-13
13 閲覧実施記録書	2-14
14 写しの交付について	2-15
15 写しの交付申出書（交付）	2-17
16 写しの交付申出書（送付）	2-19
17 写しの交付について（原処分庁交付）	2-21
18 写しの受領書	2-23
19 写しの送付について	2-25
20 写しの交付手数料の減額（免除）申請書	2-27
21 写しの交付手数料の減額（免除）決定通知書	2-28
22 写しの交付手数料の減額（免除）について	2-29

担当審判官

調 査 事 績 書

審査請求人 (氏名・名称)	V		
上記の者の審査請求事件に関して、次のとおり調査を実施した。			
調査先 又は 調査物件等	住所	〇〇市〇〇区〇〇町	請求人との 関係等
	氏名 (名称)	V	本人
調査日時	平成 30 年 8 月 〇 日 午前 10 時 〇 分から 午前 11 時 〇 分まで		
調査場所	〇〇 国税不服審判所 第1合議室		
調査した者	国税審判官 国税審査官	J	J (印)
(調査概要又は調査目的) 請求人が閲覧を請求する意向を有しているか否かの確認			
(調査事績)			
<p>請求人から提出された審査請求書には閲覧を行いたい旨の記載がなされていた一方、閲覧等の請求書の提出はなかったことから、請求人に閲覧請求に係る真意を確認した結果、閲覧等の請求書を改めて提出する意思は有していないが、閲覧は行いたい旨の強い意向が示された。なお、今後は、請求人に対し、閲覧の対象とする証拠の特定を要請することになる。</p>			

平成 30年 9月 〇日

閱覧等の請求書

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

審理関係人 (審査請求人、参加人、原処分庁)
(住所・所在地) 〒 000 - 0000
000市00区00町

(ふりがな) (エム)
(氏名・名称) M (印)

(法人の場合、法人番号)
.....
(法人の場合、代表者の住所) 〒 -

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)
() (印)

代理人
(住所・所在地) 〒 -

(ふりがな) ()
(氏名・名称) (印)

平成 30年 6月 〇日に收受された審査請求書に係る事件について、国税通則法第97条の3の規定に基づき、下記のとおり、閱覧（又は写しの交付）を請求します。

記

- 1 閱覧等を求める書類その他の物件の名称
(閱覧等を求める書類等の特定に当たってご不明な点は、担当審判官にお尋ねください。
また、この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。)

~~原処分庁が提出した書類一式~~ M
・平成24年5月〇日相続税の中古書写し（請求人を除く相続人等）
・平成28年4月〇日質問応答記録書写し
・平成28年4月〇日調査報告書写し

- 2 閱覧等の実施方法
 閱覧 写しの交付
※ 閱覧をした後に、必要な書類等の写しの交付を求められます。

- 3 写しの交付を求める場合における交付の方法
(1) 片面 両面
(2) 直接交付 郵送

※ 原処分庁又は国税通則法第109条に規定する参加審査請求人の氏名等を記載してください。

(住所・所在地) _____

(氏名・名称) _____

※ 閱覧（又は写しの交付）によって入手した書類等は、国税通則法第97条の3の目的及び趣旨に反した使用はしないでください。

「証拠説明書」、「証拠書類等目録」及び「帳簿書類等留置目録」を提示し、証拠の範囲を特定を求めらる。

16号様式

審判所整理欄
番号確認

※審判所整理欄は記入しないでください

平成 30 年 7 月 〇 日

(担当)

〇〇 税務署

法人課税 第 〇 部門

(官職) 上席国税調査官

(氏名) B

(電話) 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

(内線) 〇〇〇

証拠に付した通しページを
記載する。

証 拠 説 明 書

番号	文書等の名称	作成年月日	作成者	立証趣旨	ページ
1	「株式会社C設立に至る経緯」と題する書面の写し	平成29年9月〇日	株式会社C	株式会社C設立に至る経緯	2001～2004
2	法人の異動等届出書の写し	平成19年3月〇日	株式会社D	平成18年6月〇日から休業している旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していること	2005～2008
3	債権放棄通知書の写し	平成21年9月〇日から平成27年9月〇日まで	請求人	請求人が株式会社Cに対して送付した各債権放棄通知書内容	2009～2011
4	債権放棄通知書の写し	平成21年9月〇日から平成27年9月〇日まで	株式会社C	株式会社Cが株式会社Dに対して送付した各債権放棄通知書の内容	2012～2013
5	郵便物の返戻通知書の写し	平成21年10月〇日から平成28年10月〇日まで	〇〇郵便局長	株式会社Cが株式会社Dに対して送付した各債権放棄通知書はいずれも受取人不在などの理由で同C宛に返送されていること	2014～2015
6	質問応答記録書1の写し	平成29年10月〇日	〇〇税務署長	請求人が、原処分時において申述した、請求人による各債権放棄及び株式会社Cによる各債権放棄の額を決定した算定根拠など	2016～2018 カメラ
7	質問応答記録書2の写し	平成30年2月〇日	〇〇税務署長	請求人が追加した事項として、原処分時において申述した、請求人による各債権放棄及び株式会社Cによる各債権放棄の額を決定した算定根拠など	2019～2022 カメラ
8				以下余白	
9				閲覧時、閲覧等請求人がカメラ等により撮影した場合に、手書きで記載する。	

121号様式

帳簿書類等留置目録

○ 法第97条第1項第2号により提出した資料

番号	提出日 提年月日	文書等の名称	提出人等 (氏名等)	備考	ページ
1	30・8・〇	平30. 3. 〇付 相続税の更正の請求書写し 及び添付書類の写し	原処分庁		4001～ 4082
2	・〃・	平30. 5. 〇付 相続税の申告書の写し	〃		4083～ 4103
3	・	平30. 4. 〇付 調査報告書の写し	〃		4104～ 4107
4	・				
5					
6	・				
7	・				
8	・				
9	・				
10	・				
11	・				
12	・				
13	・				
14	・				
15	・				
16	・				
17	・				

丸印を付すなどの方法により閲覧等請求対象書類等の特定を求める。

証 拠 書 類 等 目 録

○ 審査請求人が提出したもの

番号	提 年 出 月 日	文 書 等 の 名 称	備 考	ページ
1	30・6・〇	平成27. 9. 〇付委任状写し等		3001～ 3024
2	・ 〃 ・	平成27. 3. 〇付公正証書写し		3025～ 3051
3	・ 〃 ・	不動産売買契約書の写し		3052～ 3053
4	・ 〃 ・	第三者Eとの訴訟関係資料		3054～ 3060
5	・ 〃 ・	(株)F 不動産定款の写し等		3061～ 3065
6	・ 〃 ・	被相続人経営のG(株)閉鎖登記事項証明書写し等		3066～ 3102
7	・ 〃 ・	請求人が相続で受領した預金通帳資料の写し		3103～ 3109
8	・ 〃 ・	H税理士の手紙の写し		3110～ 3111
9	・ 〃 ・	被相続人関係図写し		3112
10	・ 〃 ・	H税理士の説明資料写し		3113
11	・ . .			
12	・ . .			
13	・ . .			
14	・ . .			
15	・ . .			
16	・ . .			
17	・ . .			

担当審判官	起案者	起案	・ ・	整 理
		決裁	・ ・	
		発送	・ ・	

〒000-0000

(住所・所在地)

〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)

M 様

〇 審 〇〇〇
平成 30 年 10 月 〇 日

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J (印)

送 付 書

あなたが、平成 30 年 9 月 〇日に提出した「閲覧等の請求書」では、閲覧等の対象となる書類等が特定できませんでした。つきましては、下記のとおり証拠説明書を送付しますので、閲覧等の対象とする文書等の番号に〇印を付した上で御返送願います。

記

送 付 書 類

- 〇 平成30年7月〇日付の証拠説明書

※ 連絡担当者 審判 〇 部 第 〇 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

(審 査 請 求 人 用) 145号様式(その1)

質問・検査調書等目録

○ 質問・検査により作成した調書等に関するもの

番号	作成年月日	文書等の名称	相手先等 (氏名等)	備考	ページ
1	30・8・〇	質問調書	請求人		328～ 330
2	30・9・〇	検査調書	株式会社K		331～ 334
3	・				
4	・				
5	・				
6	・				
7	・				
8	・				
9	・				
10	・				
11	・				
12	・				
13	・				
14	・				
15	・				
16	・				
17	・				

当該目録は、閲覧等の請求があつたとしても提示をしてはならない。


首席 審判官	次席 審判官	部長 審判官	担当 審判官	起案者	起案	・ ・	整 理
					決裁	・ ・	
					発送	・ ・	

○ 審 ○○○
平成 30 年 12 月 ○ 日

〒 000-0000
(住所・所在地)
〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)
M 様

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J



書類等の閲覧等請求の不許可について

平成 30 年 11 月 ○ 日付で請求があった書類等の 閱 覧 申請につい
ては、下記の理由により許可しないこととしたので通知します。

記

(理 由)
上記閲覧請求の対象とされた書類等は提出されていません。

※ 連絡担当者 審判 ○ 部 第 ○ 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

担当 審判官	起案者	起案	・	・	整 理
		決裁	・	・	
		発送	・	・	

○ 審 ○○○
平成 30 年 9 月 ○ 日

〒 0 0 0 - 0 0 0 0

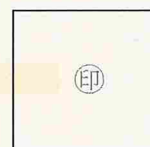
(住所・所在地)
○○市○○区○○町

(氏名・名称)

○○税務署長
N

様

○○ 国税不服審判所
担当審判官 J



閲覧等請求に係る意見について（照会）

別紙の「1 審査請求人」の審査請求について、あなた（又は貴社）から国税通則法第96条（又は第97条）の規定に基づき当審判所に提出していただいた「2 閲覧（又は写しの交付）請求のあった書類」について、同法第97条の3第1項の規定による閲覧（又は写しの交付）請求がありましたので、閲覧（又は写しの交付）の実施に当たり、同条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きします。

つきましては、当該書類を閲覧（又は写しの交付）に供することにつき御意見があるときは、同封の「閲覧等請求に対する意見書」を平成 30 年 9 月 ○ 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、当該書類の閲覧（又は写しの交付）に際しては、必ずしもいただいた御意見どおりとはならない場合もあること、また、提出期限までに同意見書の提出がない場合は、御意見はないものとして取り扱わせていただくことを御承知置き願います。

1 審査請求人

(住所・所在地) ○○市○○区○○町

(氏名・名称) M

2 閲覧(又は写しの交付)請求のあった書類

本照会に同封した書類

3 意見提出先

○○ 国税不服審判所 審判 ○ 部 第 ○ 部門 担当審判官 J

【御意見提出に当たっての留意事項】

国税通則法第97条の3第1項では、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は写しの交付を拒むことはできないとされています。

したがって、閲覧(又は写しの交付)の実施に当たっては、御意見をいただいた事項を踏まえ、その当否を判断しなければならないこととなっており、場合によっては、御意見の全てを採用できない場合があることを御承知置き願います。

なお、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、例えば、閲覧(又は写しの交付)を求める者以外の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときをいいます。また、「その他正当な理由があるとき」とは、例えば、国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧(又は写しの交付)の対象とすることにより、当該事務又は事業の性質上、それらの適正な遂行に支障を来すおそれがあるときをいいます。

平成 年 月 日

閲覧等請求に対する意見書

_____ 国税不服審判所
担当審判官 _____

「閲覧等請求に係る意見について
(照会) (165号)」の送付又は交付
に当たり同封する。
その際、閲覧等の対象となる「証拠
の写し」を添付する。

(住所・所在地)
〒 _____

(ふりがな) (_____)
(氏名・名称) (_____) (印)

(法人の場合、法人番号)

(法人の場合、代表者の住所) 〒 _____

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)
(_____) (_____) (印)

連絡先電話番号
(_____) _____

平成 年 月 日付 第 _____ 号の照会について、下記のとおり意見書を提出します。

記

御 意 見	閲覧等に従った場合の第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由がある部分
	※対象書類の写しに該当部分をマーカー等で表示していただいても構いません。
	第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由の具体的理由

※「第三者」とは、閲覧等請求人以外の者をいいます。

166号様式

審判所整理欄*
番号確認

※審判所整理欄は記入
しないでください

担当 審判官	法規・審査担当者等	起案者	起案	・	・	整 理
			決裁	・	・	
			発送	・	・	

〒 0 0 0 - 0 0 0 0

(住所・所在地)

〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)

M 様

〇 審 〇〇〇
平成 30 年 9 月 日

宛先が原処分庁の場合、「審査請求事件に係る閲覧届出書（168号）」を同封する。

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

印

書類等の閲覧について

平成 30 年 9 月 〇 日付で請求があった書類等の閲覧については、下記により閲覧に供します。

記

- 1 閲覧の日時 平成 30 年 10 月 〇 日 午前 〇 時 〇 分から 午後 〇 時 〇 分まで
- 2 閲覧の場所 〇〇国税不服審判所
(所在地) 〇〇市〇〇区〇〇町
- 3 閲覧に供する書類等
 - (1) 平成30年5月〇日付相続税の申告書の写し
 - (2) 平成30年4月〇日付調査報告書の写し
 - (3)
 - (4)
 - (5)

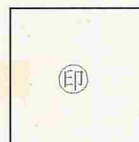
※ 連絡担当者 審判 〇 部 第 〇 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

平成 30 年 10 月 〇 日

審査請求事件に係る閲覧届出書

〇〇 国税不服審判所
 担当審判官 J 殿

〇〇 税務署長
 N



平成 30 年 9 月 〇 日付 〇 審 〇〇 号「書類等の閲覧について」で通知
 のあった審査請求事件（審査請求人 M ）に係る書類等の閲覧について、
 下記の者を閲覧者として届け出ます。

記

所属・職名等	氏 名
〇〇税務署 資産〇部門	Q
〇〇税務署 資産〇部門	R

閲覧実施記録書

審査請求人 (氏名・名称)		M		
閲覧等 請求人	住所	〇〇市〇〇区〇〇町	職業	〇〇
	氏名	M	審査請求人との関係	本人
	住所		職業	
	氏名		審査請求人との関係	
	住所		職業	
	氏名		審査請求人との関係	
	住所		職業	
	氏名		審査請求人との関係	
閲覧の日時	平成 30 年 10 月 〇 日 午前 〇 時 〇 分から 午後 〇 時 〇 分まで			
閲覧の場所	〇〇国税不服審判所 第〇合議室			
閲覧をさせた者	国税審判官	J	(印)	
記録書作成者	国税審査官	S	(印)	
閲覧に 供した 書類等	閲覧等に供した書類は以下のとおりです。 ① 平成30年5月〇日付相続税の申告書の写し ② 平成30年4月〇日付調査報告書の写し(カメラ)			
上記書類等を閲覧しました。 閲覧者 M (印)				
署名押印を求め、閲覧等請求人が署名押印を拒んだときは、その旨を記載する。				

担当 審判官	法規・審査担当者等	起案者	起案	・	・	整 理
			決裁	・	・	
			発送	・	・	

〒 -

(住所・所在地)

〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)

M 様

〇 審 〇〇〇
平成 30 年 9 月 〇 日

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

印

写しの交付について

平成 30 年 9 月 〇 日付で請求のあった国税通則法第97条の3第1項に基づく書類の写しの交付については、下記のとおり、写しを交付します。

なお、写しの交付に当たっては、同封の「写しの交付申出書」を提出していただく必要がありますので、平成 30 年 10 月 〇 日までに担当審判官 J 宛提出願います。

記

- 1 写しの交付を行う書類及び交付手数料
別紙のとおり
- 2 写しの交付を実施する方法

(1) 直接交付

イ 日時 平成 30 年 10 月 〇 日 〇 時 〇 分から 〇 時 〇 分まで

※当日差し支えがあるときは、折り返しその事情をお知らせください。
なお、当日は印章をお持ちください。

ロ 場所 〇〇国税不服審判所
(所在地) 〇〇市〇〇区〇〇町

(2) 郵送

- 3 写しの交付を送付によることを希望する場合、送付に要する費用（見込額）

92 円 (書留代、速達代等は含まれておりません。)

※ 「送付に要する費用」につきましては、相当額の郵便切手を同封の「写しの交付申出書」と併せて提出してください。

連絡担当者 審判 〇 部 第 〇 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

(別紙)

○写しの交付を行う書類及び交付手数料

書 類 名	枚 数
平成30年5月○日付相続税の申告書の写し	22 枚
平成30年4月○日付調査報告書の写し	4 枚
以下余白	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合 計	26 枚

合計枚数	写しの交付手数料の額 (1枚当たりの金額)	写しの交付手数料
26 枚	× 10円 =	260 円

平成 30年 10月 〇日

写しの交付申出書

交付の場合

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

【留意事項】
収入印紙の額が正しいことを確認した上で、「收受日付印」を押印する。

「写しの交付について(171号)」の交付を省略した場合には、下線部分を削除する。

写しの交付請求人 (審査請求人、参加人)
(住所・所在地) 〒 000 - 0000
〇〇市〇〇区〇〇町

(ふりがな) (エム)
(氏名・名称) M (M印)

(法人の場合、法人番号)
(法人の場合、代表者の住所) 〒 -

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)
() (印)

代理人
(住所・所在地) 〒 -
(ふりがな) ()
(氏名・名称) (印)

平成 30年 9月 〇日付 〇審 第 〇〇〇号「写しの交付について」に基づく
写しの交付の実施方法等について、下記のとおり申出をします。

記

- 写しの交付を求める書類
 - 対象書類全て (この場合は、交付手数料(送料別) 260円となります。)
 - 対象書類の一部 (別紙のとおり)
- 写しの交付の実施方法
 - 「写しの交付について」の指定日・指定場所での実施
 - 送付による実施 (送付を希望される場合は、郵便切手を同封してください。)

【 必要な郵便切手の金額 円 】

※ 書留等での発送を希望される場合には、別途、相当額の郵便切手を同封してください。

交付手数料	収入印紙	収入印紙	収入印紙
260 円	消印	消印	ください。 さい。) 同封してください。

収入印紙の額が正しいことを確認した上で、収入印紙への「消印」を行う。

確認印
(T)

審判所整理欄*
番号確認

※審判所整理欄は記入しないでください

172号様式

(別紙)

「1 写しの交付をを求める書類」欄にて、対象書類の一部を求めるとした場合には、次の表を作成してください。

書 類 名	枚 数
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合 計	枚

合計枚数	写しの交付手数料の額 (1枚当たりの金額)	写しの交付手数料
_____ 枚	× 10円	= _____ 円

平成 30 年 10 月 〇 日

写しの交付申出書

送付の場合

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

【留意事項】
収入印紙の額が正しいことを確認した上で、「收受日付印」を押印する。

写しの交付請求人 (審査請求人 参加人)

(住所・所在地) 〒 000 - 0000

〇〇市〇〇区〇〇町

(ふりがな) (エム

(氏名・名称) M

M印

(法人の場合、法人番号)

(法人の場合、代表者の住所) 〒 -

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)

()

印

代理人

(住所・所在地) 〒 -

(ふりがな) ()

(氏名・名称)

印

平成 30 年 9 月 〇 日付 〇 審 第 〇〇〇 号「写しの交付について」に基づく
写しの交付の実施方法等について、下記のとおり申出をします。

記

1 写しの交付を求める書類

- 対象書類全て (この場合は、交付手数料(送料別) 260円となります。)
- 対象書類の一部 (別紙のとおり)

2 写しの交付の実施方法

- 「写しの交付について」の指定日・指定場所での実施
- 送付による実施 (送付を希望される場合は、郵便切手を同封してください。)

【 必要な郵便切手の金額 92円 】

※ 書留等での発送を希望される場合には、別途、相当額の郵便切手を同封してください。

交付手数料	収入印紙	収入印紙	収入印紙
260 円	消印	消印	ください。 (さい。) 同封してください。

収入印紙の額が正しいことを確認した上で、収入印紙への「消印」を行う。

確認印

T

審判所整理欄*

番号確認

※審判所整理欄は記入しないでください

172号様式

(別紙)

「1 写しの交付を求める書類」欄にて、対象書類の一部を求めるとした場合には、次の表を作成してください。

書 類 名	枚 数
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合 計	枚

合計枚数	写しの交付手数料の額 (1枚当たりの金額)	写しの交付手数料
_____ 枚	× 10円	= _____ 円

担当 審判官	法規・審査担当者等	起案者	起案	・	・	整 理
			決裁	・	・	
			発送	・	・	

〒 0 0 0 - 0 0 0 0

(住所・所在地)

〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)

〇〇税務署長

N 様

〇 審 〇〇〇
平成 30 年 9 月 〇 日

原処分庁に対する
交付の場合

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

印

写しの交付について

平成 30 年 9 月 〇 日付で請求のあった国税通則法第97条の3第1項に基づく書類の写しの交付については、下記のとおり、写しを交付します。

記

- 1 写しの交付を行う書類及び交付手数料別紙のとおり
- 2 写しの交付を実施する方法

(1) 直接交付

イ 日時 平成 30 年 10 月 〇 日 午前 〇 時 〇 分から 午後 〇 時 〇 分まで

※当日差し支えがあるときは、折り返しその事情をお知らせください。
なお、当日は印章をお持ちください。

ロ 場所 〇〇国税不服審判所
(所在地) 〇〇市〇〇区〇〇町

(2) ~~郵送~~

連絡担当者 審判 〇 部 第 〇 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

(別紙)

○写しの交付を行う書類

書 類 名	枚 数
第三者Eとの訴訟資料	6 枚
H税理士の手紙の写し	1 枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合 計	7 枚

平成 30 年 10 月 〇 日

写 し の 受 領 書

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

受領者

〇〇市〇〇区〇〇町

(住所・所在地)

(氏名・名称)

M

M

印

別紙の書類の写しを受領しました。

(別紙)

○写しの交付を行う書類

書 類 名	枚 数
平成30年5月○日付相続税の申告書の写し	22枚
平成30年4月○日付調査報告書の写し	4枚
以下余白	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合 計	26枚

担当 審判官	法規・審査担当者等	起案者	起案	・	・	整 理
			決裁	・	・	
			発送	・	・	

〒 0 0 0 - 0 0 0 0

(住所・所在地)

〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)

M 様

〇 審 〇 〇 〇
平成 30 年 10 月 〇 日

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

印

写しの送付について

別紙の書類の写しを別添のとおり送付します。

なお、お手数ですが、送付書類を御確認いただきましたら、同封の「写しの受領書」に住所及び氏名を記載、押印の上、返送いただきますようお願いいたします。

※ 送付する写しにつきましては、国税通則法第97条の3の目的及び趣旨に反した使用はしないでください。

連絡担当者 審判 〇 部 第 〇 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

174号様式

(別紙)

○写しの交付を行う書類

書 類 名	枚 数
平成30年 5 月○日付相続税の申告書の写し	2 2 枚
平成30年 4 月○日付調査報告書の写し	4 枚
以下余白	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
合 計	2 6 枚

平成 30 年 10 月 〇 日

写しの交付手数料の減額(免除)申請書

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

写しの交付請求人

(住所・所在地) 〒 000 - 0000
〇〇市〇〇区〇〇町

(ふりがな) (エム)

(氏名・名称) M

(法人の場合、法人番号)

.....

(法人の場合、代表者の住所) 〒 -

.....

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)

()

..... (印)

代理人

(住所・所在地) 〒 -

.....

(ふりがな) ()

(氏名・名称)

..... (印)

国税通則法施行令第35条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり写しの交付手数料の減額(免除)を申請します。

記

1 減額(免除)を求める額
(交付の求め1件につき、2,000円を限度とします。) 2,000 円

2 減額(免除)を求める理由 (イ又はロのいずれかを○で囲んでください。)

- イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項 1号に掲げる扶助を受けていること。
- ロ その他の事実(具体的に記載してください。)

(注) 1 イに○印を付した場合には、当該扶助を受けていることを証明する書類を添付してください。
2 ロに○印を付した場合には、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

175号様式

審判所整理欄 [※]
番号確認

※審判所整理欄は記入しないでください

首席 審判官	次席 審判官	部長 審判官	担当 審判官	起案者	起案	・ ・	整 理
					決裁	・ ・	
					発送	・ ・	

○ 審 ○ ○ ○
平成 30 年 10 月 ○ 日

〒 0000-0000
(住所・所在地)
〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)
M 様

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J 

写しの交付手数料の減額(免除)決定通知書

平成 30 年 10 月 ○ 日付の写しの交付手数料の減額(免除)申請について、
国税通則法第97条の3第5項の規定に基づき、下記のとおり減額(免除)することと
しましたので通知します。

記

写しの交付 の実施方法	「写しの交付について」の指定日・指定場所での実施
写しの交付 手数料を減 額(免除)す る額	2,000 円

※ 連絡担当者 審判 ○ 部 第 ○ 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

首席 審判官	次席 審判官	部長 審判官	担当 審判官	起案者	起案	・ ・	整 理
					決裁	・ ・	
					発送	・ ・	

〒 0 0 0 - 0 0 0 0

(住所・所在地)

〇〇市〇〇区〇〇町

(氏名・名称)

M

様

〇 審 〇〇〇
平成 30 年 10 月 〇 日

〇〇 国税不服審判所
担当審判官 J

印

写しの交付手数料の減額(免除)について

平成 30 年 10 月 〇 日付の写しの交付手数料の減額(免除)申請については、下記のとおり国税通則法第97条の3第5項に規定する減額(免除)理由に該当しないので通知します。

記

写しの交付 の実施方法	「写しの交付について」の指定日・指定場所での実施
減額(免除) を求める写 しの交付手 料の額	2,000 円
減額(免除) が認められ ない理由等	生活保護法(昭和25年法律144号)第11条第1項第各号(種類)に掲げる扶助を受けていることを証明する書面の提出がありません。

※ 連絡担当者 審判 〇 部 第 〇 部門 S 電話 00 - 0000 - 0000 内線 000

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

目 次

	ページ
1 原処分庁から証拠として提出された申告書、請求書、届出書等及びその添付書類の写し	3-2
(1) 請求人の申告書等	3-3
【1-1-1】請求人の申告書等の第三者情報（原則マスキングなし）	3-3
【1-1-2】申告書等の税務署整理欄（一部マスキング）	3-3
【1-1-3】申告書等の職員IDの印字（一部マスキング）	3-3
(2) 第三者の申告書等	3-4
【1-2-1】閲覧等請求人以外の相続人が閲覧等請求人とは別に提出した「相続税の申告書」（全部マスキング）	3-4
【1-2-2】推計課税事件における同業者の決算書（全部マスキング）	3-4
2 課税処分に係る決議書等	3-4
【2-1-1】課税処分の決議書等（マスキングなし）	3-5
【2-1-2】相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（控用）（一部マスキング）	3-5
3 帳簿、請求書、契約書等	3-5
(1) 請求人保有の帳簿等	3-6
【3-1-1】原処分庁から提出される「請求人保有の帳簿等（の写し）」（マスキングなし）	3-6
【3-1-2】請求人から新たに提出される「請求人保有の帳簿等」（原則マスキングなし）	3-6
【3-1-3】請求人から新たに提出される「請求人保有の手帳等」（一部マスキング）	3-6
(2) 第三者の帳簿及び原始記録等	3-6
【3-2-1】原処分庁から提出される「取引先・関係先の帳簿及び原始記録等」（一部マスキング）	3-6
【3-2-2】取引先・関係先から新たに提出される「取引先・関係先の帳簿等」（一部マスキング）	3-7
4 聴取書等	3-7
(1) 請求人からの聴取書等	3-7
【4-1-1】請求人が回答者である「質問応答記録書」（マスキングなし）	3-7
【4-1-2】調査報告書（一部マスキング）	3-7
(2) 第三者からの聴取書等	3-8
【4-2-1】取引先・関係先から聴取した「不開示とすることを条件に作成された調査報告書」（全部マスキング）	3-8
【裁判例】昭和49年10月22日大阪地裁判決（月報20巻13号）	3-8
5 反面調査資料	3-8
【5-1-1】請求人の「預貯金等の取引履歴」等が添付された銀行からの回答文書（一部マスキング）	3-9
6 その他の証拠等	3-10
(1) 基本的な個人課税関係書類	3-10
【6-1-1】個人調査決議書（一部マスキング）	3-10
【6-1-2】消費税及び地方消費税の決議書明細、課税期間別追徴税額の明細書（マスキングなし）	3-11
【6-1-3】源泉所得税調査簿（一部マスキング）	3-11

	ページ
【6-1-4】源泉所得税調査事績書（一部マスキング）	3-11
【6-1-5】調査手続チェックシート（本表）（マスキングなし）	3-12
【6-1-6】預り証（マスキングなし）	3-12
(2) 基本的な法人課税関係書類	3-13
【6-2-1】法人税決議書（一部マスキング）	3-14
【6-2-2】復興特別法人税決議書（一部マスキング）	3-14
【6-2-3】消費税及び地方消費税の決議書（一部マスキング）	3-15
【6-2-4】源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書付表（その1、その2）（マスキングなし）	3-15
【6-2-5】現物確認チェック表（法人税調査用）（一部マスキング）	3-15
【6-2-6】輸出物品販売場許可申請チェック表（マスキングなし）	3-15
(3) 基本的な調査課関係書類	3-17
【6-3-1】法人税決議書第1表（調査課様式）（一部マスキング）	3-18
【6-3-2】調査経過等の報告書及び調査経過書その1（一部マスキング）	3-18
【6-3-3】消費税及び地方消費税の非違内訳書（一部マスキング）	3-19
(4) 基本的な資産課税（相続税）関係書類	3-20
【6-4-1】相続税の更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書（一部マスキング）	3-20
【6-4-2】相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書（一部マスキング）	3-20
【6-4-3】相続税調査（処理）事績書（付表）取得財産等合計表（マスキングなし）	3-21
【6-4-4】相続税調査（処理）事績書（付表）財産明細表（マスキングなし）	3-21
【6-4-5】税務調査の実施のお知らせ（マスキングなし）	3-21
【6-4-6】相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税省略決議書（一部マスキング）	3-21
(5) 基本的な資産課税（譲渡所得）関係書類	3-23
【6-5-1】平成〇年分譲渡所得実地調査書（一部マスキング）	3-23
【6-5-2】譲渡所得反面調査事績回報書（一部マスキング）	3-23
【6-5-3】平成〇年分譲渡所得納税相談申告審理事績書（一部マスキング）	3-24
【6-5-4】資産の取得時期等照会書（一部マスキング）	3-24
【6-5-5】譲渡物件の現地確認事績（依頼）書（一部マスキング）	3-24
【6-5-6】取得価額引継整理票（一部マスキング）	3-25
(6) 基本的な間接諸税関係書類	3-26
【6-6-1】間接諸税の調査決議書（第5表を除く）（一部マスキング）	3-26
【6-6-2】印紙税不納付等事実調査書（マスキングなし）	3-27
7 徴収関係	3-28
(1) 滞納処分の調書、公告、計算書及び決議書	3-28
【7-1-1】滞納処分の決議書等（原則マスキングなし）	3-29
【7-1-2】第二次納税義務者にとっての主たる納税義務者の「差押調書」（一部マスキング）	3-29
【7-1-3】担保提供書及び納税保証書（マスキングなし）	3-29
【7-1-4】財産収支状況書（マスキングなし）	3-29
【7-1-5】現在納付能力調査表及び見込納付能力調査表（マスキングなし）	3-29
(2) 納付誓約関係書類	3-30

	ページ
【7-2-1】納付誓約書（マスキングなし）	3-30
(3) その他関係書類	3-30
【7-3-1】一件別徴収カード（一部マスキング）	3-30
【7-3-2】財産調査関係書類（一部マスキング）	3-30
《参考資料1》	3-31
【裁判例】	3-31
1 審査請求人の書類等閲覧請求の拒否と手続上の利益（東京地裁平成4年3月18日判決）	3-31
2 行政不服審査法33条2項にいう「正当な理由」の意義（大阪高裁昭和50年9月30日判決）	3-31
3 閲覧拒否の正当な理由の要件（大阪地裁昭和44年6月26日判決）	3-31
4 所得調査書の閲覧請求と要約書の閲覧（大阪高裁昭和54年1月26日判決）	3-32
5 所得調査書を対象とする閲覧請求と閲覧拒否の正当な理由（東京高裁昭和59年11月20日判決）	3-32
【学説等】	3-32
1 平成28年改訂「国税通則法精解」1125ページ	3-32
2 金子宏「租税法第22版」1022ページ（弘文堂、平29）	3-33
3 南博方「税務争訟の理論と実際」88・89ページ（弘文堂、昭55）	3-33
(1) 閲覧許可の時期	3-33
(2) 第三者の利益・行政の秘密	3-34
(3) その他の拒否事由	3-34
《参考資料2》	3-35
担当審判官において通則法第97条第1項第2号の規定による提出を求めることが相当でない書類について	3-35
共1 重要事案審議会審議表の写し	3-35
【参考裁判例】岡山地裁平成21年1月7日判決	3-35
共2 争点整理表	3-35
共3 調査結果の説明書	3-36
共4 源泉所得税チェック表兼入力表・義務者管理情報入力結果リスト	3-36
共5 準備調査表	3-36
共6 応接簿（意見聴取用）	3-36
個1 個人調査事績チェックリスト	3-36
個2 着眼事項等兼チェックシート	3-36
法1 資料情報カード（活用効果があったもの）	3-37
法2 調査事績書	3-37
法3 申告事績分析表	3-37
調1 引継文書	3-37
調2 申告管理表（兼・準備調査表）及び準備調査書	3-37
調3 検討会資料及び青色申告の承認の取消し可否検討表	3-37
相1 相続関係図	3-38
相2 相続税資料カード兼準備調査書	3-38
相3 平成○年分 総合収支調査書	3-38

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

	ページ
相4 平成〇年〇月分相続税法第58条の規定による通知書	3-38
相5 相続税見込事案抽出票	3-38
譲1 譲渡所得反面調査依頼書	3-38
諸1 間接諸税の調査決議書第5表	3-39
諸2 間接諸税の活用済みの資料せん	3-39
諸3 間接諸税の申告状況分析表	3-39
○ 法定資料	3-39
○ 徴収システム	3-39
1 滞納者概況票	3-39
2 滞納者概況票付表及び一人別滞納整理概況表	3-39
3 滞納口座一覧表及び財産状況一覧表	3-39
4 滞納整理事績(詳細)	3-40

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

本章は、閲覧等の請求の対象になると見込まれる典型的な文書について、事例に基づき、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」及び「その他正当な理由があるとき」に該当する箇所についての原則的な考え方を示した上で、必要に応じて参考裁判例及び参考学説を付加したものである。

ところで、マスキングすべき箇所については、個々の事件の内容等により異なってくるものであり、一律に定まるものではない。

(参考) マスキング箇所の判断基準に関する裁判例

「閲覧拒否を正当化する『正当な理由』とは、審査請求人等の閲覧請求権と閲覧を許可することによって生ずると予想される審査請求人等以外のものの利益の侵害とを調整する概念として理解すべきである。」(大阪地裁昭和44年6月26日判決)

したがって、マスキングすべき箇所については、事件によって本章で示す例とは必ずしも合致しないケースも生じ得る。

以上を踏まえ、閲覧等の請求への対応に当たっては、基通97の3-3に該当する場合を除き、提出人等に対して、閲覧等を拒否すべき理由の有無、マスキング箇所についての意見を確実に聴取し、特に閲覧等に供することに難色が示された場合には、その点も十分考慮してマスキングを施す箇所の判断を慎重かつ適切に行う必要がある(第3章3-8ページ裁判例参照)。

なお、本章で示す考え方は、閲覧等請求人が、請求人や原処分庁である場合を前提として作成したものであるから、参加人が閲覧等請求人であるような場合には、マスキングすべき箇所も本章で示す例とは異なってくることに留意する必要がある。

(注) 本文中の【○-○-○】は、以下「項番」といい、その表示内容は次の要領で記載している。

(例)【4-1-1】【4 聴取書等 - (1) 請求人からの聴取書等 - (1)の1番目】

【参考】

- 1 行政不服審査法(以下、本参考において「行審法」という。)における「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、第三者のプライバシーを侵害するおそれがあるとき(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、本参考において「個人情報保護法」という。)第14条第2号に該当)や、第三者の営業秘密を漏洩するおそれがあるとき(同条3号に該当)等である。「その他正当な理由があるとき」とは、監査の手法等が明らかになり当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(同条7号に該当)等である(宇賀克也「行政不服審査法の逐条解説(有斐閣)」)
- 2 行審法における「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に関し、対象とする証拠書類等の中に、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合などが該当する。これらの情報は、個人情報保護法第14条各号に規定する不開示事由に該当するものである(総務省行政管理局「逐条解説 行政不服審査法 平成27年4月」)。

なお、この点、総務省は、行審「法第38条第1項の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に該当する情報は、個人情報保

護法第14条各号に規定する不開示事由に該当するものでもであると承知しているが、閲覧等の求めが、審査請求人等が審査請求の審理において適切に主張・立証することができるよう、その手続的権利を保障する観点から認められることに鑑みれば（総務省行政管理局「逐条解説 行政不服審査法 平成27年4月」）、両者の範囲の外延は必ずしも一致するものではなく、審理員が審理に必要と認める場合には、個人情報保護法の不開示事由に該当すると認められる情報であっても、行審法第38条の閲覧等を認める場合があり得ると考えて差し支えないかご教示願いたい。」旨の照会に対し、「審理員の判断でお示しのような場合はあり得ると考えられる。」旨回答している。

1 原処分庁から証拠として提出された申告書、請求書、届出書等及びその添付書類の写し

原処分庁から証拠として提出された申告書、請求書、届出書等及びその添付書類（以下「申告書等」という。）の写しが、処分の理由となった事実を証する書類として提出される。

《主な申告書等一覧》

税目	証拠書類等の名称	
所得税	1	平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書
	2	平成〇年分収支内訳書
	3	平成〇年分所得税青色申告決算書
	4	死亡した者の平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
	5	所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書
	6	所得税の青色申告承認申請書
	7	青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書
	8	所得税の棚卸資産の評価方法（減価償却資産の償却方法）の届出書
譲渡所得	9	平成〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）
	10	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書
	11	平成〇年分保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書
	12	平成〇年分譲渡所得の内訳書
	13	買換（代替）資産の明細書
法人税	14	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの事業年度分の法人税及び地方法人税の確定申告書
	15	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの課税事業年度分の復興特別法人税の確定申告書
	16	欠損金の繰戻しによる還付請求書
	17	適用額明細書
	18	法人事業概況説明書、会社事業概況書（調査課）
相続税等	19	平成〇年分贈与税の申告書
	20	相続税の申告書
	21	相続時精算課税選択届出書

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

消費税	22	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書
	23	消費税の異動届出書
	24	消費税課税事業者選択（不適用）届出書
	25	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書
	26	消費税課税期間特例選択（変更）届出書
間接諸税	27	平成〇年〇月分印紙税納税申告書（書式表示用）、平成〇年度分印紙税納税申告書（一括納付用）
	28	平成〇年〇月分（たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、電源開発促進税）納税申告書
	29	課税標準数量及び税額計算書
	30	印紙税不納付等事実申出書
	31	印紙税書式表示承認申請書、印紙税一括納付承認申請書
	32	揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書
共通	33	更正の請求書
	34	再調査の請求書

(1) 請求人の申告書等

【1-1-1】請求人の申告書等の第三者情報（原則マスキングなし）

請求人の申告書等は、請求人作成に係る書類であるところ、請求人により請求人以外の第三者情報も記載されているが、これらの第三者情報は、閲覧等請求人である請求人の知り得ている情報である。

また、請求人は、自身が相続税の申告書等の共同提出者の1人であり、相続人間で争いのない者であれば、他の相続人の情報も知り得る立場にある。

したがって、上記のような場合、請求人の申告書等の閲覧等の請求に対しては、上記第三者情報や他の相続人の情報についてマスキングを施すことなく閲覧等に供することになる。

(注) 相続人全員の署名・押印がされた「死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」が提出されている場合には、閲覧等請求人以外の相続人に係る「印影」及び「7 還付される税金の受取場所」欄にマスキングを施すことに留意する（第4章4-1 ページ参照）。

【1-1-2】申告書等の税務署整理欄（一部マスキング）（第4章4-2及び4-4 ページ参照）

所得税確定申告書の税務署整理欄の「A」欄（平成21年6月以前のものには「K」欄を含む。）及び贈与税の税務署整理欄の「処理」欄は、原処分庁所属の職員が申告書の事務処理に必要な符号等を記載するものである。

したがって、上記各欄は、当該部分を閲覧等に供すると税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、「その他正当な理由があるとき」に該当することになるので、当該各欄には一律にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【1-1-3】申告書等の職員IDの印字（一部マスキング）（第4章4-5 ページ

参照)

e-Tax利用者の申告書のフッター部分の職員IDの印字は、セキュリティ上の問題等から、閲覧等に供すると税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、「その他正当な理由があるとき」に該当することになるので、当該IDの印字にはマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

(2) 第三者の申告書等

【1-2-1】 閲覧等請求人以外の相続人が閲覧等請求人とは別に提出した「相続税の申告書」（全部マスキング）（第4章4-6ページ参照）

閲覧等請求人以外の相続人が閲覧等請求人とは別に提出した「相続税の申告書」については、その申告内容を含め、その提出の事実自体、閲覧等請求人は知り得ない第三者情報というべきである。

これを閲覧等に供することは、「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当することになるので、申告書（証拠説明書、証拠書類等目録及び帳簿書類等留置目録における標題の表示も含む。）全てにマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

ただし、閲覧等請求人が、上記「相続税の申告書」と具体的に指定してその閲覧等を求めてきた場合、担当審判官は、上記「相続税の申告書」の提出の有無も含め、上記閲覧等の請求には応答できない旨の説明を行い、その経過等について記録した「調査事績書（149号）」を作成する。

【1-2-2】 推計課税事件における同業者の決算書（全部マスキング）

同業者比率法による推計課税事件における同業者の決算書は、閲覧等請求人以外の第三者情報が記載された書類であり、これを閲覧等に供することは、「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当することになるので、その全てにマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

2 課税処分に係る決議書等

課税処分に係る決議書等（以下「決議書等」という。）は、課税処分の送達年月日、新たに納付すべき税額、処分の理由等が記載された書類であり、原処分庁からその写しが提出される。

なお、当該決議書等は、審査請求が適法に行われているか否かの形式審査の資料としても活用することになる。

《主な決議書等一覧》

税目	証拠書類等の名称	
所得税	1	平成〇年分所得税及び復興特別所得税の更正決議書
	2	平成〇年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定決議書
	3	加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書
	4	加算税の基礎となる税額の計算書

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

所得税	5	源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書
	6	青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書
	7	青色申告の承認取消し通知書
法人税	8	法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書
	9	法人税の加算税の賦課決定通知書
	10	地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書
	11	地方法人税の加算税の賦課決定通知書
	12	復興特別法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書
	13	復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書
消費税	14	青色申告の承認申請の承認（却下、取消）決議書
	15	消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書
相続税等	16	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書
	17	平成〇年分贈与税の更正決議書及び加算税の賦課決定決議書
間接諸税	18	相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（控用）
	19	〇〇税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書
	20	〇〇税加算税賦課決定通知書
共通	21	印紙税の過怠税賦課決定通知書及び納税告知書
	22	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書
	23	更正の理由書
	24	処分の理由書
	25	修正申告等について
	26	物件の留置きに当たって
	27	不服申立て等について
	28	再調査決定書

【2-1-1】課税処分の決議書等（マスキングなし）

当該決議書等は、請求人に送達又は交付された通知書等と同一の内容であることから、閲覧等の請求があった場合については、マスキングを施すことなく閲覧等に供する。

【2-1-2】相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（控用）（一部マスキング）（第4章4-8ページ参照）

当該決議書等の整理番号は、原処分庁所属の職員が、閲覧等請求人にとっては第三者に当たる被相続人に係る事務の必要上記載したものであり、閲覧等に供すると税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、「その他正当な理由があるとき」に該当することになるので、当該整理番号にはマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

3 帳簿、請求書、契約書等

帳簿、請求書、契約書等（以下「帳簿等」という。）は、①原処分庁から処分の理由となる事実を証する証拠書類等として、その写しが提出されるほか、②審査請求時

に請求人から、また、③担当審判官における提出要求により、請求人の取引先・関係先から、新たな帳簿等（の写し）が提出されることがある。

(1) 請求人保有の帳簿等

【3-1-1】原処分庁から提出される「請求人保有の帳簿等（の写し）」（マスキングなし）

原処分庁から提出される「請求人保有の帳簿等（の写し）」は、請求人の取引先・関係先等第三者の氏名、法人名、取引金額、取引内容、口座番号等の第三者情報も記載されている。

これらの第三者情報は、請求人自ら作成した帳簿等に記載されているもの又は取引先・関係先から請求人が交付を受けた帳簿等に記載されているものであり、請求人が知り得ている情報であるから、請求人に対してはマスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【3-1-2】請求人から新たに提出される「請求人保有の帳簿等」（原則マスキングなし）

請求人から新たに提出される「請求人保有の帳簿等」は、請求人から原処分段階や再調査の請求段階では提出されず、審査請求段階に至って初めて請求人から提出されるものであるから、請求人に閲覧等に係る意見を求めることになる。

この場合、通常当該書類には争点外事項（第三者である取引先・関係先の氏名、法人名、取引金額、取引内容、口座番号等）に当たる第三者情報が記載されているものの、その内容は請求人の業務に関するものであることに照らすと、上記意見の求めに対する回答は、およそ「第三者の利益を害するおそれ」はない旨であることが見込まれるので、そのことを前提にすると、第三者情報についてマスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【3-1-3】請求人から新たに提出される「請求人保有の手帳等」（一部マスキング）（第4章4-9ページ参照）

請求人から新たに提出される「請求人保有の手帳」等は、原処分段階や再調査の請求段階で提出されず、審査請求段階で初めて提出されるものである。

この場合、通常「請求人保有の手帳」等には、争点や争点関連事項のほか、請求人のプライベートな事項等も混然一体となって記載されている。

したがって、「請求人保有の手帳」の場合は、請求人に対して閲覧等を拒否すべき理由の有無、マスキング箇所についての意見を確実に聴取し、閲覧等に供することに強い難色を示された場合には、その点を十分考慮の上、「第三者の利益を害するおそれ」又は「その他正当な理由があるとき」に該当するものとして、マスキングを施す必要があるか否かの判断を慎重かつ適切に行う必要がある。

(2) 第三者の帳簿及び原始記録等

【3-2-1】原処分庁から提出される「取引先・関係先の帳簿及び原始記録等」（一部マスキング）（第4章4-10ページ参照）

原処分庁から提出される「取引先・関係先の帳簿及び原始記録等」は、原処分庁所属の職員が、請求人の取引先・関係先に対する調査を実施することにより収集し

た書類、帳票類である。

当該帳簿及び原始記録等の記載内容は、基本的に請求人以外の第三者である取引先・関係先の営業上の秘密に属する第三者情報が含まれており、それらは「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当するので、担当審判官が審理を行うため必要があると認めた部分を除き、マスキングを施した上で閲覧等に供することになる。

なお、提出者である原処分庁に対して、マスキング箇所についての意見の聴取を行い、その結果、担当審判官が必要と認めた場合、上記帳簿等の作成者である取引先・関係先に対しても、請求人に対する閲覧等を拒否すべき意見の有無、マスキング箇所についての意見を直接聴取することはできる。

その結果、上記取引先・関係先から閲覧等に供することに強い難色が示された場合には、その点を十分に考慮してマスキングを施す箇所（全部マスキングとなることもあり得る。）の判断を慎重かつ適切に行う必要がある。

【3-2-2】取引先・関係先から新たに提出される「取引先・関係先の帳簿等」（一部マスキング）

取引先・関係先から新たに提出される「取引先・関係先の帳簿等」は、担当審判官が、審理を行うため必要があると判断した場合に、請求人の取引先・関係先から提出を受けるものである。

当該帳簿等については、多くの場合、その大半が「第三者の利益を害するおそれがあるとき」（例えば、請求人以外の第三者の氏名、法人名、取引金額等の守秘義務によって保護されるべき第三者情報）に該当することになるので、その閲覧等に際しては当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

なお、マスキングすべき箇所についての考え方については、【3-2-1】参照。

4 聴取書等

聴取書等は、調査担当職員が請求人又は取引先・関係先からの聴取事項を記載した文書であり、原処分庁から処分の理由となった事実を証する証拠として、その写しが提出される。

(1) 請求人からの聴取書等

【4-1-1】請求人が回答者である「質問応答記録書」（マスキングなし）

質問応答記録書は、「調査関係事務において必要がある場合に、質問検査の一環として、調査担当職員が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書」であるとされている。

請求人が回答者である「質問応答記録書」は、その内容を、回答者（請求人）に読み聞かせ、誤りのないことを確認した書類であることから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【4-1-2】調査報告書（一部マスキング）（第4章4-11ページ参照）

調査報告書は、「調査関係事務において必要がある場合に、質問検査の一環として、調査担当職員が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等（必要に応じて、署長又は副署長）に報告するために作成する行政文書」であるとされている。

当該報告書のうち、請求人との応答内容を記録した部分については、請求人の知り得る情報であることから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供する。

ただし、当該報告書に原処分庁の調査方針や調査手法が記載されている箇所があれば、当該箇所は、「その他正当な理由があるとき」に該当するため、マスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

(2) 第三者からの聴取書等

【4-2-1】取引先・関係先から聴取した「不開示とすることを条件に作成された調査報告書」（全部マスキング）

取引先・関係先から聴取した「不開示とすることを条件に作成された調査報告書」とは、取引先・関係先が請求人に対し聴取内容を漏らさないことを特に条件にしたなどの特段の事情があり、あるいは、これを請求人の閲覧等に供することに強い難色を示した場合の「調査報告書」を指す。

上記のような事情のある当該報告書について、請求人から閲覧等の請求があった場合、担当審判官は、「第三者の利益を害するおそれ」又は「その他正当な理由があるとき」に該当することを理由に閲覧等を拒むことになるので、その書面全部にマスキングを施すことになる。

(注) 担当審判官は、原処分庁に対する質問検査により上記特段の事情を認識した場合は、請求人へ反論・反証の機会を与える手続を保障する法97条の3の趣旨及び目的に照らし、原処分庁に対して他の客観的な証拠による立証を求めるか、あるいは、取引先・関係先に質問・検査を実施し、事実を認定するなど、事件の内容に応じた対応を採ることになる。

【裁判例】昭和49年10月22日大阪地裁判決（月報20巻13号）

審査請求人が処分の理由となった事実を証する書類等を請求したところ、審査庁は所得税の更正・加算税賦課決定決議書と異議申立決定決議書の閲覧を許可したが、その他の書類については、第三者の利益を害するおそれがある事項または税務行政執行上の機密にわたる事項の記載があるとの理由で閲覧を拒否したことが認められるところ、証人である原処分庁職員の証言によれば、閲覧を拒否した書類は原処分庁の所得調査書で、その内容は主として反面調査先で行った反面調査の結果を記載したものであり、反面調査先の社長はこれを原告に示すことに強い難色を示していたことが認められ、右事情のもとにおいては、審査庁が所得調査書の閲覧を拒んだことに正当な理由があったということができ、閲覧拒否に違法はない。

5 反面調査資料

反面調査資料は、調査担当職員が請求人の取引先や金融機関に対して、請求人との取引について実地による反面調査で収集した資料又は照会に対する回答を記載した文

書であり、原処分庁から処分の理由となる事実を証する書類として、その写しが提出される。

【5-1-1】請求人の「預貯金等の取引履歴」等が添付された銀行からの回答文書（一部マスキング）

請求人の「預貯金等の取引履歴」等が添付された銀行からの回答文書は、請求人の預貯金等の取引履歴のほか口座残高などの書類が添付されたものである。

回答文書には銀行担当者の署名押印がされており、その担当者の氏名、印影、電話番号等は、「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当する。

また、回答文書中の、例えば、「コピーを取る際に写った他人の口座番号等、摘要欄、出金欄、入金欄の各表示」、「銀行における事務処理のための当該銀行固有の顧客番号、預入番号、取引コード等の文字」は、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」又は「その他正当な理由があるとき」に当たる場合もあるため、その場合は、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

6 その他の証拠等

前記1から5までの書類等のほか、国税庁「個人課税・法人課税・調査課・資産課税・間接諸税事務提要」（事務運営指針）に定められている書類が証拠として提出され、請求人から当該書類を特定して閲覧等の請求がされることも想定される。

そこで、以下、当該書類についてのマスキングすべき箇所の考え方を示す。

なお、当該書類のうち、前記1から5までにマスキングすべき箇所の考え方を示した書類及び各事務系統で重複する書類については、例示を省略している。

(1) 基本的な個人課税関係書類

書 類 名		項番	参考資料 2
1	重要事案審議会審議表の写し	—	共 1
2	個人調査決議書（一号用紙）	6-1-1	—
3	争点整理表	—	共 2
4	調査結果の説明書		共 3
5	個人調査事績チェックリスト		個 1
6	個人調査決議書（二号用紙・三号用紙）	6-1-1	—
7	青色決算書等	1-1-1	
8	質問応答記録書	4-1-1	
9	調査報告書	4-1-2	
10	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（決裁用）	2-1-1	
11	修正申告等について（控用）	2-1-1	
12	物件の留置きに当たって・不服申立て等について（控用）	2-1-1	
13	消費税及び地方消費税の決議書明細	6-1-2	
14	課税期間別追徴税額の明細書	6-1-2	
15	源泉所得税チェック表兼入力表	—	
16	義務者管理情報入力結果リスト		共 4
17	源泉所得税調査簿	6-1-3	—
18	源泉所得税調査事績書	6-1-4	
19	源泉所得税の本税徴収加算税賦課決定決議書	2-1-1	
20	着眼事項等兼チェックシート	—	個 2
21	調査手続チェックシート	6-1-5	—
22	預り証	6-1-6	

【6-1-1】個人調査決議書（一部マスキング）（第4章4-12ページ参照）

個人調査決議書一号用紙は、調査担当職員が所得税・消費税の調査事績を記載して、原処分庁の所属長等の決裁を受ける際の書類であり、所得税の調査額及び加算減算の内訳や消費税の調査額及び非違の内訳などが記載されている。

当該決議書の二号用紙は、所得税の売上金額、経費の科目ごとの調査額などが記載されている。

当該決議書の三号用紙は、調査額計算の過程・推計方法などが記載されている。

事案の内容に応じてほかに四号から九号用紙までが作成されている場合もあるが、いずれの書類も所得金額や税額などの計算根拠の詳細が記載されている。

一号用紙の「調査区分」及び「調査総日数」欄は、閲覧等に供すると税務調査の適正な遂行に影響を及ぼす可能性があり、「その他正当な理由があるとき」に該当することから、該当箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-1-2】消費税及び地方消費税の決議書明細、課税期間別追徴税額の明細書（マスキングなし）

消費税及び地方消費税の決議書明細は、調査担当職員がK S Kシステムに入力した事績について、その入力内容を確認するために作成する書類であるが、①消費税に係る課税標準額、控除税額、納付税額、②地方消費税に係る課税標準となる消費税額、納付譲渡割額、③過少申告加算税及び重加算税など計算根拠の詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

課税期間別追徴税額の明細書は、調査担当職員が前記【6-1-1】個人調査決議書一号用紙の決裁を受けるための参考書類であり、原処分庁において消費税に係る非違の内容、追徴税額、不正額などを詳細に記載したものである。当該明細書は、処分額を検証するために有用であり、税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないから、いずれの書類もマスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【6-1-3】源泉所得税調査簿（一部マスキング）（第4章4-13 ページ参照）

源泉所得税調査簿は、調査担当職員が徴収義務者の源泉所得税の納付状況等を確認するための書類であり、納付税額や納付年月日など納付の事実を確認するために有用である。

当該調査簿の「源泉組織区分」、「新規原因・除外原因・態様区分」、「加入団体」、「直前調査」、「実況区分」及び「説明会コード」欄は、閲覧等に供すると、税務調査の適正な遂行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、該当箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-1-4】源泉所得税調査事績書（一部マスキング）（第4章4-14ページ参照）

源泉所得税調査事績書は、調査担当職員が源泉所得税の調査事績を記載して、原処分庁の所属長等に決裁を受ける際の書類であるが、原処分庁において判断した源泉所得税の課税漏れ支給人員・金額、追徴本税額、不納付加算税額、重加算税額などの詳細が記載されており、処分額を検証するために有用である。

当該事績書の「調査日数」、「組織区分」、「調査区分」、「その他指導区分」、「局コード」、「非違区分」、「非違整理欄」、「源泉実地調査整理欄」及び「郵便局依頼欄」の欄は、閲覧等に供すると、税務調査の適正な遂行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、該当箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-1-5】調査手続チェックシート（本表）（マスキングなし）（第4章4-15ページ参照）

調査手続チェックシート（本表）は、調査担当職員が実地調査着手前の手続、現況調査、提出物件の留め置きなど、各調査手続の履行状況を時系列で記載し、担当統括官等に確認を受ける書類である。

請求人が調査手続の違法性を主張した事件において、原処分庁の調査手続等が適法に行われたか否かを検証するために有用である。

調査手続チェックシート（本表）には、税務調査の適正な遂行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供する。

なお、第4章4-15ページの様式と異なる調査手続チェックシートの場合は、個別にマスキングの要否等について検討することになる。

【6-1-6】預り証（マスキングなし）

預り証は、調査担当職員が請求人の帳簿等の物件の留め置きをした事実を証する書類である。

原処分庁が帳簿等の物件を留め置くに当たって、無断で帳簿等が留め置かれたなどの主張がある事件については、その事実の存否を検証するために有用である。

当該書類は、請求人に対して、一度は交付された書類であることからマスキングを施すことなく、閲覧等に供する。

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

(2) 基本的な法人課税関係書類

書 類 名		項番	参考資料 2	
決議書への編てつ対象書類				
1	法人税決議書第1表	6-2-1	—	
2	更正の請求書・欠損金の繰り戻しによる還付請求書等	1-1-1		
3	事業年度別増減差所得金額の明細表	6-2-1		
4	法人税決議書第2表から第4表	6-2-1		
5	調査結果の説明書（法人税）	—		共3
6	法人税等の加算税の賦課決定通知書	2-1-1		—
7	法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書	2-1-1		
8	更正の理由書（法人税）	2-1-1		
9	処分の理由書（法人税）	2-1-1		
10	法人税決議書第5表以下	6-2-1		
11	青色申告の承認申請（却下、取消）決議書	2-1-1		
12	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（法人税）	2-1-1		
13	復興特別法人税決議書	6-2-2		
14	復興特別法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書	2-1-1		
15	更正の理由書（復興特別法人税）	2-1-1		
16	処分の理由書（復興特別法人税）	2-1-1		
17	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（復興法人税）	2-1-1		
18	消費税及び地方消費税の決議書	6-2-3	—	
19	更正の請求書等	1-1-1		
20	課税期間別追徴税額の明細書	6-1-2		
21	消費税及び地方消費税の決議書付表	6-1-2		
22	調査結果の説明書（消費税）	—		
23	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書	2-1-1		—
24	消費税及び地方消費税更正・決定通知書並びに加算税の賦課決定通知書	2-1-1		
25	更正の理由書（消費税）	2-1-1		
26	処分の理由書（消費税）	2-1-1		
27	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（消費税）	2-1-1		
28	源泉所得税調査事績書	6-1-4		
29	源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書	2-1-1		
30	源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書付表	6-2-4	—	
31	処分の理由書（源泉所得税）	2-1-1		
32	調査結果の説明書（源泉所得税）	—		共3
33	資料情報カード（活用効果があったもの）	—	法1	
34	消費税及び地方消費税の修正申告書	1-1-1	—	
35	消費税及び地方消費税の申告書、同添付書類	1-1-1		
36	法人税修正申告書	1-1-1		
37	適用額明細書	1-1-1		

38	法人税申告書、添付書類	1-1-1	
決議書以外の編てつ対象書類		項番	参考資料2
1	調査事績書	—	法2
2	準備調査表	—	共5
3	調査手続チェックシート	6-1-5	—
4	争点整理表	—	共2
5	現物確認チェック表（法人税調査用）	6-2-5	—
6	預り証	6-1-6	
7	物件の留置きに当たって・不服申立て等について	2-1-1	
8	輸出物品販売場許可申請チェック表	6-2-6	
9	源泉所得税チェック表	—	共4
10	申告事績分析表	—	法3
11	法人事業概況説明書	1-1-1	—
12	修正申告書等について	2-1-1	
13	重要事案審議会審理表	—	共1
14	応接簿（意見聴取用）	—	共6

【6-2-1】法人税決議書（一部マスキング）（第4章4-18ページ参照）

法人税決議書第1表は、調査担当職員が法人税の調査事績等を記載して、原処分庁の所属長等の決裁を受ける際の書類であるが、法人の所得金額若しくは欠損金額又は法人税額若しくは還付金等の額に相当する税額の調査額等が記載されている。

当該決議書第2表は、加算税の対象となる法人税額及び賦課すべき加算税額の計算に係る詳細が記載されている。

当該決議書第4表は、調査による否認又は認容額による所得金額の計算に係る詳細が記載されている。

当該決議書第5表は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に係る詳細が記載されている。

申告内容等に応じて上記以外の各別表に係る決議書が作成されている場合もあるが、いずれの書類も法人の所得金額や税額などの計算根拠の詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該決議書の第1表の「調査区分」、「調査方法」、「売上階級」、「調査日数」、「資料収集の状況」、「実況区分」、「そ及区分」及び「局コード」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、該当箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-2-2】復興特別法人税決議書（一部マスキング）（第4章4-19ページ参照）

復興特別法人税決議書は、調査担当職員が復興特別法人税の調査事績を記載して原処分庁の所属長等の決裁を受ける際の書類であるが、課税標準法人税額、復興特別法人税額の調査額、増減額の内訳などの詳細が記載されており処分額の適法性を検証するために有用である。

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

当該書類の「調査分類」、「調査区分」、「調査方法」、「調査日数」及び「そ
及区分」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性が
あることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、該当箇所にマスキ
ングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-2-3】消費税及び地方消費税の決議書（一部マスキング）（第4章4-20 ページ参照）

消費税及び地方消費税の決議書は、調査担当職員が消費税及び地方消費税の調査
実績を記載して原処分庁の所属長等の決裁を受ける際の書類であるが、①消費税に
係る課税標準額、控除税額及び納付税額、②地方消費税に係る課税標準となる消費
税額及び納付譲渡割額、③税額の増減額の内訳などの詳細が記載されており処分額
を検証するために有用である。

当該書類の「調査区分」、「調査方法」、「調査日数」、「資料収集件数」、
「そ及区分」及び「不正還付」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に
影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するた
め、該当箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-2-4】源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書付表（その1、その 2）（マスキングなし）

源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書付表その1及びその2は、源泉所
得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書の決裁を受けるための参考書類であるが、
当該付表その1は、所得者別の追徴税額の合計額などが記載されており、当該付表
その2は、所得者別の月別の追徴税額などが記載されている。

いずれの書類も源泉所得税額の計算根拠の詳細が記載されており、処分額を検証
するために有用である。

税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があ
るとき」の該当箇所がないことから、いずれの書類もマスキングを施すことなく、
閲覧等に供することになる。

【6-2-5】現物確認チェック表（法人税調査用）（一部マスキング）（第4章4- 21ページ参照）

現物確認チェック表は、調査担当者が実地調査等において現物確認調査を実施し
た場合、日時、場所、承諾を得た者、立ち会った者、実施した物等及び保管場所へ
の返納状況、電子データの取得状況等を整理するために作成する書類である。

請求人が現物確認調査の違法性を主張した事件において、現物確認調査が適法に
行われたか否かを検証するために有用な書類である。

当該書類の「③現物確認の実施」欄は、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可
能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、該当箇所に
マスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-2-6】輸出物品販売場許可申請チェック表（マスキングなし）

輸出物品販売場許可申請チェック表は、請求人が輸出物品販売場許可申請を提出

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

した際に、原処分庁が許可要件及び添付書類の確認を行うための書類である。

輸出物品販売場許可の適否が争点となっている事件については、当該チェック表は添付書類とともに処分の理由を検証するのに有用である。

当該書類は、税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないことから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

(3) 基本的な調査課関係書類

書 類 名		項番	参考資料 2	
決議書への編てつ対象書類				
1	法人税決議書第1表（調査課様式）	6-3-1	—	
2	更正の請求書・欠損金の繰り戻しによる還付請求書等	1-1-1		
3	調査経過等の報告書、調査経過書その1	6-3-2		
4	法人税決議書第2～4表	6-2-1		
5	調査結果の説明書（法人税）	—	共3	
6	法人税等の加算税の賦課決定通知書	2-1-1	—	
7	法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書	2-1-1		
8	更正の理由書（法人税）	2-1-1		
9	処分の理由書（法人税）	2-1-1		
10	法人税決議書第5表以下	6-2-1		
11	青色申告の承認申請（却下、取消）決議書	2-1-1		
12	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（法人税）	2-1-1		
13	復興特別法人税決議書	6-2-2		
14	復興特別法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書	2-1-1		
15	更正の理由書（復興特別法人税）	2-1-1		
16	処分の理由書（復興特別法人税）	2-1-1		
17	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（復興法人税）	2-1-1		
18	消費税及び地方消費税の決議書	6-2-3		
19	更正の請求書等	1-1-1		
20	消費税及び地方消費税の非違内訳書	6-3-2		
21	消費税及び地方消費税の決議書付表	6-1-2		
22	調査結果の説明書（消費税）	—		共3
23	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書	2-1-1		—
24	消費税及び地方消費税 通知書並びに加算税の賦課決定通知書	2-1-1		
25	更正の理由書（消費税）	2-1-1		
26	処分の理由書（消費税）	2-1-1		
27	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（消費税）	2-1-1		
28	消費税及び地方消費税の修正申告書	1-1-1		
29	消費税及び地方消費税の申告書、同添付書類	1-1-1		
30	法人税修正申告書	1-1-1		
31	適用額明細書	1-1-1		
32	法人税申告書、添付書類	1-1-1		
決議書以外の編てつ対象書類		項番	参考資料 2	
1	引継文書	—	調1	
2	申告管理表（兼・準備調査表）及び準備調査書	—	調2	
3	調査手続チェックシート	6-1-5	—	
4	争点整理表	—	共2	

5	預り証	6-1-6	—
6	物件の留置きに当たって・不服申立て等について	2-1-1	
7	輸出物品販売場許可申請チェック表	6-2-6	
8	源泉所得税チェック表	—	共4
9	会社事業概況書	1-1-1	—
10	修正申告書等について	2-1-1	
11	検討会資料及び青色申告の承認の取消し可否検討表	—	調3
12	応接録（意見聴取用）		共6

【6-3-1】法人税決議書第1表（調査課様式）（一部マスキング）（第4章4-22ページ参照）

法人税決議書第1表は、調査担当職員が法人税の調査事績等を記載して、原処分庁の所属長等の決裁を受ける際の手続書類であるが、法人の所得金額若しくは欠損金額又は法人税額若しくは還付金等の額に相当する税額の調査額等が記載されている。

当該決議書第2表には、加算税の対象となる法人税額及び賦課すべき加算税額の計算に係る詳細が記載されている。

当該決議書第4表には、調査による否認又は認容額による所得金額の計算に係る詳細が記載されている。

当該決議書第5表には、利益積立金額及び資本金等の額の計算に係る詳細が記載されている。

申告内容等に応じて上記以外の各別表に係る決議書が作成されている場合もあるが、いずれの書類も法人の所得金額や税額などの計算根拠の詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該決議書の第1表の「調査分類」、「調査区分」、「調査方法」、「所及区分」、「海外取引に係る増加所得等（同上のうち不正発見分）」、「指令・準調・実調・委託・発議日数」及び「実態区分」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-3-2】調査経過等の報告書及び調査経過書その1（一部マスキング）（第4章4-23ページ参照）

調査経過等の報告書及び調査経過書その1は、前記【6-3-1】法人税決議書第1表で決裁を受けるための参考書類であるが、調査経過書等の報告書は、是否認事項が一覧できる書類であり、また、調査経過書その1は、是否認事項ごとの個々の内容や是否認の理由等が記載された書類であることから処分の理由や処分額を検証するために有用である。

調査経過書等の報告書の「うち不正IT調査増差」、「うち不正海外取引増差」欄、調査経過書その1の「IT調査増差」、「海外取引増差」、「調査手段」及び「不正動機」欄は、原処分庁が、今後の調査分析等のために活用するものであり、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した

上、閲覧等に供することになる。

【6-3-3】消費税及び地方消費税の非違内訳書(一部マスキング) (第4章4-26ページ参照)

消費税及び地方消費税額の非違内訳書は、前記【6-2-3】消費税及び地方消費税の決議書で決裁を受けるための参考書類であるが、消費税に係る是非認項目を「連動非違」及び「固有の非違」に区分して、「非違税額」、「うち重加」の合計額などの詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該内訳書の「非違税額」の「うちIT調査分」及び「調査手段(固有の非違)」欄は、原処分庁が、今後の調査分析等のために活用するものであり、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

(4) 基本的な資産課税（相続税）関係書類

書 類 名		項番	参考資料 2	
1	相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書	6-4-1	—	
2	相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（控用）	2-1-2		
3	相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書	6-4-2		
4	調査結果の説明書（相続税）	—		共 3
5	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書	2-1-1		
6	修正申告等について（控用）	2-1-1		
7	処分の理由書	2-1-1	—	
8	争点整理表	—		共 2
9	相続税調査（処理）事績書（付表）取得財産等合計表	6-4-3		
10	相続税調査（処理）事績書（付表）財産明細表	6-4-4	—	
11	調査手続チェックシート	6-1-5		
12	預り証	6-1-6		
13	物件の留置きに当たって・不服申立て等について	2-1-1		
14	相続関係図	—		相 1
15	相続税資料カード兼準備調査書	—	相 2	
16	税務調査の実施のお知らせ（控用）	6-4-5	—	
17	平成〇年分 総合収支調査書	—	相 3	
18	相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税・省略決議書	6-4-6	—	
19	平成〇年〇月分相続税法第58条の規定による通知書	—	相 4	
20	相続税見込事案抽出票	—	相 5	
21	相続についてのお尋ね	1-1-1	—	

【6-4-1】相続税の更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書（一部マスキング）（第4章4-27ページ参照）

相続税の更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書第1表は、調査担当職員が相続税の調査事績等を記載して、原処分庁の所属長等に決裁を受ける際の書類であるが、取得財産の価額、債務及び葬式費用の金額、納付税額、加算税等の調査額などが記載されている。

事案に応じてほかに当該決議書の第2表から第10表までが作成又は記載されているが、いずれの書類も相続税の取得財産の価額や税額などの計算根拠の詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該決議書第1表の「上申」、「実調入力」、「所有等資料」、「整理番号」及び「処理に要した日数」欄は、当該部分を閲覧等に供すれば、税務調査の適正な遂行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該部分にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-4-2】相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書（一部マスキング）（第4章4-28ページ参照）

相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書は、調査担当職員が相続税の調査

事績等を記載して、原処分庁の所属長等に決裁を受ける際の書類であるが、財産及び債務ごとの調査額や調査税額、増減財産の内訳などの詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該書類の「調査区分」、「資産所有等資料の作成」、「上申の要否」、「名簿番号」、「見込総遺産価額」、「選定事由」、「選別索引簿」及び「調査日数」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-4-3】相続税調査(処理)事績書(付表)取得財産等合計表(マスキングなし)

相続税調査(処理)事績書(付表)取得財産等合計表は、調査担当職員が前記【6-4-2】相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書で決裁を受けるための参考書類であるが、財産取得者別に増減差額が生ずることとなった詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないことから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【6-4-4】相続税調査(処理)事績書(付表)財産明細表(マスキングなし)

相続税調査(処理)事績書(付表)財産明細表は、調査担当職員が前記【6-4-2】相続税実地調査事績書兼非課税申告是認決議書で決裁を受けるための参考書類であるが、財産債務の種類別に増減差額が生ずることとなった詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないことから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【6-4-5】税務調査の実施のお知らせ(マスキングなし)

税務調査の実施のお知らせは、調査担当職員が、事前通知事項を文書にして、請求人へ送付した事実を証する書類である。

請求人から事前通知がなかったとの主張がされた事件において、その事実関係を検証するのに有用である。

請求人へ送付した書類と同一の内容であることから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【6-4-6】相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税省略決議書(一部マスキング) (第4章4-29ページ参照)

相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税省略決議書は、原処分庁所属の職員が、申告審理事績等を記載して、原処分庁の所属長等に決裁を受ける際の書類であり、申告額のほかに申告案内発送年月日や申告相談事績等の事実も記載されていることから、請求人から税務職員による誤指導があった旨の主張がされた事件における事実関係を検証するために有用である。

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

当該決議書の「処理区分」、「名簿番号」、「申告審理時における見込総遺産価額」、「署内外資料の収集年月日」、「資産所有等資料の作成」、「申告審理事績」、「指示事項」、「その他処理てん末」、「選定基準」、「優先順位」、「見込日数」、「指令年月日」及び「指令日数」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

(5) 基本的な資産課税（譲渡所得）関係書類

書 類 名		項番	参考資料 2
1	平成○年分 譲渡所得実地調査書	6-5-1	—
2	譲渡所得反面調査依頼書	—	譲 1
3	調査結果の説明		共 3
4	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書		2-1-1
5	修正申告等について	2-1-1	—
6	処分の理由書	2-1-1	
7	調査手続チェックシート	6-1-5	
8	預り証（控用・交付用）	6-1-6	
9	物件の留置きに当たって（控用）・不服申立て等について	2-1-1	
10	譲渡所得反面調査事績回報書	6-5-2	
11	平成○年分 譲渡所得納税相談・申告審理事績書	6-5-3	
12	税務調査の実施のお知らせ（控用）	6-4-5	
13	資産の取得時期等照会書	6-5-4	
14	譲渡物件の現地確認事績（依頼）書	6-5-5	
15	取得価額引継整理票	6-5-6	

【6-5-1】平成○年分譲渡所得実地調査書（一部マスキング）（第4章4-30ページ参照）

譲渡所得実地調査書は、調査担当職員が譲渡所得の調査事績等を記載して、原処分庁の所属長等に決裁を受ける際の書類であるが、譲渡価額、取得費、譲渡費用、税額等の調査額などの詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該調査書の「名簿番号」、「実地調査区分」及び「調査総日数」欄、当該調査書付票の「調査年月日」、「調査担当区分」、「名簿番号」、「当初見込時価」、「修正見込時価」、「整理項目」（「消費税調査の有無」、「資産の種類等」及び「資産の所在」欄は除く）、「収集資料せん枚数」及び「実地調査選定基準」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-5-2】譲渡所得反面調査事績回報書（一部マスキング）（第4章4-32ページ参照）

譲渡所得反面調査事績回報書は、譲渡所得反面調査依頼書の依頼を受けて反面調査事績を回答した報告文書であり、譲渡資産の契約日、引渡日、価額、代金の支払状況など詳細な事実が記載されており事実関係を検証するために有用である。

当該回報書の「調査年月日」、「調査所要日数」及び「名簿番号」欄、さらには、「調査により確認した事項」及び「その他参考となる事項」欄の記載内容によっては調査手法や検討段階の情報でもあり、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

また、当該回報書の「中間譲渡者」欄は、請求人の知り得ない第三者情報である可能性もあり、「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当することから、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-5-3】平成〇年分譲渡所得納税相談申告審理事績書(一部マスキング) (第4章4-33ページ参照)

譲渡所得納税相談申告審理事績書は、原処分庁所属の職員が譲渡所得の納税相談事績や申告審理事績などを記載して、原処分庁の所属長等に決裁を受ける際の資料であるが、請求人から税務職員による誤指導の事実があった旨主張された事件における当該事実関係を検証するために有用である。

当該事績書の「継続区分」、「確認調査」、「取得期限・供する期限」、「処理区分」、「事案区分」、「名簿番号」、「除却処理入力」、「相談集計日付」、「審理区分入力」、「見込時価当初・修正」、「資料枚数」、「買受人照会回答」、「調査のポイントとなる事項、その他参考事項」、「選定基準」、「除却処理」、「相談区分」、「申告審理記事」、「指示事項」、「指令年月日」及び「指令日数」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-5-4】資産の取得時期等照会書(一部マスキング) (第4章4-34ページ参照)

資産の取得時期等照会書は、調査担当職員が、譲渡物件の所在地の市区町村長に対して、譲渡物件の取得時期を照会したことに対し、市区町村から回答として提出された文書であり、資産の取得時期が争点となっている事件については、その事実を検証するために有用である。

当該照会書の「譲渡者名簿番号」及び「取扱者」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-5-5】譲渡物件の現地確認事績(依頼)書(一部マスキング) (第4章4-35ページ参照)

譲渡物件の現地確認事績(依頼)書は、調査担当職員が、譲渡物件の現地確認を要するものについて、物件の概況、利用状況、造成状況、実測の有無、探聞事項、付近の売買実例及び見込時価額の検討などの詳細な現地確認の事績を記載する書類であるが、譲渡物件の所在地が管外にある場合は、所轄する税務署長に対しての現地確認依頼書及びその回報書として使用する。

居住用財産の譲渡の特例などが争点となっている事件について、その事実関係を検証するために有用である。

当該事績(依頼)書の「譲渡者名簿番号」、「見込時価額」、「探聞事項」、「付近の売買実例」、「見込時価額の検討」及び「その他参考事項」欄は、調査手法や検討段階の情報でもあり、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を

及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-5-6】取得価額引継整理票（一部マスキング）（第4章4-36ページ参照）

取得価額引継整理票は、譲渡所得の買換え特例の適用があった場合、原処分庁所属の職員が、関係簿書から、その買換え資産の取得価額、引き継いだ取得価額、計算根拠などの詳細な事実を記載した書類であり、上記特例の適用があった場合における取得価額を検証するために有用である。

当該整理票の「作成の基となった簿書名」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

また、当該整理票の「譲渡者特例適用者」欄は、請求人の知り得ない第三者情報であるとともに、争点事項に該当する可能性もあることから、その点を踏まえて、当該箇所にマスキングを施すか否かの判断は慎重かつ適切に行う必要がある。

(6) 基本的な間接諸税関係書類

書 類 名		項番	参考資料 2
決議書への編てつ対象書類			
1	(印紙税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、電源開発促進税) 調査決議書 (1表から3表)	6-6-1	—
2	印紙税調査決議書 (4表 (印紙貼付分に係る印紙税調査の場合に限る。))	6-6-1	
3	(印紙税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、電源開発促進税) 調査決議書 (5表)	—	諸 1
4	調査結果の説明書		共 3
5	処分の理由書	2-1-1	
6	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書		
7	印紙税不納付等事実調査書 (印紙貼付分に係る印紙税調査の場合に限る。)	6-6-2	
8	印紙税不納付事実申出書 (印紙貼付分に係る印紙税調査の場合に限る。)	1-1-1	—
9	更正の請求書	1-1-1	
10	修正申告書又は期限後申告書	1-1-1	
11	当初申告書	1-1-1	
決議書以外の編てつ対象書類		項番	参考資料 2
1	調査手続チェックシート	6-1-5	
2	預り証	6-1-6	—
3	物件の留置きに当たって (控用) ・不服申立て等に当たって	2-1-1	
4	争点整理表	—	共 2
5	修正申告等について	2-1-1	—
6	活用済みの資料せん		諸 2
7	準備調査表	—	共 5
8	申告状況分析表		諸 3

【6-6-1】 間接諸税の調査決議書 (第5表を除く) (一部マスキング) (第4章 4-37 ページ参照)

調査決議書第1表は、調査担当者が印紙税又は印紙税以外の間接諸税の調査事績等を記載して、原処分庁の所属長等の決裁を受ける際の書類であるが、調査対象者の課税標準、税額若しくは還付金等の額に相当する税額の調査額等が記載されている。

調査決議書第2表は、処理区分別の否認又は認容による税額等の詳細が記載されている。

調査決議書第3表は、調査による否認又は認容による税額並びに加算税の対象となる税額及び賦課すべき加算税額の計算に係る詳細が記載されている。

印紙税調査決議書第4表は、印紙貼付分に係る印紙税調査における文書の作成年月日等別に不納付等税額及び過怠税額の詳細が記載されている。

当該調査決議書は、いずれの書類も調査対象者の課税標準や税額などの計算根拠の詳細が記載されており処分額を検証するために有用である。

当該調査決議書の第1表の「売上階級」、「調査区分」、「調査日数」、「応援

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

受入」、「調査選定理由」、「非違区分」、「非違発見端緒」、「調査事績通報書作成」、「大口非違事績通報書作成」、「局(統括官等)への連絡」及び「税関への連絡」欄は、閲覧等に供すれば、税務調査の適正な執行に影響を及ぼす可能性があることから「その他正当な理由があるとき」に該当するため、当該箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【6-6-2】印紙税不納付等事実調査書(マスキングなし)

印紙税不納付等事実調査書は、請求人に送達又は交付された書類である「過怠税の内訳書」と同じ内容が記載されたものであることから、閲覧等の請求があった場合については、マスキングを施すことなく閲覧等に供することになる。

7 徴収関係

(1) 滞納処分の調書、公告、計算書及び決議書

滞納処分の調書、公告、計算書及び決議書（以下「決議書等」という。）は、原処分庁が滞納処分などの徴収関係処分を行う際に作成される書類で、処分の日付、滞納国税、差押財産目録等の記載があり、処分の理由となる事実を証する書類として、原処分庁から当該決議書等の写しが提出されるところ、当該決議書等は、請求人の審査請求が適法に行われているか否かの形式審査書類としても活用するものである。

決議書等に係る徴収関係書類は、国税庁「徴収事務提要」（事務運営指針）に定められたものであり、請求人から当該書類を特定して閲覧等の請求がされることも想定されるので、以下、当該書類についてのマスキングすべき箇所の考え方を示す。

なお、当該マスキング例は、閲覧等請求人が滞納処分等の相手方である主たる納税義務者の場合を想定して作成しており、閲覧等請求人が第二次納税義務者、連帯納付義務者、その他の第三者等の場合は、マスキングすべき箇所も異なることに留意する。

《主な決議書等一覧》

処分関係書類の名称		証拠書類等の名称
差押・搜索関係書類	1	差押調書
	2	差押解除決議書
	3	搜索調書
交付要求・参加差押関係書類	4	交付要求決議書
	5	交付要求解除通知決議書
	6	参加差押調書
	7	参加差押解除通知決議書
滞調法関係書類	8	差押（通知）書及び交付要求決議書
第二次納税義務、連帯納付義務等関係書類	9	納付通知決議書
	10	納付催告決議書
	11	譲渡担保権者の物的納税責任に関する決議書
督促関係書類	12	督促状発付決議書
換価関係書類	13	公売公告（兼見積価額公告）
	14	公売通知決議書
	15	不動産等の最高価申込者の決定等の公告
	16	不動産等の最高価申込者の決定等通知決議書
	17	売却決定通知決議書
	18	配当計算書
猶予関係書類	19	納税の猶予許可決議書
	20	納税の猶予不許可決議書
	21	相続税延納却下決議書
	22	相続税（贈与税）延納許可取消通知書
停止関係書類	23	滞納処分の停止（兼納税義務消滅）決議書
	24	滞納処分の停止取消決議書

【7-1-1】滞納処分の決議書等（原則マスキングなし）

当該決議書等は、請求人に送達又は交付された書類と同一の内容である場合は、マスキングを施すことなく閲覧等に供することになる。

ただし、徴収関係事件の場合、納税者以外の第三者（例えば、差押財産が自己に帰属することを主張する第三者）が請求人となることもあり得るから、この場合には、滞納国税の内訳などの納税者の情報は、請求人から見て第三者情報に当たるため、マスキングを施すことに留意する。

【7-1-2】第二次納税義務者にとっての主たる納税義務者の「差押調書」（一部マスキング）（第4章4-39ページ参照）

第二次納税義務者にとっての主たる納税義務者の「差押調書」に記載されている差押財産を特定することができる情報、又は第二次納税義務が課されていない滞納国税に関する情報は、第二次納税義務者の知り得ない情報であることから、「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当するため、該当箇所にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【7-1-3】担保提供書及び納税保証書（マスキングなし）

請求人から原処分庁に提出された担保提供書及び納税保証書は、担保提供及び納税保証の内容が争点となっている事件において、その事実の存否等を検証するために有用である。

担保提供書は、担保提供者の署名・押印とともに担保物件の登記事項証明書、抵当権設定登記承諾書及び印鑑証明書が添付されており、また、納税保証書は、納税保証人の署名・押印がある。いずれの書類も、第三者情報が含まれているものの、請求人が知り得る情報を基に、請求人自らが提出したものであることから、閲覧等の請求があった場合は、マスキングを施すことなく閲覧等に供することになる。

【7-1-4】財産収支状況書（マスキングなし）

財産収支状況書（財産目録、収支の明細書）は、請求人から原処分庁に提出されたものであり、資産、負債、収支の状況が記載された書類である。

財産収支状況書（財産目録、収支の明細書）は、猶予申請書に対する許可の適否が争点となっている事件において、その処分の理由を検証するために有用な書類である。

財産収支状況書（財産目録、収支の明細書）は、税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないことから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

【7-1-5】現在納付能力調査表及び見込納付能力調査表（マスキングなし）

現在納付能力調査表及び見込納付能力調査表は、徴収担当職員が請求人からの聴取又は帳簿書類等の検査を実施し、現在又は将来の納付可能な金額を判定するために作成した書類である。

現在納付能力調査表及び見込納付能力調査表は、いずれも猶予申請書に対する

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

許可の適否が争点となっている事件において、その処分の理由を検証するために有用な書類である。

現在納付能力調査表及び見込納付能力調査表は、税務調査の適正な執行に影響を及ぼすマスキングすべき「その他正当な理由があるとき」の該当箇所がないことから、マスキングを施すことなく、閲覧等に供することになる。

(2) 納付誓約関係書類

【7-2-1】納付誓約書（マスキングなし）

納付誓約書は、請求人が滞納国税を一時に納付することが困難であるとして分割納付を申し出、原処分庁がその申出を容認する場合に提出を受ける書類であり、請求人自らが納付誓約した書類であることから、マスキングを施すことなく閲覧等に供することになる。

(3) その他関係書類

【7-3-1】一件別徴収カード（一部マスキング）（第4章4-41ページ参照）

一件別徴収カードは、K S Kシステム内に格納されている納税者ごとの租税債権が、税目及び納期限別に管理されている基礎帳票であり、督促状の発付年月日、充当適状日（納付があったとみなされる日）などの記録が表示されていることから、督促処分又は還付金等の充当処分がなされた年月日を確認できる有用な書類である。

当該徴収カードに被相続人の整理番号など納税者以外の情報が記録表示されている場合には、当該情報は第三者情報に当たることから「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当するため、当該情報にマスキングを施した上、閲覧等に供することになる。

【7-3-2】財産調査関係書類（一部マスキング）

照会書の回答書や聴取書などの財産調査関係書類は、徴収担当職員が、請求人の取引先・関係先又は金融機関に対して、財産調査を行い収集した書類である。

そのマスキング箇所は、前記3(2)の第三者の帳簿及び原始記録等、4(2)の第三者からの聴取書及び5の反面調査資料と同様である。

《参考資料1》

閲覧請求（法改正前のもの）に関する裁判例や学説等を掲載したので、執務の参考とされたい。

【裁判例】

1 審査請求人の書類等閲覧請求の拒否と手続上の利益（東京地裁平成4年3月18日判決）

国税通則法第96条第2項による審査請求人の書類等の閲覧請求権は、審査請求人に原処分庁から提出された審判所長の手持資料を閲覧させることによつて、原処分庁のした処分の具体的な処分理由の正当性を検討し的確な攻撃防御手段を講ずることのできる機会を審査請求人に保障するという趣旨で認められた権利と解されるところであり、従つて、右条項にいう正当な理由がないのに審査請求人の閲覧請求が拒否されたという場合であつても、これによつて、審査請求人の右のような手続上の利益が実質的に侵害されるところがなかつたと認められるような特段の事情があるときは、このことによつてその審査裁決自体に取消事由に該当するような瑕疵があることとなるものではないと考えるのが相当で、すなわち、審査請求人の書類等の閲覧請求が違法に拒否された場合に、このことによつてその審査裁決が違法として取り消されるべきこととなるのは、審査請求人が閲覧請求を拒否された書類その他の物件を閲覧した場合に、これに関する適切な反論や反証等を提出することによつて、その裁決の結論に影響を及ぼす可能性があつたと考えられる場合に限られるものと解するのが相当である。

2 行政不服審査法33条2項にいう「正当な理由」の意義（大阪高裁昭和50年9月30日判決）

国家公務員法第100条第1項は、公務員は職務上知り得た秘密（個人的秘密及び行政上の秘密）を他に漏らしてはならないといういわゆる守秘義務を規定しているけれども、個人的秘密について、法律の定める限られた者に対し、法律の手続に従つてこれを開示すること迄も絶対的に禁止しているものとは解せられない。したがつて、公務員が職務上知り得た個人の秘密だからといって、それだけで常に行政不服審査法第33条第2項の閲覧拒否の正当理由があるというわけにはいかない。閲覧拒否の正当理由があるというためには、単に審査庁が主観的抽象的に第三者らの利益を害するおそれがあると認めるだけでは足りず、客観的具体的にみてそのようなおそれが認められなければならないと解すべきである。そうでないと、審査庁の裁決に対する客観性が保たれず、一般の信頼を失う結果を招来し、また、取引先その他の第三者の調査に対する協力が得られなくなり、結局税務官庁のこうした自発的資料の収集、情報源を失い、税務行政上支障を来し、公平な課税が図れず、公益を害するに至るおそれがあるからである。

3 閲覧拒否の正当な理由の要件（大阪地裁昭和44年6月26日判決）

行政不服審査法第33条（処分庁からの物件の提出及び閲覧）第2項後段の閲覧請求を拒否し得る「正当な理由」とは、審査請求人等の閲覧請求権と閲覧を許可することによつて生ずると予測される審査請求人等以外のものの利益の侵害とを調整する概念として理解すべきであるが、審査請求人等以外のものの利益の中には、第三者の個人

的の秘密及び行政上の秘密の両者が含まれると解するのが相当であり、その外正当な防御権の行使としてではなく、税務行政を混乱に陥れようとするような意図でなされる等、閲覧請求権の濫用にわたる場合も、閲覧拒否についての正当な理由があると解すべきであるが、閲覧拒否の正当な理由としての第三者の個人的秘密あるいは行政上の秘密が存在するといえるためには、単に審査庁がその裁量によってその要件が具備していると認定するだけでは不十分であって、かかる事項が、閲覧請求人あるいはその外一般人に知られないことについて客観的にみて相当の利益が存在する場合でなければならない。

4 所得調査書の閲覧請求と要約書の閲覧（大阪高裁昭和54年1月26日判決）

所得調査書の内容には第三者の利益を害するおそれのある部分（控訴人の所得を推計するためになされた同業者の営業内容の調査結果に関する事項）や税務行政の機密に触れる部分（税務調査技術に関する事項）が含まれていたこと、そこで被控訴人所长は、それらの部分を除外し、他の部分を抽出要約した所得調査書等要約書を作成のうえ、これを控訴人に閲覧させたこと、そして右要約書には、少なくとも控訴人が裁決手続において有効な反論や反証を提出するにつき支障のない程度に、本件更正処分理由が特定され、かつ具体的に記載されていたことがそれぞれ認められ、しかも右のように原処分庁から提出された書類に第三者の利益を害するおそれがあり、また閲覧請求を拒否すべき正当な理由のある部分が含まれている場合において、裁決庁がその余の部分の閲覧に代えて、右のような要約書を作成してこれを閲覧させたとしても、審査請求人の防御権は実質的に保障されるものと解されるので、右のような裁決庁たる被控訴人所长の措置をもって、本件裁決の違法をきたす手続上の瑕疵とはいえないし、ほかにも同被控訴人について、控訴人の書類閲覧請求に対し違法な閲覧拒否のあったことを窺わせる証拠はないので、控訴人のこの点の主張もやはり採用の限りではない。

5 所得調査書を対象とする閲覧請求と閲覧拒否の正当な理由（東京高裁昭和59年11月20日判決）

担当審判官は、所得調査書のうちその他の部分については、これを審査請求人に閲覧させるべきであるが、もともと、国税通則法第96条第2項が、審査請求人は担当審判官に対し、原処分庁からの提出書類等の閲覧を求めるとしているのは、審査請求人がそれらを閲覧することにより当該処分の正当性の有無を検討し、これに対する攻撃防御方法を講ずる参考に供する趣旨と解されるから、右認定のように、閲覧させることのできない部分とそれが可能な部分とが一体となっている場合には、閲覧可能部分を右認定のような要約書としてこれを閲覧させる方法によっても、これにより、審査請求人の防御権は実質的に保障され、右国税通則法の趣旨を満たすものであり、したがって、原処分庁から提出された所得調査書それ自体を閲覧させなかったからといって、これを違法とすることはできない。

【学説等】

1 平成28年改訂「国税通則法精解」1125ページ

通達、判例では、右の「第三者の利益を害するおそれがある場合」とは、例えば、

密告書、投書、聴取書、決議書、調査書等を閲覧させることにより第三者（請求人以外の者をいう。）の利益を害するおそれがある場合をいう。また、決議書、調査書等は、その記載内容によっては、「第三者の利益を害するおそれがある場合」に該当するほか、税務執行上の秘密にふれるため閲覧させないことについて「正当な理由」がある場合に該当することもある（基通（審）96条関係1）。なお、第三者の営業上の秘密保持及び行政上の機密保持の必要から、第三者に係る所得調査書の閲覧を拒否し、これに代えて審査請求人の防御に必要な部分を抽出要約した所得調査書等要約書を閲覧させることは本条に違反しない（昭和54年1月26日大阪高判月報25巻5号1445ページ、昭和59年11月20日東京高判税資140号237ページ）が、行政上の秘密にわたる部分がそれ以外の部分と混然一体となって分離困難であることをもって、そのすべての部分の閲覧を拒否する正当な理由があるとはいえないとされている（昭和50年9月30日大阪高判月報2400ページ）。

2 金子宏「租税法第22版」1022ページ（弘文堂、平29）

「原処分庁から提出された書類その他の物件」（96条2項。たとえば所得調査書）も閲覧請求の対象となる。ここに「第三者の利益を害するおそれがある」とは、第三者に経済的または個人的な不利益を与えるおそれがあることを意味する。また、「正当な理由がある」とは、行政上の秘密や私人の秘密がそれらの文書等に含まれている場合や、第三者が反面調査に応じたことを開示されることに反対している場合（大阪地判昭和49年10月22日月報20巻13号134ページ）を意味すると解すべきであろう。ただし、これらの場合においても、審査請求人その他の審理関係人に閲覧請求権を認められた法の趣旨（手続的保障原則）及び権利救済機関としての国税不服審判所に対する納税者の信頼の確保の観点からは、閲覧を全面的に拒否することは許されず、該当部分を分離ないし削除して閲覧させるとか（大阪高判昭和50年9月30日行集26巻9号1158ページ参照）、審査請求人の攻撃・防御に必要な部分を抽出・要約した文書を閲覧させる等の措置を講ずるべきであろう（大阪高判昭和54年1月26日月報25巻5号1445ページ、東京高判昭和59年11月20日行集35巻11号1821ページ）。

3 南博方「税務争訟の理論と実際」88・89ページ（弘文堂、昭55）

(1) 閲覧許可の時期

書類が審判所に現存する場合において、閲覧の時期を請求時よりも後に遅らせることができるであろうか。審査請求に趣旨、理由が審査請求書等において明らかにされていないような状態の下で閲覧請求がされた場合においては、まず審査請求人に請求理由の明確化、計数説明資料の添付を要求し、争点が明確にされた後閲覧を許してもさしつかえないものと考えられる。けだし、法令によれば、審査請求書には請求の趣旨および理由を明確に記載するとともに、その趣旨及び理由を計数的に説明する資料を添付するように努めなければならないことになっている。その審査請求書の趣旨及び理由に対応して、原処分庁から答弁書が提出され、これに基づいて審査請求人から反論書が提出されることによって、まず争点を確定し、ついで証拠調べをするという手順で手続を進行するのが法の建前であるから、証拠調べである閲覧に先立って、まず争点を明らかにするための措置をすることは、審理の順序として当然であると解されるからである。

(2) 第三者の利益・行政の秘密

「閲覧拒否を正当化する『正当な理由』とは、(1)第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき（法第96条第2項）のほか、(2)税務執行上の機密の保持の必要も含まれると解すべきである（大阪地判昭和44年6月26日税資57号42ページ）。」とし、第三者の利益及び税務執行上の機密の保護について、次のような書類の場合が問題となるとしている。

- ① 第三者に係る議決書、調査書類
- ② 第三者から提出された課税資料及びその存在を推知させるおそれのある記載のあるもの。例えば、投書、密告書、聴取書、反面調査資料、銀行調査記録
- ③ 標準率表、効率表、権衡調査記録
- ④ 調査方法、調査内容に関する指示事項

(3) その他の拒否事由

裁判例のなかには、「正当な防御権の行使としてではなく、税務行政を混乱に陥れようとするような意図でなされる等、閲覧請求権の濫用にわたる場合も、閲覧拒否についての正当な理由があると解すべきである」とするものがある（前出大阪地判昭和44年6月26日）。このほか、審査請求人の主張・立証がないにもかかわらず閲覧を拒否できないとすれば、当事者間の公平の原則にもとるとの見解も主張されている。

《参考資料2》

担当審判官において通則法第97条第1項第2号の規定による提出を求めることが相当でない書類について

担当審判官は、原処分庁に対し、審理を行うため必要があると判断した書類に限ってその提出を求めることになるところ、例えば、以下に掲げるような書類は、原則として、処分の理由となる事実を証する書類には当たらないものであるから、その提出を求めること自体、相当でない。

なお、上記は、担当審判官が審理の参考に資するため、必要に応じてそれらの書類を検査して、その内容を確認する（そのためのメモ等を作成することを含む。）ことまで妨げるものではないことに留意する。

- (注)1 各見出しの「共」は、複数の税目等に共通する書類を示し、その名称は税目によって異なる場合があることに留意する。
- 2 各見出しの「個」、「法」、「調」、「相」、「譲」及び「諸」は、それぞれ個人課税、法人課税、調査課、相続税、譲渡所得及び間接諸税関係書類を示す。

共1 重要事案審議会審議表の写し

重要事案審議会審議表は、調査担当職員及び担当統括官（調査担当職員の上司である統括国税調査官）が、原処分庁の所属長等に、事案の調査経過、調査額及び不正の手口の説明を行い、重要事案審議会の審議における指示・決定事項を記録し、所属長等の決裁を了した書類である。

当該審議表に係る審議の内容は、後記【参考裁判例】のとおり、処分に至るまでの経過的事実であるにとどまるものであることから、その提出を求めることは相当でない。

【参考裁判例】岡山地裁平成21年1月7日判決

本件申立人は、「重要事案審議会審議表」（以下「本件文書」という。）により、本件処分が法令適用の基礎となる事実認定に関し、十分な審理がなされないまま、根拠なくさんな手続でなされたことを立証し、本件処分の適法性を弾劾する旨主張する。しかしながら、重要事案審議会において、いかなる審理がされたかが立証されたとしても、それは、本件処分に至るまでの経過的事実であるにとどまり、それ自体としては、本件本案の争点である上記重加算税の賦課要件の有無及び国の主張の変更の適否を判断するに当たって資するところがない。

そうすると、本件文書は、本件本案の争点の判断に資するものではなく、その結論にも影響しないというのであるから、これを本件本案において取り調べる必要性はないというべきであり、その他一件記録を精査しても、この判断を覆すに足りる資料はない。

共2 争点整理表

争点整理表は、調査担当職員、担当統括官及び審理担当者が、調査の過程において調査事案で把握した問題点等について、原処分庁の所属長等に、重要事案審議会等の審議の場で、争点に係る課税要件について、把握した根拠となる事実及び証拠とそれに対応する納税者の主張の説明を行い、重要事案審議会の審議における指示・決定事項を記録し、所属長等の決裁を了した書類である。

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

当該整理表に記載された内容は、処分に至るまでの経過的事実にとどまるものであることから、その提出を求めることは相当でない。

共3 調査結果の説明書

調査結果の説明書は、調査担当職員及び担当統括官が、納税者へ調査結果を説明する前に、原処分庁の所属長等に更正又は決定をすべきと認めた額及び理由を説明し、所属長等の決裁を了した書類である。

当該説明書に記載された内容は、処分に至るまでの経過的事実にとどまるものであることから、その提出を求めることは相当でない。

共4 源泉所得税チェック表兼入力表・義務者管理情報入力結果リスト

源泉所得税チェック表兼入力表は、調査担当職員が、調査選定及び準備調査に活用するほか、調査後の給与計算担当者、海外取引や機械化取引の状況、現物給与などの義務者情報管理入力表として使用する文書であり、処分の理由となる事実を証する文書ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

義務者管理情報入力結果リストは、源泉所得税チェック表に基づいてK S Kシステムへ入力した義務者管理情報の入力内容を確認する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

共5 準備調査表

準備調査表は、調査担当職員が、実地調査の着手前に、実地調査等における要調査事項等を記載し、原処分庁の所属長等の決裁を受けた調査着手前の検討書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

共6 応接簿(意見聴取用)

応接簿(意見聴取用)は、調査担当職員が、事前通知前に、税理士法第35条《意見の聴取》に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果のお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に作成する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

個1 個人調査事績チェックリスト

個人調査事績チェックリストは、調査担当職員が、調査事績等をK S Kシステムに入力後、その入力内容やエラー結果などが表示される書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

個2 着眼事項等兼チェックシート

着眼事項等兼チェックシートは、調査担当職員が資料の活用及び資料の収集などの着眼事項を、調査前及び調査後にチェックするとともに、調査終了後に活用・収集した資料の枚数を記載する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

法1 資料情報カード(活用効果があったもの)

資料情報カードは、原処分庁が調査対象者の取引金額などの資料情報をK S Kシステムにより出力し、調査選定や実地調査時などに活用する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

法2 調査事績書

調査事績書は、調査担当職員が、実地調査等を行った法人の調査事績、調査内容及び調査において把握した当該法人に関する情報を集約した書類であり、前記【6-2-1】法人税決議書、【6-2-2】復興特別法人税決議書及び【6-2-3】消費税及び地方消費税の決議書の所属長等の決裁を受ける際に、調査の概要等を説明するための書類にとどまるものであることから、その提出を求めることは相当でない。

法3 申告事績分析表

申告事績分析表は、調査対象法人等の分析・選定システムにより粗選定又は指定した法人について、申告又は届出事績、決算事績等、これらの分析比率、代表者との取引状況、調査又は選定に際しての着眼点などを出力し、調査対象法人等の選定、準備調査又は調査項目の抽出のために作成した書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

調1 引継文書

引継文書は、調査担当職員が各種決議書とともに原処分庁の所属長等に決裁を受ける書類であるが、実地調査事案に係る調査項目、調査場所、調査書類、調査手段及び調査結果等について、調査の協力度合い、次回調査時の留意事項、課税に至らなかった調査事項などを記載したものであり、次回の調査担当職員の参考となるべき事項を引き継ぐ書類であり、処分の理由とする事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

なお、同種の書類として、調査担当職員が作成する実地調査記録書(本社用・事業所用)があるが、当該書類は、調査の協力度合い、調査の具体的手段・その結果及び翌期以降留意すべき事項(特異事項・調査手法)が記載されているにすぎないものであるから、その提出を求めることは相当でない。

調2 申告管理表(兼・準備調査表)及び準備調査書

申告管理表(兼・準備調査表)及び準備調査書は、原処分庁が実地調査対象法人について調査事項、調査箇所及び調査日数、所要日数並びに連携調査の要否等を検討するために作成する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

調3 検討会資料及び青色申告の承認の取消し要否検討表

検討会資料は、調査担当職員が、実地調査着手前又は着手後に、原処分庁の所属長等へ、今後の調査計画や重加算税賦課の可否の理由などの説明を行い、検討会の審議における指示・決定事項を記録し、所属長等の決裁を了した書類であるが、当該審議

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

の内容は、処分に至るまでの経過的事実にとどまるものであることから、その提出を求めることは相当でない。

青色申告の承認の取消し要否検討表は、調査担当職員が調査により隠ぺい又は仮装による不正所得金額を把握した事案のうち、多額なものについて作成し、検討会等の場において、青色申告の承認の取消しの要否について検討を行うものであるが、上記検討会資料と同様にいかなる審議がなされたとしても、処分に至るまでの経過的事実にとどまるものであるから、その提出を求めることは相当でない。

相1 相続関係図

相続関係図は、調査担当職員が準備調査のために把握した被相続人の親族関係等を一覧できるように図示したもので準備調査段階の検討資料であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

なお、請求人から相続税の申告書に添付して相続関係図（申告案内用）が提出されている場合は、その写しの提出を求めることは差し支えない。

相2 相続税資料カード兼準備調査書

相続税資料カード兼準備調査書は、調査担当職員が、実地調査着手前に準備調査資料として、申告額の分析、要調査事項、担当統括官の指示事項などを記載する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

相3 平成〇年分 総合収支調査書

平成〇年分 総合収支調査書は、調査担当職員が、準備調査又は実地調査の実施に当たり、不表現資産（現金・預金・有価証券・公社債等）の調査の充実に図るため、被相続人等の相続開始前数年間の収支を検討するために作成した検討資料であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

相4 平成〇年〇月分相続税法第58条の規定による通知書

平成〇年〇月分相続税法第58条の規定による通知書は、市区町村長から原処分庁に対して、被相続人の相続開始年月日、固定資産税評価額、相続人等を記載した通知文書にとどまり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

相5 相続税見込事案抽出票

相続税見込事案抽出票は、原処分庁所属の職員によって、相続税資料等から相続税課税見込又は非課税事案を抽出する書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

譲1 譲渡所得反面調査依頼書

譲渡所得反面調査依頼書は、調査担当職員が、譲渡所得の実地調査対象事案について、反面調査を管外の税務署長に依頼する調査依頼書にとどまり、処分の理由となる

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

諸1 間接諸税の調査決議書第5表

間接諸税の調査決議書第5表は、調査による資料の活用・収集件数、反面・銀行調査等の相手先の名称、件数等の事績を整理、記録するために作成した書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

諸2 間接諸税の活用済みの資料せん

間接諸税の活用済みの資料せんは、調査選定や実地調査時などに活用した資料であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

諸3 間接諸税の申告状況分析表

間接諸税の申告状況分析表は、原処分庁が分析・選定システム等により粗選定又は指定した法人等について、調査対象者の選定、準備調査又は調査項目の抽出等のために作成した書類であり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

○ 法定資料

法定資料は、法令の規定に基づき支払者から原処分庁に提出された「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」などの法定調書を指すが、法定調書は支払の事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

○ 徴収システム

原処分庁は、徴収システム導入後（平成24年1月以降）の滞納者に関する情報は、原則として、当該徴収システムにより管理している。

当該システムにより作成される帳票として、①滞納者概況票、②滞納者概況票付表及び一人別滞納整理概況表、③滞納口座一覧表及び財産状況一覧表、④滞納整理事績（詳細）等がある。

1 滞納者概況票

滞納者概況票は、滞納者の滞納整理状況（猶予・財産保全状況）、課税情報、滞納国税異動状況等が表示された請求人の滞納情報等にとどまり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

2 滞納者概況票付表及び一人別滞納整理概況表

滞納者概況票付表は、滞納者の概況、課税原因、滞納原因、納付意思、原処分庁の今後の処理方針等が表示された帳票であり、一人別滞納整理概況表は、課税・滞納状況、滞納整理概況、処理方針等が一覧表示された帳票であるが、いずれも請求人の滞納情報等にとどまり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

3 滞納口座一覧表及び財産状況一覧表

第3章 マスキングすべき箇所についての考え方

滞納口座一覧表は、滞納国税額等の情報が表示されるものの、K S Kシステムにより出力可能な前記【7-3-1】一件別徴収カードの方がより詳細かつリアルタイムな情報が表示されることから、あえてその提出を求めることは相当でない。

財産状況一覧表は、各財産の評価額、優先債権額等が表示されるものの、請求人の財産情報にとどまるものであり、処分の理由となる事実を証する書類ではないことから、その提出を求めることは相当でない。

4 滞納整理事績（詳細）

滞納整理事績（詳細）は、①滞納処分における滞納者本人やその家族等関係者からの聴取事項、②滞納者に関する滞納処分の事績、③取引先等の第三者に対する調査の事績、④滞納処分における財産調査の結果、⑤今後の滞納処分の方針及び方法等の検討及び⑥上司の指示等が、調査日時ごとに混然一体として表示される帳票である。

徴収関係の審査請求事件については、請求人から徴収権の濫用、信義則違反及び手続の違法を理由に処分の取消しを主張される事件も少なからずあり、滞納整理事績（詳細）の提出を求める必要がある事件もある。

しかしながら、滞納整理事績（詳細）は、第三者の利益を害するおそれのある情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報と請求人の知り得る情報とが混然一体となって記載されており、マスキングを施すと、文書としての体をなさないものも多いことから、原則として、その提出を求めることは相当でない。

そうした場合、担当審判官は、請求人が主張する違法性等の存否について、原処分庁に対して徴収担当職員の申述をとりまとめた調査報告書の提出を求め、あるいは、徴収担当職員と面談を実施し、請求人が主張する違法性等の存否について、質問・検査を実施し、「質問調書」を作成することにより証拠化を図り、必要に応じて請求人に反論・反証させるなど争点を整理した上、速やかな調査審理の展開を図ることになる。

第4章 マスキング例

目 次

	ページ
【1-1-1】 請求人の申告書等の第三者情報	4-1
【1-1-2】 申告書等の税務署整理欄（所得税等）	4-2
【1-1-2】 申告書等の税務署整理欄（贈与税）	4-4
【1-1-3】 申告書等の職員IDの印字	4-5
【1-2-1】 閲覧等請求人以外の相続人が閲覧等請求人とは別に提出した「相続税の申告書」	4-6
【2-1-2】 相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（控用）	4-8
【3-1-3】 請求人から新たに提出される「請求人保有の手帳等」	4-9
【3-2-1】 原処分庁から提出される「取引先・関係先の帳簿及び原始記録等」	4-10
【4-1-2】 調査報告書	4-11
【6-1-1】 個人調査決議書	4-12
【6-1-3】 源泉所得税調査簿	4-13
【6-1-4】 源泉所得税調査事績書	4-14
【6-1-5】 調査手続チェックシート（本表）	4-15
【6-2-1】 法人税決議書	4-18
【6-2-2】 復興特別法人税決議書	4-19
【6-2-3】 消費税及び地方消費税の決議書	4-20
【6-2-5】 現物確認チェック表（法人税調査用）	4-21
【6-3-1】 法人税決議書第1表（調査課様式）	4-22
【6-3-2】 調査経過等の報告書及び調査経過書その1	4-23
【6-3-3】 消費税及び地方消費税の非違内訳書	4-26
【6-4-1】 相続税の更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書	4-27
【6-4-2】 相続税実地調査実績書兼非課税申告是認決議書	4-28
【6-4-6】 相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税省略決議書	4-29
【6-5-1】 平成○年分譲渡所得実地調査書	4-30
【6-5-2】 譲渡所得反面調査事績回報書	4-32
【6-5-3】 平成○年分譲渡所得納税相談申告審理事績書	4-33
【6-5-4】 資産の取得時期等照会書	4-34
【6-5-5】 譲渡物件の現地確認事績（依頼）書	4-35
【6-5-6】 取得価額引継整理票	4-36
【6-6-1】 間接諸税の調査決議書	4-37
【7-1-2】 第二次納税義務者にとっての主たる納税義務者の「差押調書」	4-39
【7-3-1】 一件別徴収カード	4-41

【1-1-1】請求人の申告書等の第三者情報（第3章3-3ページ参照）

		一連番号

死亡した者の平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等													
住							氏名	フリガナ	死亡年月日	平成	年	月	日
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 (所得税及び復興特別) (還付される税金のときは頭) (所得税の第3期分の税額) (部に△印を付けてください。) 円…A													
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定されるときは、右にその代表) 相続人等の代表者の氏名 (者の氏名を書いてください。)													
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認													
5 相続人等に関する事項	(1) 住所												
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
	整理欄 (記入しないでください。)												
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			明・大・昭・平 年 月 日			明・大・昭・平 年 月 日			明・大・昭・平 年 月 日		
	(5) 電話番号	— —			— —			— —			— —		
	(6) 相続分…B	法定・指定			法定・指定			法定・指定			法定・指定		
(7) 相続財産の価額	円			円			円			円			
6 納める税金等	Aが黒字のとき	各人の納付税額 A × B (各人の100円未満の端数切捨て) 00円			00円			00円			00円		
	Aが赤字のとき	各人の還付金額 (各人の1円未満の端数切捨て) 円			円			円			円		
7 還付される税金の受取場所	振込みを希望する場合	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	
	振込みを希望する場合	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	
	振込みを希望する場合	預金の種類	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	
	振込みを希望する場合	口座番号											
	振込みを希望する場合	貯金口座の記号番号											
郵便局受取の場合	郵便局名等												

(平成二十五年分以降用) ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

【1-1-2】 申告書等の税務署整理欄 (第3章3-3ページ参照)

F A O 1 2 0

税務署長 平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B

住所 〒 -- フリガナ

氏名

性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

平成 年 月 日 誕生

受付印 (単位は円) 種類 青色 労務 損失 修正 特農の表示 特農番号 翌年以降送付不要

収入金額等	事業等	⑦	<input type="text"/>	税算	課税される所得金額	②⑥	<input type="text"/>	000
	農業	①	<input type="text"/>		①-②⑥又は第二表上の②⑥に対する税額又は第三表の②⑥	②⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	不動産	②	<input type="text"/>		配当控除	②⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	利子	③	<input type="text"/>		区分	②⑨	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	配当	④	<input type="text"/>		(特定増改築等)区分	③⑩	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	給与	⑤	<input type="text"/>		住宅借入金等特別控除	③⑪	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	雑	⑥	<input type="text"/>		政党等寄附金等特別控除	③⑫	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	公的年金等	⑦	<input type="text"/>		住宅耐震改修特別控除区分	③⑬	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	その他	⑧	<input type="text"/>		住宅特定改修等特別控除区分	③⑭	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	総合譲渡	⑨	<input type="text"/>		差引所得税額	③⑮	<input type="text"/>	<input type="text"/>
短期	⑩	<input type="text"/>	災害減免額	③⑯	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
長期	⑪	<input type="text"/>	再差引所得税額(基準所得税額)	④⑰	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
一時	⑫	<input type="text"/>	復興特別所得税額	④⑱	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
所得金額	事業等	①	<input type="text"/>	所得税及び復興特別所得税の額	④⑲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	農業	②	<input type="text"/>	外国税額控除区分	④⑳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	不動産	③	<input type="text"/>	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	④㉑	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	利子	④	<input type="text"/>	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	④㉒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	配当	⑤	<input type="text"/>	所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	④㉓	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	給与	⑥	<input type="text"/>	所得税及び復興特別所得税の納める税金	④㉔	<input type="text"/>	00	
	雑	⑦	<input type="text"/>	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	④㉕	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	総合譲渡一時	⑧	<input type="text"/>	配偶者の合計所得金額	④㉖	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	合計	⑨	<input type="text"/>	専従者給与(控除)額の合計額	④㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	医療費控除	⑪	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉙	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	社会保険料控除	⑫	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉚	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉛	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	生命保険料控除	⑭	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉜	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	地震保険料控除	⑮	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉝	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	寄附金控除	⑯	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉞	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	寡婦、寡夫控除	⑰	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㉟	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	勤労学生、障害者控除	⑱	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㊱	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	配偶者(特別)控除	⑲	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㊲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	扶養控除	⑳	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㊳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	基礎控除	㉑	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㊴	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	合計	㉒	<input type="text"/>	青色申告特別控除額	④㊵	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	延納の出	㉓	<input type="text"/>	申告期限までに納付する金額	④㊶	<input type="text"/>	00	
	延納届出額	㉔	<input type="text"/>	延納届出額	④㊷	<input type="text"/>	000	

※ 復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく。

受取印 銀行 会庫・組合 本店・支店 出張所

郵便局名等 「A」欄(平成21年6月以前のも)のは「K」欄も対象。

区分別整理欄

整理欄	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
管理	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

税理士 区分別整理欄 番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

第一表 (平成二十六年分以降用)

納管 事業 住民 資産 総合 分離 検査 通信 二月三 一連

【1-1-2】 申告書等の税務署整理欄 (第3章3-3ページ参照)

税務署長 平成 □□ 年分贈与税の申告書		FD4724	
提出用	〒 (電話 - -) 住所 フリガナ <small>※フリガナは、必ず記入してください。</small> 氏名 生年月日 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日 職業 □□□□□□□□	税務署整理欄 (記入しないでください。) 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 申告書提出年月日 □□□□□□□□ 財産 □□ 専断 □□ 災害等延長期限 □□□□□□□□ 細目 □□ 処理 □□ 提出年月日 □□□□□□□□ コード □□ 訂正 □□ 死亡年月日 □□□□□□□□ 関係区分 □□ 修正 □□	
(単位は円)			
I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日 住所 フリガナ 続柄 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 住所 フリガナ 続柄 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 住所 フリガナ 続柄 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	取得した財産の明細 種類 細目 細目区分・数量 数量 単価 所在場所等 円 税率・課税倍率 円 税率 円 倍率	財産を取得した年月日 財産の価額 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日
	財産の価額の合計額 (課税価格)	①	□□□□□□□□□□
	配偶者控除額 (右の条件に該当する場合には、... □ 私は、今度の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) <small>(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の対価に充てられた部分の金額の合計額)</small>	②	□□□□□□□□□□
	基礎控除額	③	□□□□□□□□□□
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) [1,000円未満切捨て]	④	□□□□□□□□□□
	④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤	□□□□□□□□□□
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥	□□□□□□□□□□
	医療法人持分税額控除額 (「医療法人持分税額控除額・税額控除額の計算書(贈与税)」のBの金額又は「医療法人持分税額控除額・税額控除額の計算書(贈与税)(別表)」のBの金額)	⑦	□□□□□□□□□□
	差引税額 (⑤-⑥-⑦)	⑧	□□□□□□□□□□
	相統時精算課税分 (「贈与税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相統時精算課税分」の申告をされる方は、 第一表「平成 年分贈与税の申告書(相統時精算課税の計算明細書)」を併せて提出してください。)		
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第一表「平成 年分贈与税の申告書(相統時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)	⑨	□□□□□□□□□□
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第一表「平成 年分贈与税の申告書(相統時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑩	□□□□□□□□□□
III 合 計	課税価格の合計額 (①+⑨)	⑪	□□□□□□□□□□
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑧+⑩)) [100円未満切捨て]	⑫	□□□□□□□□□□
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑬の金額)	⑬	□□□□□□□□□□
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の⑭の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の⑭の金額)	⑭	□□□□□□□□□□
	医療法人持分納税猶予税額 (「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税)」のAの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税)(別表)」のAの金額)	⑮	□□□□□□□□□□
申告期限までに納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭-⑮)	⑯	□□□□□□□□□□	
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑰)	⑰	□□□□□□□□□□
	申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑯-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑱)	⑱	□□□□□□□□□□
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号			
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有		通信口付印 確認者 印	
(資5-10-1-1-A4統) (平26.10)			

第一表(平成26年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相統時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

第4章 マスキング例

【1-1-3】 申告書等の職員IDの印字 (第3章3-3ページ参照)

28/06/07 09:18 20160607091828292128 101075411200935 0-001 税務協会

3215 123-4567 大阪市中央区〇〇町 1-1

財務 太一

FA0120

税務署長 平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B

住所 〒 -- フリガナ

氏名

性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

生年 月 日 / / 電話番号 自宅・勤務先・携帯

平成 年 月 日 所

種類 青色 分離 損失 修正 特農の 番号 翌年以降

第一表 (平成二十六年分以降用)

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		計		その他		延届納の出	
事業等	⑦	事業等	①	雑損控除	⑩	課税される所得金額	⑲	復興特別所得税額	④①	配偶者の合計所得金額	④⑨	申告期限までに納付する金額	⑤⑦
農業	⑧	農業	②	医療費控除	⑪	(⑲-⑳)又は第三表	⑳	(④①×2.1%)	④②	専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑩	延納届出額	⑤⑧
不動産	⑨	不動産	③	社会保険料控除	⑫	上の㉑に対する税額	㉑	④②×2.1%	④③	青色申告特別控除額	⑤⑪		
利子	⑩	利子	④	社会保険料控除	⑬	配当控除	㉒	④③×2.1%	④④	経理・一時所得等の所得及び復興特別	⑤⑫		
配当	⑪	配当	⑤	小規模企業共済等掛金控除	⑭	政令等寄附金等特別控除	㉓	④④×2.1%	④⑤	所得税の源泉徴収税額の合計額	⑤⑬		
給与	⑫	給与	⑥	生命保険料控除	⑮	住宅前業改修特別控除	㉔	④⑤×2.1%	④⑥	未納付の所得税及び復興特別	⑤⑭		
雑	⑬	雑	⑦	地震保険料控除	⑯	住宅前業改修特別控除	㉕	④⑥×2.1%	④⑦	所得税の源泉徴収税額	⑤⑮		
総合譲渡	⑭	総合譲渡	⑧	寄附金控除	⑰	再差引所得税額	㉖	④⑦×2.1%	④⑧	本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑯		
一時	⑮	一時	⑨	寡婦、寡夫控除	⑱	復興特別所得税額	㉗	④⑧×2.1%	④⑩	平均課税対象金額	⑤⑰		
合計	⑯	合計	⑩	勤労学生、障害者控除	⑲	所得税及び復興特別所得税の額	㉘	④⑩×2.1%	④⑪	変動・臨時所得金額	⑤⑱		
				配偶者(特別)控除	⑳	外国税額控除	㉙	④⑪×2.1%	④⑫	延届納の出	⑤㉑		
				扶養控除	㉑	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉚	④⑫×2.1%	④⑬		⑤㉒		
				基礎控除	㉒	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㉛	④⑬×2.1%	④⑭		⑤㉓		
				合計	㉓	所得税及び復興特別所得税の予定納税額	㉜	④⑭×2.1%	④⑮		⑤㉔		
						所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㉝	④⑮×2.1%	④⑯		⑤㉕		
						還付される税金	㉞	④⑯×2.1%	④⑰		⑤㉖		
						納める税金	㉟	④⑰×2.1%	④⑱		⑤㉗		
						還付される税金	㊱	④⑱×2.1%	④⑲		⑤㉘		

職 業
 事 業
 住 民
 資 産
 級 合
 分 離
 税 算
 通 信 付 録
 年 月 日
 一 番 号

※ 復興特別所得税額④①欄の記入をお忘れなく。

税理士印

税理士名

税理士電話

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

区分異動管理

銀行 普通 当座 貯蓄

郵便局名等

口座番号

記号番号

【1-2-1】 閲覧等請求人以外の相続人が閲覧等請求人とは別に提出した「相続税の申告書」(第3章3-4 ページ参照)

相続税の申告書

FD3553

税務署長
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ	各 人 の 合 計	財 産 を 取 得 し た 人
氏 名	(被相続人)	◎
生 年 月 日	年 月 日 (年 齢 歳)	年 月 日 (年 齢 歳)
住 所 (電 話 番 号)		〒 ()
被相続人との続柄	職 業	
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時特算課税に係る贈与	
※ 整 理 番 号		
課税価格の計算		
取得財産の価額(第1表③)	①	円
相続時特算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②	円
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③	円
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	円
純資産価額に加算される贈与税額の贈与財産価額(第14表1④)	⑤	円
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円
各人の算出税額の計算		
法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額	円
相続税の総額	⑦	円
一般の場合(⑩の場合を除く)	あん分割金(各人の⑧)	円
遺贈等納税額を認める場合	算出税額(⑨×各人の⑩)	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑩)	⑪	円
各人の納付税額の計算		
贈与税額の控除額(第4表2⑬)	⑫	円
配偶者の税額軽減額(第5表⑭又は⑮)	⑬	円
未成年者控除額(第6表1⑯、⑳又は㉑)	⑭	円
障害者控除額(第6表2㉒、㉓又は㉔)	⑮	円
相次相続控除額(第7表㉕又は㉖)	⑯	円
外国税額控除額(第8表1㉗)	⑰	円
計	⑱	円
還付税額の計算		
相対時特算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑳)	⑲	円
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	⑳	円
小計(㉑-㉒-㉓) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑	円
農地等納税額予税額(第8表2㉔)	㉒	円
株式等納税額予税額(第8の2表2㉕)	㉓	円
山林納税額予税額(第8の3表2㉖)	㉔	円
医療法人持分納税額予税額(第8の4表2A)	㉕	円
申告期限までに納付すべき税額(㉑-㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖	円
還付される税額	㉗	円

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※この項目は記入する必要がありません。

(注) ⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左側に△を付けてください。なお、この場合で、⑱欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉗)があるときの⑱欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税務署 整理欄 通 仁 日付印 年月日 (確認) 署名印

第1表(平27.7) (資4-20-1-1-A4統一)

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の申告書(続)

FD3554

※申告期限延長日 年 月 日 財産を取 得 した 人 財産を取 得 した 人

フリガナ 氏 名 生 年 月 日 住 所 (電 話 番 号) 最 相 続 人 と の 続 柄 職 業 取 得 原 因 ※ 整 理 番 号

○フリガナは、必ず記入してください。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

取得財産の価額 (第11表③)	①	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②		
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③		
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④		
純資産価額に計算される贈与税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤		
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	000	
法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額	⑦		
相続税の総額	⑧		
一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑨		
農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第1表1④)	⑪		
贈与税額の控除 (第4表2③)	⑫		
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑬		
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑤)	⑭		
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮		
相次相続控除額 (第7表⑧又は⑨)	⑯		
外国税額控除額 (第8表1③)	⑰		
計	⑱		
引 税 額 (赤字のときは0)	⑲		
相続時精算課税分の贈与税額の控除額 (第11の2表⑧)	⑳	00	00
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑		
小 計 (㉑-㉒-㉓)	㉒		
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓	00	00
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑥)	㉔	00	00
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	㉕	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖	00	00
申告期限までに納付すべき税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗	00	00
還付される税額	㉘	△	

(注) ⑲欄の金額が赤字となる場合は、⑲欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑲欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑧) があるときの⑲欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表(続) (平成27年分以降用)

申告年	年分	名簿番号	
申告年月日		グループ番号	捺印

第4章 マスキング例

【2-1-2】相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（控用）（第3章3-5ページ参照）

〒 _____ 番地 _____ 番
 電話番号 _____

住所 _____

氏名 _____ 殿

被相続人氏名 _____ 氏名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり _____ 及び加算税の賦課決定をします。
 したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額 円	納付すべき 減少する	加算税の額 円	納税滞り額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額 円
		申告加算税			
		重加算税			

- 納付すべき税額及び延滞税（納税滞り額のある人は、納税滞り額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同額の納付書により平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び輸入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
- 新たに納付すべき本税について延滞又は納税を希望される方は、上記の期限までに申請してください。
- 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○ 延滞税の計算方法
 （国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）
 延滞税の割合（注1）は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。
 具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。

$$\begin{matrix} \text{納付すべき本税の額} \\ 10,000\text{円未満} \\ \text{税額} \\ \text{（注2）} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{延滞税の割合} \\ \text{（注1）} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{期間（日数）（注3）} \\ \text{法定納期限の翌日から} \\ \text{先納の日まで} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{延滞税の額} \\ \cdot 1,000\text{円未満の場合は} \\ \text{納付不要} \\ \cdot 1,000\text{円以上の場合は} \\ 100\text{円未満の端数切捨て} \end{matrix}$$

注1 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになります。

- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
 - 平成25年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「特別基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」と「特別基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合
- （※） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

注2 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

注3 あなたの場合は、国税通則法の規定により（自・・・至・・・）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税額を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の滞りが認められます。

○ この通知に係る処分理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の額を限度として相続税法第34条第1項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

相続税の通知書及び
 加算税の賦課決定通知書（控用）

第 _____ 号
 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長 _____ 殿

○ 課税標準等及び税額等の計算明細
 (1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当初課税額（額）	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時特種寡妻寡夫適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額（①-②-③）		
⑤ 経費控除額に相当する毎年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑥ 課税価額（④-⑤）		
⑦ 相続税の総額（⑥×⑧）		
一 般 の 合	⑧ 同上のあん分割合	
	⑨ 相続税額（⑦×⑧）	
相続時特種寡妻寡夫の適用に係る課税標準の特定適用の割合	⑩ 相続税額（付表1(1)のD)	
⑪ 相続税額のうち加算が行われる場合の加算金額		
税 額 控 除 額	⑫ 毎年課税分の贈与税額控除額	
	⑬ 配偶者の税額軽減額	
	⑭ 未成年者控除額	
	⑮ 障害者控除額	
	⑯ 相次相続控除額	
	⑰ 外国税額控除額	
	⑱ 計	
⑲ 差 引 税 額（⑩+⑱-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰）		
⑳ 相続時特種寡妻寡夫の贈与税額控除額		
㉑ 医療法人持分税額控除額（付表4-2のB）		
㉒ 小計（⑱-⑲-⑳-㉑）		
㉓ 墓地等納税滞り税額（付表1(1)の㉒）		
㉔ 株式等納税滞り税額（付表2-2の㉓）		
㉕ 山林納税滞り税額（付表3-2の㉔）		
㉖ 医療法人持分納税滞り税額（付表4-2のA）		
申 告 税 額	㉗ 納付すべき税額	
還 付 税 額	㉘ 還付される税額	

(2) 相続税の経額の計算明細

区 分	当初課税額（額）	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時特種寡妻寡夫適用財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 経費控除額に相当する毎年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価額の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額（⑤-⑦）		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加算税の基礎となる税額	② ①のうち国税通則法第60条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	③ ①に相当する加算税の割合	④ ③に相当する加算税の割合	⑤ 加算税の額（①×③と②×④の合計額）
申 告 加 算 税	賦課決定額	円	円	5/100	円
	更正決定後の賦課決定額	0,000	0,000	100/100	5/100
	更正決定後の延滞税	0,000		5/100	
	更正決定後の重加算税	0,000		5/100	
重 加 算 税	賦課決定額	0,000		100/100	
	更正決定後の賦課決定額	0,000		100/100	

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-2-A4統一)

【3-1-3】 請求人から新たに提出される「請求人保有の手帳等」（第3章3-6ページ参照）

WEEKLY		MONTHLY
2	am	pm
Mon 2	<p>叔父の法要は3月18日午前10時、〇〇会館</p>	
Tue 3	<p>Aとの旅行、4月12日~13日予定</p>	
Wed 4	<p>B歯科組合から妻の役員就任の承諾を得た。 組合費300,000円、歩合金50,000円、酒代30,000円支払済</p>	
Thu 5	<p>妻住民票、〇〇市に引越し、C氏に仲介手数料 現金1,000,000円を支払う。</p>	
Fri 6	<p>明日の同窓会は、2次会はない</p>	
Sat 7		
Sun 8		

【請求人の主張】
領収証の保存のない必要経費の追認を求める旨で、具体的には、組合費300,000円、歩合金50,000円、酒代30,000円及び仲介手数料1,000,000円である。

第4章 マスキング例

【3-2-1】原処分庁から提出される「取引先・関係先の帳簿及び原始記録等」(第3章3-6ページ参照)

取引先

420 外注加工費

総勘定元帳(損益の部)
5 ページ

0301
有限会社 D

日付	相手科目	部門	摘要	借方金額	貸方金額	残高
			※ 前頁より ※			28,014,665
25. 2. ○	現金		E協会	325	2,000	28,016,665
25. 2. ○	現金		E協会	325	4,000	28,020,665
25. 2. ○	現金		E協会	325	2,000	28,022,665
25. 2. ○	現金		E協会	325	4,000	28,026,665
25. 2. ○	現金		E協会	325	4,000	28,030,665
25. 2. ○	未払費用		A 2月分	81	238,250	
	未払費用		B 2月分	81	293,750	
	未払費用		C 2月分	81	315,750	
	未払費用		F(株) 2月分	81	749,000	
	未払費用		G工業 2月分	325	205,380	
	未払費用		H機工 2月分	325	106,625	
	未払費用		I(株) 2月分	81	483,450	30,422,870
			※ 2月度計 ※		2,408,205	0
25. 3. ○	現金		E協会	325	2,000	30,424,870
25. 3. ○	現金		E協会	325	2,000	30,426,870
25. 3. ○	現金		E協会	325	2,000	
	現金		E協会	325	2,000	30,430,870
25. 3. ○	現金		E協会	325	4,000	30,434,870
25. 3. ○	現金		E協会	325	2,000	
	現金		E協会	325	2,000	30,438,870
25. 3. ○	未払費用		F(株) 3月分	81	887,000	
	未払費用		A 3月分	81	364,000	
	未払費用		B 3月分	81	386,000	
	未払費用		C 3月分	81	399,750	
			※ 次頁へ ※			32,475,620

【4-1-2】調査報告書（第3章3-7ページ参照）

確認	署長	副署長	特官・統括官等	担当者
27・1・〇	○ D	○ E	○ F	○ G
<h2 style="margin: 0;">調 査 報 告 書</h2> <p style="margin: 10px 0;">〇〇税務署長 殿</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">平成27年1月〇日</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">〇〇税務署 法人課税第〇部門</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">財務事務官 G</p>				
納 税 義 務 者	学校法人A			
用 務	実地調査			
調 査 年 月 日	平成27年1月〇日 14:〇 ~ 15:〇			
用 務 先	〇〇市〇〇区〇〇町			
調 査 対 象 者	学校法人A 理事長兼学務総長 C			
<p>請求人の理事長兼学務総長のCとの質問応答記録書を別添のとおり作成したが、弁護士と相談したい旨を申し立て、署名押印を拒否した。</p> <p>《今後の調査方針》</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇府庁に赴き、学校法人Aにおける役員の変更手続等の確認 ・ 理事会における退職金支払の決議の確認 </div> <p>以下余白</p>				

第4章 マスキング例

【6-1-1】個人調査決議書（第3章3-10 ページ参照）

FADEP13 実地調査

年 月 日 ページ
署

事務年度
個人調査決議書
営産業所得者用（一号用紙）

決	署 長	副 署 長	特官・統括官	審 理	担 当 者
裁					

起 案 年月日	年 月 日
決 裁 年月日	年 月 日
施 行 年月日	年 月 日

氏 名	業 種 名 番 号	調 査 区 分	調 査 総 日 数	人 日
納 税 地 ()	電 話 番 号 ()	年 分	年 分	年 分
納 税 地 外 ()	電 話 番 号 ()	処 理 区 分	所 得 税	消 費 税
整 理 番 号	屋 号	関 与		
青 白 区 分	(年 青 色 成)	消 費 税 届 出	税 理 士	

単 位 : 千 円		年 分			年 分			年 分		
		調 査 前 額	調 査 額	対 調 査 前 割 合	調 査 前 額	調 査 額	対 調 査 前 割 合	調 査 前 額	調 査 額	対 調 査 前 割 合
所 得	営 業 上 (収 入) 金 額									
	差 益 金 額									
	算 出 所 得 金 額									
	特 前 所 得 金 額									
	特 後 所 得 金 額									
税	そ の 他 の 所 得									
	合 計 所 得 金 額									
	申 告 納 税 額									
	加 算 税	過 少 ・ 無								
		重								
消 費 税	課 税 標 準 計									
	消 費 税 額									
	控 除 税 額 計									
	合 計 消 費 税 額									
	加 算 税	過 少 ・ 無								
	重									

単 位 : 千 円		年 分			年 分			年 分			
科 目		加 算 ・ 減 算 の 事 由	金 額	重 加 対 象	連 動	金 額	重 加 対 象	連 動	金 額	重 加 対 象	連 動
加 算											
	小 計										
減 算											
	小 計										
	差 引 計										
消 費 税 の 非 違 の 内 訳	非 違 区 分		自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	増 差 合 計 税 額	重 加 対 象 税 額	増 差 合 計 税 額	重 加 対 象 税 額	増 差 合 計 税 額	重 加 対 象 税 額
	連 動 非 違	課 税 標 準 に 対 す る 消 費 税 額 の 誤 り									
		控 除 税 額 の 誤 り									
		申 告 義 務 の 判 定 誤 り									
		小 計									
	固 有 の 非 違	課 税 標 準 に 対 す る 消 費 税 額 の 誤 り									
		控 除 税 額 の 誤 り									
		申 告 義 務 の 判 定 誤 り									
		そ の 他									
		小 計									
	そ の 他										
	合 計										

【6-1-4】源泉所得税調査事績書（第3章3-11 ページ参照）

源泉所得税調査事績書（一般事案用）

決裁 認印	署 長	副署長・特官	統括官	担当者	起案 着手	年 月 日	決裁	年 月 日
所在地					支給人員	人	整理番号	
名称					調査日数		施行年月日	年 月 日
業種目 ()					未納 本税額	千円	調査区分	
					不納付加算税額	千円	その他指導区分	
					徴収区分		局	コ ー ド
					経緯区分		決議区分	部門番号
					訂正決裁の場合の 当初決議施行年月日	年 月 日	調査対象	自 年 月 日
							期 間	至 年 月 日

所得種類		徴収区分		追 徴 事 績					計
課税漏れ支給人員				人	人	人	人	人	人
課税漏れ支給金額				千円	千円	千円	千円	千円	千円
追徴本税額				千円	千円	千円	千円	千円	千円
不納付加算税額				千円	千円	千円	千円	千円	千円
重加算税額				千円	千円	千円	千円	千円	千円
うち 不正 区分	人員			人	人	人	人	人	人
	支給金額			千円	千円	千円	千円	千円	千円
	追徴本税額			千円	千円	千円	千円	千円	千円

給与所得に係る 追徴の内訳	認定賞与の金額 千円	経済的利益の金額 千円	不正扶養是正人員 人	金融機関
------------------	---------------	----------------	---------------	------

非 違 区 分	給 与				報酬・料金等			非 居 住 者 等					利 子									
	認定 賞与	簿外 給与	経済的 利益	その他 給与	諸 控除	その他	芸能 法人等	ホステ ス等	その他	不動産 譲渡	人的 役務	不動産 産等	使用 料等	給与 等	その他	手続 不備等	限度 超過	仮名 預金等	特別 利息等	非課税 法人扱	その他	

非 違 整理欄	調査対象の選定事由(単独・監戸)	非違発見の端緒	不正計算の手口	把握の状況	調査経緯	整理欄	調査欄	管理欄

源泉 調査 実地 欄	資料収集	重要		不明取引等説明依頼せん作成		郵便局 依頼欄	調査件数	
		その他		調査情報連絡せん作成			非違件数	
	資料活用	活用		その他連絡せん()		自主納付 整理欄	重加適用件数	
		有効		査察連絡	立件		納付年月日(. . .)	
	その他		機動連絡	着手		納付場所()		

【6-1-5】調査手続チェックシート（本表）（第3章3-12ページ参照）

調査手続チェックシート（本表）

調査の相手方の氏名	()		住所・居所 (所在地)	〒 - -	
関係人の氏名	法人代表者・被相続人・() () 署		関係場所	() 〒 - - (番)	
業種又は職業	(-)	青白区分	青・白	関与税理士 (<input type="checkbox"/> 代表)	(30条・33条の2〔意見聴取日 平成 年 月 日〕) 他 (人 番)

1 調査開始前の手続

区分	日付	手続の履行状況				確認
準備 調査 事項	再調査の確認 (確認日) /	結果	<input type="checkbox"/> 再調査に該当する <input type="checkbox"/> 再調査に該当しない	方法	<input type="checkbox"/> KSK <input type="checkbox"/> 簿書 <input type="checkbox"/> その他()	① ㊸
	再調査に該当する場合 (決裁日) /	様式	再調査の適否検討表	結果	<input type="checkbox"/> 再調査を実施する <input type="checkbox"/> 再調査を実施しない	② ㊸
	事前通知を要しない調査による相手を検討する場合 (決裁日) /	様式	事前通知を要しない調査の適否検討表	結果	<input type="checkbox"/> 事前通知を要しない調査を実施する <input type="checkbox"/> 事前通知を要しない調査を実施しない	③ ㊸
	通知事項等の整理 (決裁日) /	様式	調査手続チェックシート(事前通知用)	通知先	<input type="checkbox"/> 調査の相手方のみ <input type="checkbox"/> 税務代理人のみ <input type="checkbox"/> 調査の相手方及び税務代理人	④ ㊸
事前	日程調整等 (了した日) /	税務代理権限の解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	調査開始日時	調査開始場所	⑤ ㊸
	事前通知に関する「同意」の要件を満たしていない場合	税務代理人から先に連絡する場合、「同意」の要件を満たしていない理由と調査の相手方にも事前通知を行う旨の通知 <input type="checkbox"/>				
		「同意のある税務代理権限証書」提出の申出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	調査の相手方の同意 提出予定日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
前通	調査の相手方に対する事前通知 (了した日) /	税務代理人を通じて詳細を通知することの申出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	通知した内容	<input type="checkbox"/> 調査手続チェックシート(事前通知用)のとおり <input type="checkbox"/> ()	⑥ ㊸
	通知事項の詳細の説明を臨場時としてほしい旨の申出 (申出日) /	最低限の通知事項の通知	<input type="checkbox"/> 実地調査の実施 <input type="checkbox"/> 税目 <input type="checkbox"/> 調査開始日時 <input type="checkbox"/> 調査開始場所 <input type="checkbox"/> 日程変更の申出が可能旨	調査経過記録書への記載	<input type="checkbox"/>	⑦ - ㊸
	税務代理人に対する事前通知 (了した日) /	通知した内容	<input type="checkbox"/> 調査手続チェックシート(事前通知用)のとおり <input type="checkbox"/> ()			⑧ ㊸
告知	提出の申出に基づく「同意のある税務代理権限証書」の提出 (確認日) /	提出日		結果	<input type="checkbox"/> 調査の相手方にも通知する <input type="checkbox"/> 調査の相手方に通知しない	⑨ ㊸
	調査開始日時・場所の変更 申出 (申出日) /	申出の理由		合理性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑩ ㊸
	連絡 (連絡日) /	変更後の調査開始日時		変更後の調査開始場所		⑪ ㊸

2 不在連絡票等の交付等

区分	履行状況	確認	区分	履行状況	確認
不在 連絡 票 等	交付・差置日	月 日	㊸	交付・差置日	月 日
	交付相手	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 差し置き		交付相手	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 差し置き
	交付場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 他()		交付場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 他()
	回答期限	月 日		回答期限	月 日
不在 連絡 票 等	交付・差置日	月 日	㊸	交付・差置日	月 日
	交付相手	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 差し置き		交付相手	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 差し置き
	交付場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 他()		交付場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 他()
	回答期限	月 日		回答期限	月 日

(/)

調査手続チェックシート

3 現況調査

区分	履行状況	確認	区分	履行状況	確認
現況調査	実施日等	月 日 分 ~ 時 分	㊦	実施日等	月 日 分 ~ 時 分
	承諾	<input type="checkbox"/> 本人		承諾	<input type="checkbox"/> 本人
	立会い	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()		立会い	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()
	場所			場所	
	対象物	<input type="checkbox"/> 現状復帰		対象物	<input type="checkbox"/> 現状復帰
現金監査	実施日等	月 日 分 ~ 時 分	㊦	実施日等	月 日 分 ~ 時 分
	承諾	<input type="checkbox"/> 本人		承諾	<input type="checkbox"/> 本人
	立会い	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()		立会い	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()
	実施箇所			実施箇所	
	カウント	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()		カウント	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()
データダウンロード	実施日等	月 日 分 ~ 時 分	㊦	実施日等	月 日 分 ~ 時 分
	承諾	<input type="checkbox"/> 本人		承諾	<input type="checkbox"/> 本人
	立会い	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()		立会い	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()
	操作者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()		操作者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 他()
	対象物			対象物	

4 提出物件の留置き

区分	日付	手続の履行状況				確認		
提出物件の留置き	1	(留置き日) /	申出内容	交付送達に係る署名・押印			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㊦ ㊦
		(返還日) /	保管場所等	(/) (/) (/)	預り証の返還	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㊦ ㊦	
	2	(留置き日) /	申出内容	交付送達に係る署名・押印			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㊦ ㊦
		(返還日) /	保管場所等	(/) (/) (/)	預り証の返還	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㊦ ㊦	
	3	(留置き日) /	申出内容	交付送達に係る署名・押印			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㊦ ㊦
		(返還日) /	保管場所等	(/) (/) (/)	預り証の返還	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㊦ ㊦	

5 事前通知事項以外の事項に係る質問検査等

区分	日付	手続の履行状況			確認
事前通知事項以外の事項に係る質問検査等	1	(実施日) /	内容	再調査	<input type="checkbox"/> ㊦ ㊦
	2	(実施日) /	内容	再調査	<input type="checkbox"/> ㊦ ㊦

(/)

調査手続チェックシート

6 争点整理表による検討

区分	日付	手続の履行状況				確認
決裁事項	(決裁日) 1 /	様式	争点整理表	備考		㉑
	(決裁日) 2 /	様式	争点整理表	備考		㉑

7 全ての税目・課税期間で更正決定等をすべきと認められない場合の手続

区分	日付	手続の履行状況				確認	
決裁事項	(決裁日) /	様式	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書	回付日		㉒	
更正決定等をすべきと認められない旨の連絡	(連絡日) /	調査を終了する旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	通知書を送付する旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	税務代理人へ通知書を送付することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㉓

8 更正決定等をすべきと認められる税目・課税期間がある場合（上記5以外）の手続

区分	日付	手続の履行状況				確認	
調査結果の説明等	(決裁日) /	様式	調査結果の説明書	備考		㉔	
	(連絡日) /	実施日時		納税義務者に代えて税務代理人へ説明等を行うこと同意	<input type="checkbox"/> 同意あり(全部) <input type="checkbox"/> 同意あり(一部) <input type="checkbox"/> 同意なし	㉕	
	(実施日) /	実施場所	<input type="checkbox"/> 署内(<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話) <input type="checkbox"/> 署外		統括官等の同席	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	㉖
		説明等の相手方	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 税務代理人 <input type="checkbox"/> ()		調査結果の内容説明	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話) <input type="checkbox"/> 無	
		法定手続として行うことの明示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		修正申告等の勸奨	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話) <input type="checkbox"/> 無	
		更正決定等をすべきと認められないものがある場合に通知書を送付する旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		法的効果を記載した書面の交付	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 手交 <input type="checkbox"/> 郵送) <input type="checkbox"/> 無	
修正申告等に伴う法的効果の説明	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話) <input type="checkbox"/> 無		交付送達に係る署名・押印	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
課税処理の状況等	(提出日) /	申告書の提出の状況等	修正(期限後)申告書の提出の状況	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	更正・決定過怠税賦課決定 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 加算税の賦課決定 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	㉗	
	(決裁日) /	決裁事項	更正決定等通知書 加算税の賦課決定通知書 処分の理由書	回付日		㉘	
	(納付日) /	源泉所得の納付の状況等	源泉所得税の納付の状況	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	納税の告知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 加算税の賦課決定 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	㉙	
	(決裁日) /	決裁事項	納税の告知書 加算税の賦課決定通知書 処分の理由書	回付日		㉚	
等	(決裁日) /	決裁事項	更正決定等をすべきと認められない旨の通知書	回付日		㉛	

(/)

【6-2-1】法人税決議書（第3章3-14 ページ参照）

FBHBP01

法人税決議書 法

法人税決議書第1表

決裁 認 印	署 長	副署長・特官	統括官等	担 当 者

納 税 地	整理番号
	施行(処理)年月日 年 月 日
法 人 名	調査区分
代表者又は清算人氏名	処理区分
業 種 目 ()	担当区分
非中小法人等	調査方法
同非区分	事業年度 自 年 月 日
資 本 額 千円	至 年 月 日
調査実施部門	売上階級
	売上金額 百万

区 分	申告額又は直前処理額 ①	調 査 額 ②	所得金額等の増減額
所得金額又は欠損金額	1		所得金額等の増減額
所得法人税額	2		同上の重加対象所得
法人税額の特別控除額	3		翌期以後認容とならない分
差引法人税額	4		その他
リース特別控除取戻税額	5		修正増指総額
土地譲渡利益金	6		同上の重加対象所得
留保課税留保金額	7		翌期以後認容とならない分
使途秘匿税額	8		その他
法人税額計	9		指導等以外
控除所得税額等	10		増 加 税 額
還付所得税額等	11		大相違又は異議照会等 の増減額の増減額
欠損繰戻し還付金額	12		大相違戻し還付の対象欠損金額
差引合計法人税額	13		使途不明金増減額
既に納付の確定した本税額	14		免税・無税確認
増減額	15		課税売上高区分
加算税	16		調 査 日 数
重加算税	17		資料収集の状況
	18		実況区分
	19		そ及区分
	20		この増減額
	21		中間納付額の還付金額
	22		還付所得税額等
	23		欠損繰戻し還付金額
	24		直前事業年度の処理年月日

土税内 地議 渡の訳	長期	
	優良非該当	
	短期	
	超短期	

整 理 欄	通知書作成	更正等通知	地方税通知	検査院副本

【6-2-2】復興特別法人税決議書（第3章3-14 ページ参照）

FBKAP30

()

復興特別法人税決議書 **復**

復興特別法人税決議書第1表

決 裁 認 印	局長又は署長								
									担当者

起案	・	・	・	決裁	・	・
----	---	---	---	----	---	---

納税地				
法人名等				
代表者又は清算人氏名				
業種目	()			
非中小法人等	青	白		
同非区分	区	分		
調査実施部門				

署名	()		
整理番号			
調査課法人番号			
施行(処理)年月日	年	月	日
調査分類			
調査区分			
処理区分			
担当区分			
調査方法			
課税	自	年	月
事業年度	至	年	月

区 分	申告額又は直前処理額 ①	調査額 ②
	十 百 千 円	十 百 千 円
課税標準法人税額	1	
復興特別法人税額	2	
控除税額	3	
差引復興特別法人税額	4	
還付復興特別所得税額	5	
更に納付の決定した復興特別法人税額	6	
増 減 算 税	差引納付すべき税額	7
	加 無申告加算税	8
	減 過少申告加算税	9
税 重加算税	10	

課税標準法人税額の増減額	十 百 千 円
重加対象税額	
その他の	
修正申告の状況	
増加課税標準法人税額	
減額	
重加対象税額	
その他の	
指導等以外	
指導等による復興特別法人税額	

調査日数	
課税事業年度の月数	月
対象期間の月数	月

課税標準法人税額等の計算の明細		十 百 千 円	十 百 千 円
課税標準法人税額の計算	法人税額	11	
	法人税額の特別控除額	12	
	連結納税の承認を振り渡された場合等における課税に控除された法人税額の特別控除額の加算額	13	
	基準法人税額	14	
	課税標準法人税額	15	
控除税額の計算	外国税額の控除額	16	
	復興特別所得税の額	17	
	復興特別所得税の控除額	18	
	控除した金額	19	
	控除しきれなかった復興特別所得税の額	20	

通知書作成	更正等通知	地方税通知

【6-2-3】消費税及び地方消費税の決議書（第3章3-15 ページ参照）

GK BSP10

ページ
部門

消費税及び地方消費税の決議書 消

決裁認印	署 長	副署長・特官	統括官等	担当者	起案	. . .	決裁	. . .

納税地		整理番号	
法人名		施行(処理)年月日	年 月 日
代表者又は 清算人氏名		調査区分	
業種目	()	処理区分	
資本金額	千円	担当区分	
	調査実施 部門	調査方法	
		課税期間	自 年 月 日 至 年 月 日

区 分 (課税区分)	申告額又は直前処理額 ()	調 査 額 ()	税 額 の 増 減	消 費 税	51	円
課税標準額	1	円	消費税	51		
消費税額	2		地方消費税	52		
控除過大調整税額	3		計	53		
控 除 税 額	4		うち固有の非違	54		
控 除 税 額	5		消費税	55		
控 除 税 額	6		地方消費税	56		
小 計	7		計	57		
限界控除前の税額	8		うち固有の非違	58		
控除不足還付税額	9		修正申告等 の 状 況	増 加 税 額	消費税	59
限界控除税額	10		増 加 税 額	地方消費税	60	
差引税額	11		増 加 税 額	計	61	
既に納付の確定 した本税額	12	外	増 加 税 額	うち固有の非違	62	
差引納付すべき税額	13		増 加 税 額	消費税	63	
課税標準となる 消費税額	14		増 加 税 額	地方消費税	64	
控除不足還付税額	15		増 加 税 額	計	65	
差引税額	16		増 加 税 額	うち固有の非違	66	
譲渡還付額	17		増 加 税 額	消費税	67	
割額納税額	18		増 加 税 額	地方消費税	68	
既に納付の確定 した譲渡割額	19	外	増 加 税 額	指 導 等	消費税	69
差引納付すべき譲渡割額	20		増 加 税 額	指 導 等	地方消費税	70
差引納付すべき合計税額	21		増 加 税 額	以 外	消費税	71
無申告加算税	22		増 加 税 額	以 外	地方消費税	72
うち消費税	23		増 加 税 額	以 外	消費税	73
うち地方消費税	24		増 加 税 額	以 外	地方消費税	74
過少申告加算税	25		増 加 税 額	以 外	消費税	75
うち消費税	26		増 加 税 額	以 外	地方消費税	76
うち地方消費税	27		増 加 税 額	以 外	消費税	77
重加算税	28		増 加 税 額	以 外	地方消費税	78
うち消費税	29		増 加 税 額	以 外	消費税	79
うち地方消費税	30		増 加 税 額	以 外	地方消費税	80

課税売上高													
課税資産の譲渡等													
資産の譲渡等													
事業区分別売上割合 (免税を除く)	<table border="1"> <tr> <td>一種</td> <td>%</td> <td>四種</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>二種</td> <td>%</td> <td>五種</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>三種</td> <td>%</td> <td>六種</td> <td>%</td> </tr> </table>	一種	%	四種	%	二種	%	五種	%	三種	%	六種	%
一種	%	四種	%										
二種	%	五種	%										
三種	%	六種	%										
調査日数													
資料収集件数	件 内重要 件												
そ 及 区 分	不正還付												

控除不足還付	消費税	
税額の増加	地方消費税	
中間納付還付	消費税	
税額の増加	地方消費税	

整理欄	通知書作成	更正等通知	検査院副本
-----	-------	-------	-------

【6-2-5】現物確認チェック表（法人税調査用）（第3章3-15 ページ参照）

現物確認チェック表(法人税調査用)

調査対象法人名 _____

担当者氏名 _____

確認印	統括官	担当者

○ 現物確認調査(現物確認を行った事案について記載する。)

日時	平成 年 月 日	時 分
場所	<input type="checkbox"/> 社長室 <input type="checkbox"/> 経理 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 支店・営業所 <input type="checkbox"/> 代表者宅 <input type="checkbox"/> その他()	
チ エ ツ ク 項 目	①確認の承認 : <input type="checkbox"/> 代表者に現物確認の承認を得た。 : : 支店等である場合、代表者に現物確認の承諾を得るほか、次の者の承認を得た。 : <input type="checkbox"/> 代表者以外の責任者 [役職 : 氏名]	
	②現物確認の立会 : 次の者が現物確認に立ち会った。 : <input type="checkbox"/> 代表者 : <input type="checkbox"/> 代表者以外の責任者 [役職 : 氏名] : <input type="checkbox"/> 上記からの者から指名された者 [役職 : 氏名]	
	③現物確認の実施 : 次のとおり現物確認を行った。 <input type="checkbox"/> ②の者による引出し・金庫・パソコン等の閉鎖・起動 <input type="checkbox"/> ②の者による内容物の引き出し・金庫・パソコン等からの搬出・表示 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 会社側によるカウント(調査担当者は現金を手にしない) <input type="checkbox"/> 手形・小切手 <input type="checkbox"/> ②の者の同席の下での現物確認 <input type="checkbox"/> 預貯金証書その他の有価証券・貴金属等 <input type="checkbox"/> ②の者の同席の下での現物確認 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 会社側による操作(データ確認等) <input type="checkbox"/> ②の者の同席の下での操作(データ確認等) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ②の者の同席の下での現物確認 <input type="checkbox"/> 現物確認調査後の保管場所への返納の確認	
	④電子データの取得 : <input type="checkbox"/> 代表者の明示の承諾 : データ入手時の外部記録媒体(<input type="checkbox"/> 外付HDD <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> その他()) : データ入手後の管理 : ①ウイルスチェック <input type="checkbox"/> : ②データの保管(<input type="checkbox"/> 署LANサーバ <input type="checkbox"/> 調査用PC <input type="checkbox"/> その他()) : ③電子データの削除(<input type="checkbox"/> 入手時の外部記録媒体 <input type="checkbox"/> ②の保管データ)	

【6-3-1】法人税決議書第1表（調査課様式）（第3章3-18 ページ参照）

JVEAP10 調査課

法人税決議書

第1表(1) 局

決 裁 認 印	局長	総務部長	調査第一部長	調査第二部長	調査第一部長	次長	調査検括課長
	特別・統括 国税調査官	総括主査	担当調査官	審理 認印	調査審理 課長	審理補佐	二次 審理者

起案	決裁
処 理 月	

署 名	()
部・部門番号	
調査課法人番号	
整理番号	
合併調査課法人番号	
調査分類	
調査区分	
担当区分	
調査方法	
処理区分	
事業年度	(自) 年月日 (至) 年月日
売上金額	百万円
資本金額	百万円
種別区分	法人種別 稼働状況
業種番号	4号指定
初再区分	そ及区分
非中小法人	

納税地	事業種目
代表者又は 清算人氏名	申告区分

区 分	申告額又は直前処理額 ①	調査額 ②
所得		
所得金額又は欠損金額	1	
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
差引法人税額	4	
連結取消し等特別控除加算額	5	
土地譲渡利益	6	
課税土地譲渡利益金額		
同上に対する税額	7	
留保	8	
課税留保金額		
同上に対する税額	9	
使途秘匿税額	外	
法人税額計	10	
仮装経理に基づく控除法人税額	11	
控除所得税額等	12	
差引所得に対する法人税額	13	
還付所得税額等	14	
欠損繰戻し還付金額	15	
差引合計法人税額	16	
既に納付の確定した本税額	17	
増減	18	
増	19	
減	20	
加算税	21	
無申告加算税	22	
過少申告加算税	23	
重加算税	24	

修正申告状況	この増減額
増加所得等	税 増加税額 増減等による増加税額
所得等	指導等による修正申告

不正発見の内訳	営業収入除外 営業外収入除外 架空仕入、架空原価 架空経費 その他 計
認識	翌期以後認容とならない分 翌期認容分 翌期以後認容分 当期認容分

海取係外	増加所得等	
	同上のうち不正発見分	
使秘匿途	増減額のうち認定賞与	
	申告(直前処理)額	
	この処理の増減額	

土税	
地の内	
譲渡	

この処理による	中間納付額の還付金額
	還付所得税額等
	欠損繰戻し還付金額

欠損金又は災害損失金等の当期控除額の増減額	
欠損繰戻し還付対象所得金額	

	日 数	内地方	内消費	実施区分
指令日数				
準備日数				実務調査日数
実調日数				内地方
委託日数				内消費
発議日数				

第4章 マスキング例

JVEAP30 調査課

調査経過書 その 1

(是否認事項整理票)

		個票番号	決議書種類	事業年度(至)	年 月 日
調査部署			部 課		応 対 者
調査帳票					
損益 コード	損益科目	うち重加分 うちその他分 増減差額	貸借 コード	貸借科目	金額
		内重 内他			
		内重 内他			
		内重 内他			
		内重 内他			
		内重 内他			
		内重 内他			
合 計		うち重加分 うちその他分 増減差額	合 計		
増減額の内訳	不正発見分	I T 調査	内	調査手段	
	非認容	増 差		不正動機	
	翌期認容	海 外 取 引	内	海外増差の国名	
	翌期以後認容	増 差		事業所コード	
当期認容	虚偽表示の	内	繰越欠損金当期		
計	期間損益		控除増減額		
是否認の理由等					

個票作成No

調査担当者

【6-3-3】消費税及び地方消費税の非違内訳書（第3章3-19 ページ参照）

JVECP50 調査課

消費税及び地方消費税の非違内訳書

	課税期間 (自)	年	月	日
	(至)	年	月	日
法人名				

非違区分	更正		指導等	
	非違税額	うち重加	非違税額	うち重加
連動非違				
固有の非違				
限界控除増減額				
端数調整額				

	合計	うち指導等修正分	うちIT調査分	うち地方消費税分
非違税額				
重加対象額				
うち固有の非違				
重加対象以外額				
うち固有の非違				
		調査後 課税資産の譲渡等		調査後 課税売上割合
		調査後 資産の譲渡等		%

	更正	指導等
調査手段 (固有の非違)		

第4章 マスキング例

【6-4-1】相続税の更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書（第3章 3-20 ページ参照）

相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書（第1表）

					整理番号	編てつ番号		
年 月 日	署 長	副 署 長	特官又は統括官	担 当 者	整 理			
起 案	・ ・				整理簿 記入者印	集計票 記入者印	本人へ の通知	上 申 要・否
決 裁	・ ・							実調入力 要・否
被相続人	住 所	〒		整理番号				所有等資料 要・否
	氏 名	(職)	相続開始年月日	・ ・	住所	〒	整理番号	
相続、遺贈又は相続時 精算課税に係る贈与に よって財産を取得した者		合 計			氏 名	(続柄)		
					申告是認・非課税・決定・更正(増・減)			
区 分	当初課税額 (円)	調 査 額	増減(△) 差額	当初課税額 (円)	調 査 額	増減(△) 差額		
① 取得財産の価額	円	円	円	円	円	円		
② 相続時精算課税適用財産の価額								
③ 債務及び葬式費用の金額								
④ 純資産価額(①+②-③) (赤字のときは、0)								
⑤ 純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額								
⑥ 課税価格(各人ごとに1,000 円未満切捨て) (④+⑤)	△	△	△					
⑦ 法定相続人の数	人	人	人	相・放・他	相・放・他			
⑧ 遺産に係る基礎控除額	円	円	円					
⑨ 相続税額(第3表の□又は 第2表及び第2表続の⑫)								
⑩ 相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額								
税 控 除 額	⑪ 暦年課税分の 贈与税額控除額							
	⑫ 配偶者の税額軽減額							
	⑬ 未成年者控除額							
	⑭ 障害者控除額							
	⑮ 相次相続控除額							
	⑯ 外国税額控除額							
⑰ 計								
⑱ 差引税額 (⑨+⑰-⑱)								
⑲ 相続時精算課税分の 贈与税額控除額								
⑳ 医療法人持分税額控除額								
㉑ 小 計 (⑱-⑲-⑳)								
㉒ 農地等納税猶予税額								
㉓ 株式等納税猶予税額								
㉔ 山林納税猶予税額								
㉕ 医療法人持分納税猶予税額								
加 算 税	申告納税額 (㉒-㉓-㉔- ㉕)	納付税額						
		還付税額						
	⑳ 納付税額の合計額(㉖+㉗)							
更正・決定の理由								
延滞税計算の起算日				相続人の分		被相続人の分		
				自	・	自	・	
						至	・	

【6-4-2】相続税実地調査実績書兼非課税申告是認決議書（第3章3-20ページ参照）

FDC4P01

相続税		事績書兼非課税申告是認決議書				調査区分	編てつ番	整理簿記入者印	
調査	回目	年月日	署長	副署長	特官統括官	担当者	資産所有等資料の作成		
決裁	起案	年月日					要		
実地調査は事後処理	決裁	年月日					要		
要更正	起案	年月日					要		
事案の申告是認	決裁	年月日					要		
申告書(後・修)提出年月日							要		
上申の要否							要		
名簿番号	住所								
氏名(電話)									
相続開始年月日	年月日	生年月日	年月日	(歳)	職業				
1 事績の総括表(円)						見込総遺産価額	百万円		
項目	額(円)	額(円)	増減差額(千円)	重加対象額(千円)					
土地									
家屋・構築物									
事業(農業)用財産									
同族会社の株式等									
上記以外の株式等									
有価証券									
公債及び社債									
投資・貸付信託									
現金・預貯金等									
家庭用財産									
その生命保険金等									
他の立木									
財産その他									
特殊財産									
取得財産の価額									
精算課税適用財産の価額									
合計									
債務・葬式費用									
差引純資産価額									
3年以内の贈与加算額									
課税価格									
相続税の総額									
税額控除額の合計額									
税額控除後の差引税額									
精算分の贈与税額控除額									
医療法人税額控除額									
税額小計									
農地等納税猶予額									
株式等納税猶予額									
山林納税猶予額									
医療法人納税猶予額									
納付すべき税額									
2 増減財産の内訳(千円)		合計額	うち郵便局分	3 調査後の特例農地等の価額					
土地	申告漏れ	他市区町村所在		不動産等の価額					
	評価誤り	自市区町村所在			円				
		事実関係の誤り							
		その他							
計				農業投資価格による合計	円				
有価証券	申告漏れ	株式及び出資		農業投資価格による不動産等の価格	円				
	評価誤り	その他							
計									
現金・預貯金等	預貯金等	無記名・架空名義		4 調査日数					
		申告以外取引金融機関		調査年月日		調査総日数			
		申告取引金融機関		開始			日		
計				終了			日		

【6-5-1】平成〇年分譲渡所得実地調査書（第3章3-23 ページ参照）

NNZ9年分 譲渡所得実地調査書

(N/N)

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
住所NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
氏名NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN税務署		編てつ 番号		
年 月 日	署 長	副 署 長	特 官・統 括 官	担 当 者
起 案	Z9.Z9.Z9			
決 裁				

課税年分 NN Z9	名簿番号 ○○○○○○○	整理番号 9 9 9 9 9 9 9 9	処 理 区 分 NNNNNNNN	実地調査区分 NN	調査総日数 ZZ9.9
---------------	-----------------	-------------------------	---------------------	--------------	----------------

申告書提出年月日(後・修)
NNZ9.Z9.Z9

重加算税対象所得
Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9

特 例 適 用 条 文
NNXXのXXX NNXXのXXX
NNXXのXXX NNXXのXXX
NNXXのXXX

更 正 ・ 決 定 決 議

加 算 税 決 議

NNNNN	調 査 前 の 金 額	調 査 後 の 金 額	増 減 差 額
譲 渡 価 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
取 得 費	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
譲 渡 費 用	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
買換資産等の取得価額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
収 入 金 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
必 要 経 費 等	保 証 債 務 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	必 要 経 費	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	特 別 控 除 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	計	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
譲 渡 所 得 金 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
税 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9

NNNNN	調 査 前 の 金 額	調 査 後 の 金 額	増 減 差 額
譲 渡 価 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
取 得 費	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
譲 渡 費 用	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
買換資産等の取得価額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
収 入 金 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
必 要 経 費 等	保 証 債 務 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	必 要 経 費	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	特 別 控 除 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	計	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
譲 渡 所 得 金 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
税 額	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9

加算税	NNN	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9
	重加算税	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z 9

NNZ9年分 譲渡所得 実地調査書 付票

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 住所 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 氏名 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

調査年月日
 開始NNZ9-Z9-Z
 終了NNZ9-Z9-Z

調査担当区分
 NNNNN

局番番号
 999999

課税年分
 NNZ9

名簿番号
 99999999

整理番号
 9999999999

交換・買換えの特例適用
 N

所得税担当への連絡
 . .

当初見込時価 (単位:千円)
 ZZZZZZZZZZZ9

修正見込時価 (単位:千円)
 ZZZZZZZZZZZ9

不正行為の内訳	金額 (単位:円)
譲渡価額隠ぺい	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9
架空中間譲渡者介在	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9
仮装必要経費	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9
仮装買換資産価額	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9
特例適用の仮装	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9
その他	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9
合計	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9

仮装特例適用条文の内訳	NNXXのXXX
	NNXXのXXX
	NNXXのXXX
	NNXXのXXX

整理項目	
納税相談有無	N
現地確認の有無	N
重要資料せんの有無	N
税理士関与の有無	N
不動産業者介在	N
反面調査有無	N
代金使途確認の有無	N

整理項目	
消費税調査の有無	N
選定区分	NNNN
取引区分	NNNN
譲受者区分	NNNNNNNNNN
資産の種類等	NNNNNNNNNN
資産の所在	NN
金融機関等調査	NNNNNN
集団買収該当区分	NNNNNNNNNN

実地調査選定基準	
1 1	N
1 2	N
2 0	N
3 0	N
4 0	N
5 0	N
6 0	N
7 1	N
7 2	N
8 0	N
9 0	N
0 0	N

収集資料せん枚数	
重要資料せん	ZZ9枚
その他	ZZ9枚

【6-5-3】平成〇年分譲渡所得納税相談申告審理事績書（第3章3-24ページ参照）

NNZ9年分 譲渡所得納税相談申告審理事績書		NNZ9・Z9・Z9		出力	
整理番号		X	X	X	X
編 号		X	X	X	X
確定申告		X	X	X	X
取得期限		ZZZZZ			
供する期限					
確定優良住宅地等予定地の特例予定期間					
署 長		副署長		統括官	
担当者		処理区分		事案区分	
納税相談	起案	1 省略	2 特無	3 普無	4 実調
納税相談	決裁	5 実調以外	6 行政指導	消費税相談 有・無	
申告審理	起案	1 省略	2 特無	3 普無	4 実調
申告審理	決裁	5 実調以外	6 行政指導	消費税管理方式 税込・税抜	
処理区分の変更	起案	実調 → 実調省略 実調 → 実調以外 行政指導 → 実調以外			
処理区分の変更	決裁	実調以外 → 実調 実調省略 → 実調 行政指導 → 実調			
名簿番号	住所	氏名		職 業	勤務先 TEL
9999999	(2) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (1) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX NNNNNNNNNNNNNNNNNN		業	NNNNNNNN NNNNNNNN
納税相談	譲渡区分	譲渡価額	取得費	譲渡費用	買換資産等の取得価額
納税相談	取入金額	必要経費	加算相続税額	特別控除額	計
納税相談	譲渡所得金額				
申告審理	収入金額	---	---	---	---
申告審理	譲渡所得金額	---	---	---	---
見込当初	777,777,777千円	資料枚数	申告案内	NNZZ.ZZ.ZZ	指 定 日
時価修正	777,777,777千円	777777枚	来署依頼	NNZZ.ZZ.ZZ	NNZZ.ZZ.ZZ
買受人照会回答	ZZ / ZZ	再来署依頼	NNZZ.ZZ.ZZ	NNZZ.ZZ.ZZ	NNZZ.ZZ.ZZ
納税相談記事	1. 譲渡理由・譲渡物件の状況		完了	1 面接有り(1回)	所得
	2. 譲受者・仲介人に関する事項		9 未済	2 面接有り(2回以上)	有
	3. 譲渡代金の受領状況等		0 除却	3 所得有り(申告要)	無
	4. 調査のポイントとなる事項、その他参考事項			4 所得無し(申告不要)	無
住所	住所説明結果	NNZZ.ZZ.ZZ	無申告お尋ね	NNZZ.ZZ.ZZ	
相談区分	A		B		C
申告審理事項					指令年月日
指示事項					指令日数
選定基準	実地調査	11 12 20 30 40 50 60 71 72 80 90 00	実調以外	1 2 3 4 5	行政指導
選定基準	実調以外	1 2 3 4 5	行政指導	1 2 3 4 5	日

【6-5-4】資産の取得時期等照会書（第3章3-24 ページ参照）

譲渡者名簿番号

資産の取得時期等照会書

第____号 平成____年____月____日 _____ 殿 _____ 税務署長 印 (担当者)	平成____年____月____日 _____ 税務署長 殿 _____ 市区町村長 印 (取扱者)							
御多忙中恐縮ですが、所得税の調査上必要ですので、下記の物件について、回答欄に御記入の上、折り返し御回答願います。								
記								
番号	物件所在地	種類	面積	所有者の住所・氏名				
1			㎡					
2								
3								
回答欄（上記物件について、上記の所有者の直前所有者について記入してください。）								
番号	直前の所有者			上記所有者への移転時期				
	住	所	氏名	登記年月日	登	記	原	因
1				. .	1	2	3	4
					売	贈	相	
					買	与	続	
2				. .	1	2	3	4
					売	贈	相	
					買	与	続	
3				. .	1	2	3	4
					売	贈	相	
					買	与	続	
(備考)								

(資6-24-A4標準)

第4章 マスキング例

【6-5-5】譲渡物件の現地確認事績（依頼）書（第3章3-24 ページ参照）

譲渡物件の現地確認事績（依頼）書

譲渡者名簿番号

平成 年 月 日		税務署		平成 年 月 日		税務署	
下記のとおり回答する。		資産課税（担当）部門 （担当者）		下記の物件について 現地確認を依頼する。		資産課税（担当）部門 （担当者）	
譲 渡 物 件	物件所在地	種類	数量	契約年月日	許可年月日	見込時価額	申告価額
			m ²	引渡年月日	登記年月日	(1m ² 当り) 円	(1m ² 当り) 円
				・	・	総額 千円	総額 千円
譲渡者	住所			氏名		職業	
譲受者	住所			氏名		職業	
物 件 の 概 況	交通事情	線 駅まで	乗物 分	徒歩 分	供給施設	都市ガス——有・無、下水道——有・無 水道——有・無（引込可、引込不可）	
	高台、傾斜地（度）、平地、低地、窪地、湿地、崖地、不整形地、袋地、無道路地、高圧線下地、 □方道路、角地、準角地、完全舗装、簡易舗装、舗装無、 道路幅員 正面 m 側方 m 裏面 m、 道路面より 高い cm 低い 道路より 奥行 m	環境			良（ ） 不良（ ） 日照——良・不良 東、西、南、北向	法的利用制限	市街化区域（商業地、住宅地、工業地） 市街化調整区域、その他（ ）
利用状況	空地、建付地、貸家建付地 貸地（譲受者、その他）、農耕地 駐車場、資材置場 その他（ ）	借地人	住所	氏名			
		借家人	住所	氏名			
造成状況	造成の時期	造成費用	円	住所	氏名		
	造成後の形状	円		氏名			
実測の有無（形跡）	有・無	実測面積	m ²	簡易測量の結果（推計）	m ²		
探 聞 事 項	譲渡物件の探聞価額 千円（m ² 、坪）		円	その 他 参 考 事 項			
	周辺地の探聞価額 千円（m ² 、坪）		円				
	探聞先——住所 氏名、職業						
付 売 買 近 実 の 例	物件所在地	(物件所在地略図)		(物件の形状等)			
	売買年月日						
	実例価額	1 m ² 当り	円				
見 込 時 価 額 の 検 討	見込時価修正の要否及び理由						
	修正後の見込時価額	(1 m ² 当り) 円	総額 千円				
	申告譲渡価額	千円	= %				
	修正後の見込時価額	千円					
確認年月日	・	統括官		担当者			

(資6-30-A 4 標準)

【6-5-6】取得価額引継整理票（第3章3-25 ページ参照）

取得価額引継整理票

整理番号	<input type="checkbox"/> 非事業用 ・ <input type="checkbox"/> 事業用 ・ <input type="checkbox"/> 併用												
譲渡者 特例適用者	住所	(電話)					氏名						
低額譲受者	住所	(電話)					氏名						
取得 価 額 を 引 き 継 い だ 資 産 （ 買 換 資 産 等 ）	所在地番 （家屋番号）												
	種類												
	数量						m ²	m ²					
	買換資産等の 実際の取得価額等						円	円					
	引継いだ取得時期	年 月 日						年 月 日					
	引継いだ取得価額						円	円					
	引き継いだ取得 価額の計算根拠	譲渡資産の取得価額					円	譲渡資産の取得価額					円
		譲渡資産の譲渡費用					円	譲渡資産の譲渡費用					円
		課税される割合 20%・10%・()%						課税される割合 20%・10%・()%					
	取得（価額譲 が引渡 された 資産）	所在地番											
種類													
数量							m ²	m ²					
譲渡年月日		年 月 日						年 月 日					
譲渡価額							円	円					
特例適用 条文	所 措 法 条	個人課税部門へ写し を回付した年月日				・	個人課税部門 受 領 印						
申告等 のあ つた 税 務 署	局 署	整理票 作成 年月日	・	作成の とな 簿 書	基 た 名	申告 審 理	事後 処 理	実 地 認	確 認 番 号 ()	編 て つ 番 号	作 成 者		
異動事績 整理欄	年月日	・	理由				処理				担当印		
	年月日	・	理由				処理				担当印		

(資6-34-A4統一)

【6-6-1】 間接諸税の調査決議書（第3章3-26 ページ参照）

GLAPP57

決 裁 欄	署 長	副 署 長	特 官	統 括 官	第 部 門	第 部 門	担 当 者	起 案		
								決 裁		
								施行年月日		

印紙税調査決議書（1表）

調 査 対 象 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
事 業 年 度	自		至
売 上 金 額	百万円		売上階級
資 本 金	万円		
業 種	()		
印 紙 の 購 入 額		一 括 納 付 税 額	
円		円	
納 付 計 器 税 額		書 式 表 示 税 額	
円		円	
整 理 番 号			
調 査 区 分	()		
調 査 着 手 年 月 日	年 月 日		
調 査 日 数	日		
応 援 受 入	日		
調 査 対 象	自		
課 税 期 間	至		
部 門 番 号	事前通知		
調 査 選 定 理 由	()		
非 違 区 分	()		
非 違 発 見 端 緒	()		

調査事績通報書作成 大口非違事績通報書作成 局（統括官等）への連絡 税関への連絡

非 違 税 額 等		
区 分	課 税 標 準 等	措 置 (案)
増 加 額	課 税 標 準	
	税 額	円
	加 算 税	円
減 少 額	課 税 標 準	
	税 額	円
	加 算 税	円
還付金相当税額	税 額	円
不正行為に係る本税額	増 加	円
	減 少	円
不 納 付 等 税 額		円
過 怠 税 額		円
不 納 付 通 数		通

第4章 マスキング例

GLAPP53

決裁欄	署長	副署長	特官	統括官	第 部 門	第 部 門	担当者	起 案		
								決 裁		
								施行年月日		

調査決議書（1表）

調査対象者	製造者	住所又は所在地				整理番号			
		氏名又は名称				調査区分	()		
	納税者	住所又は所在地				調査着手年月日	年 月 日		
		氏名又は名称				調査日数	日		
事業年度	自		至		応援受入	日			
売上金額	百万円		売上階級		調査対象	自			
資本金	万円				課税期間	至			
業種	()				部門番号	事前通知			
					調査選定理由	()			
					非違区分	()			
					非違発見端緒	()			

調査事績通報書作成 大口非違事績通報書作成 局（統括官等）への連絡 税関への連絡

非 違 税 額 等			
区 分	課 税 標 準 等		措 置 (案)
増 加 額	課税標準		
	税 額	円	
	加 算 税	円	
減 少 額	課税標準		
	税 額	円	
	加 算 税	円	
還付金相当税額	税 額	円	
不正行為に係る本税額	増 加	円	
	減 少	円	

備考	
----	--

整理欄	送達方法	効力発生日時	管理書類及び送付の有無														
	文付送達	年 月 日 午 時 分	第三債務者受領書・押引又は 送達記録書 ()	有・無													
	郵便送達	年 月 日 時 分	郵便受取記録票 ()	有・無													

年 月 日

差 押 調 書

財務事務官

下記滞納国税が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた(貴社)の下記財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。なお、この差押え後は下記財産の取立てその他の処分をすることができません。

滞納者(債権者)	住所(所在)										
	氏名(名称)										
滞納国税等	年度	税目	納期限 督促等年月日	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限等	備考	
差押債権	債権者	住所(所在)									
		氏名(名称)				内容	別紙財産目録のとおり				
	履行期限				差押調書本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 時 分	債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 時 分					
備考	<p>1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の債権を取立て等ができる状態におく強制的な処分であり、これにより、滞納者は、差押えを受けた債権を取り立てたり処分したりすることが禁止されます。</p> <p>2 滞納者に対しては差押調書の謄本を交付します。また、第三債務者に対しては債権差押通知書を送達します。</p> <p>3 差押債権(金銭)を国が取り立てたときは、後日、税務署から「配当計算書」(取り立てた金銭を国税等に配当する旨を記載した書類)を送付します。</p> <p>4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。</p>										

連絡先 (担当 電話) [Redacted]

(債権者)

財	
産	
目	
録	

NNNNN (XXXXX)

*** 一件別徴収カード ***NNNNNN

ページ

平成 年 月 日 時 分 秒

〒 住所 (所在地)				氏名 (名称) 電話番号 請求人				整理番号										
税 課 税 期 間 (自) 目 課 税 期 間 (至) 徴 定 区 分 徴 定 年 月 日 当 初 徴 定 年 月 日 告 知 書 番 号 分 納 回 数 所 属 年 度 徴 会 計 年 度 承 継 入 区 分 転 出 入 区 分 引 継 区 分				法 定 納 期 限 納 期 限 法 定 納 期 限 区 分 通 則 法 11 条 の 期 限 申 告 延 長 期 限 納 期 限 の 延 長 期 限 重 加 対 象 税 額 重 加 見 込 の 有 無				延 納 届 出 額 延 納 等 許 可 額 延 納 成 立 区 分 7.3% 終 期 除 算 期 間 (自) 除 算 期 間 (至)										
年 本 税 還 付 金 本 税 申 請 内 容 申 請 額 還 付 利 子 税 還 付 延 滞 税				振 替 利 用 区 分 振 替 金 融 機 関 番 号 振 替 金 融 機 関 名 称 預 貯 金 種 類 口 座 番 号 振 替 納 付 区 分				納 貯 番 号 青 白 区 分 業 種 番 号 被 相 続 人 等 整 理 番 号 削 除 禁 止 の 区 分										
督 促 保 留 区 分 ・ 期 限 納 税 の 猶 予 年 月 日 滞 納 処 分 停 止 年 月 日																		
異 動 記 録	異 動 回 数	管	理	計上 年月	転 入 区 分	特 例 日 事 実 発 生 日	取 納 機 関	デ ー タ 種 類	法 定 充 当 表 示	二 次 義 務 者 納 付	本 税	加 算 税	重 加 算 税	利 子 税	延 滞 税	日 数	計 算 日 計 算 額	
		入 力 年 月 日	照 合 コー ド バ ッ チ 番 号															
最 終 算 出 日 ()											未 納 額							
督 促 記 録	督 促 番 号	追 加 督 促 区 分	督 促 区 分	督 促 等 決 議 年 月 日	本 税	加 算 税	重 加 算 税	利 子 税	延 滞 税	督 促 返 戻 (取 消) 区 分								